



# 行政 指南

丰田市  
生活便利手册

丰田市政府  
市政发信课

# 目录 [ 目次 ]

いざというときに 发生紧急情况时	2
届出・手続き 申报、手续	20
税金 税金	40
国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金 国民健康保险、后期高龄者医疗、国民年金	48
医療費助成 医疗费补助	56
保健・衛生 保健与卫生	66
福祉 福利	70
出産・育児・教育 生育、育儿、教育	94
暮らし・環境 生活、环境	120
相談 咨询	136
教養・文化・スポーツ 教养、文化、体育	144
公共施設の電話番号 公共设施电话号码	148

問 消防本部指令課	☎35-9750(市民案内)	☎35-9724 FAX35-9739(一般問合せ)
地域包括ケア企画課	☎34-6787 FAX34-6793(東庁舎1階)	
防災対策課	☎34-6750 FAX34-6048(南庁舎4階)	



いざというときに

## こんなときどうする①

### 火災・救急・救助のときは119番通報してください

救急車を利用できるのは→病院などに緊急に搬送する必要がある場合です。

具体的には……

- 意識がない ■けいれんが止まらない ■呼吸が困難
- 激しい痛み(頭痛、胸背部痛、腹痛) ■大量の出血 ■広範囲のやけどなど

#### 119番通報すると……

消防本部の指令員が「火事ですか？ 救急車ですか？」と聞きます。



##### 火災の場合

- 住所(近くの目標物、何階か)
- 何が燃えているか
- 逃げ遅れないか
- 通報者の氏名・電話番号

##### 救急の場合

- 住所(近くの目標物、何階か)
- 誰がどうしたのか
- 通報者の氏名・電話番号

##### 事故の場合

- 住所(近くの目標物)
- どういう事故か
- 通報者の氏名・電話番号

※適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などを尋ねる場合があります

- 救急車は、緊急車のため、サイレンを鳴らします
- 重症の場合は、救急車だけでなく消防車も出動することがあります
- 通報の後、指令室から電話をかけなおすことがあります。  
携帯電話の場合、しばらくは電源を切らないでください



##### 救急車を呼んだ後

##### 用意しておくと便利なもの

- 保険証や診療券 お金 靴
- 普段飲んでいる薬(おくすり手帳)

##### 乳幼児の場合

- 母子健康手帳 紙おむつ
- ほ乳瓶 タオル

##### 救急車が来たら伝えてほしいこと

- 事故や具合が悪くなった状況
- 救急隊が到着するまでの変化
- 行った応急手当の内容
- 具合の悪い人の情報  
(持病、かかりつけの病院やクリニック、  
普段飲んでいる薬、医師の指示など)

### そのほかの119番通報方法……

#### ●音声以外の通報

##### (1)FAX(ファックス)

119番に住所や概要、通報者の氏名などを記載した用紙を送付してください。

##### (2)Eメール(メール119)

事前に登録が必要なため、指令課まで相談してください

##### (3)インターネット(Net119) 同上

#### ●日本語以外の通報

通報者が日本語を話せない場合でも、指令員が消防専門の外国語通訳を活用して通報内容を確認します。  
(対応できる言語には限りがあります)

咨询 消防本部指令课 ☎35-9750 (市民指南)  
地域总括护理企划课  
防灾对策课

☎35-9724 FAX35-9739 (一般咨询)  
☎34-6787 FAX34-6793 (东厅舍 1 楼)  
☎34-6750 FAX34-6048 (南厅舍 4 楼)

## 》 出现这种情况怎么办①

### 发生火灾、或需要急救、救助时请拨打119

以下情况可要求使用救护车→需要马上送至医院进行救助时。

具体是.....

- 失去意识 ■抽搐不止 ■呼吸困难
- 剧烈疼痛 (头痛、胸部背部疼痛、腹痛) ■大量出血 ■大面积烧伤

#### 拨打119 后.....

消防本部指令员会询问：“是火警？还是需要救护车？”



##### 发生火灾时

- 住址 (附近的标志性建筑、在几楼)
- 什么着火了
- 是否有人被困
- 报警人的姓名、联系电话

##### 需要急救时

- 住址 (附近的标志性建筑、在几楼)
- 谁发生了什么情况
- 报警人的姓名、联系电话

##### 发生事故时

- 住址 (附近的标志性建筑)
- 什么事故
- 报警人的姓名、联系电话

※为将伤病人员送至合适的医院，将询问伤病人员的年龄、所患疾病、平时就诊的医院等信息。

- 救护车为紧急车辆，将拉响警铃。
- 有重症人员时，除救护车外还将出动消防车。
- 报警后，指令室可能打电话过来。如使用手机，请勿关机。



#### 呼叫救护车后，建议做好以下准备

- 保险证及诊疗卡 现金 鞋子
- 日常服用的药物 (用药手册)

#### 病患为婴幼儿时

- 母子健康手册 纸尿布
- 奶瓶 毛巾

#### 救护车抵达后，请告知以下信息

- 事故或病情 (伤情) 的恶化情况
- 救护人员赶到前的变化
- 采取了什么紧急救护措施
- 伤病人员的相关信息  
(所患疾病、平时就诊的医院或诊所、  
日常服用的药物、医生的嘱咐等)

#### 其他119报警方式.....

##### ●语音以外的报警方式

- (1) FAX (传真)  
请将记载有地址、概要及报警人姓名等信息的内容发送到 119。
- (2) 电子邮件 (邮件 119)  
需事先注册，请咨询指令课。
- (3) 网络 (Net119) 同上

##### ●日语以外的报警方式

即使报警人不会说日语，指令员也会充分运用消防专业外语翻译人员的协助，确认报警内容。  
(可应对的语言有限)



## こんなときどうする②

### 休日や夜間の急病のときには

問 地域包括ケア企画課

いざというときに

#### 1 1次救急

投薬・注射といった処置や応急手当が受けられます。症状が重い場合は、2次救急の病院を紹介、または救急車で運びます。

#### 2 2次救急

1次救急の医療機関で症状が重く、入院・手術を必要とすると診断された時には、**豊田厚生病院・トヨタ記念病院・足助病院・地域医療センター**が当番で対応します。ただし症状が重いと感じた場合は、早めに救急車を呼んでください。  
また小児科医の診療が必要と診断された子どものために、豊田厚生病院とトヨタ記念病院が当番です。  
小児科医が診療できる体制を確保しています。

#### 3 3次救急

**豊田厚生病院・トヨタ記念病院**に救命急救センターが設置されています。24時間体制で重篤救急患者の救命医療を担当します。

#### ■月～土曜日 夜間

地域医療センター(西山町 ☎34-3000)

区分	診療時間 ※受付は終了30分前まで
平日 内科系・外科系	午後7時～翌午前9時
土曜日	内科系 午後2時～翌午前9時
	外科系 午後7時～翌午前9時

#### ■日曜日・祝日・年末年始

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所(西山町 ☎32-7150)

豊田市立南部休日救急内科診療所(和会町 ☎85-0099)

診療科	外来受付時間
内科、小児科	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分

休日救急外科医療機関(当番制)※広報とよたに掲載

診療科	診療時間 ※受付は終了30分前まで
外科系	午前9時～午後5時

地域医療センター(西山町 ☎34-3000)

区分	診療時間 ※受付は終了30分前まで
内科系	午後5時～翌午前9時
外科系	午後5時～翌午前9時
歯科	午前10時～午後3時 ※8月13日～15日も診療しています

#### ■とよた急病・子育てコール24

～育教(いつきゅう)さんコール～

(☎0120-799192な(やむ前に)きゅうきゅういくじ)

相談日	相談受付時間
毎日	24時間

看護師、医師などの専門職が症状に応じた医療機関案内や応急処置方法などの救急医療相談に対応します。

※大人の症状についても相談できます

#### ■あいち救急医療ガイドホームページ

地域や診療科目などから医療機関を検索できます。

#### ■日本中毒情報センター110番

[365日対応]

(☎072-727-2499 [24時間対応])

(タバコ専用 ☎072-726-9922 [24時間テープ対応])

化学物質、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒についての事故が発生している場合に情報提供を受けられます。



## 出现这种情况怎么办②

### 假日或深夜突发疾病

咨询 地域总括护理企划课

#### 1 1 级急救

可接受用药、注射等  
医治或应急护理。症  
状严重时，介绍 2 级  
急救的医院，并使用  
救护车运送。

#### 2 2 级急救

在 1 级急救的医疗机构发现症状严重，需要住院或  
进行手术治疗时，将由丰田厚生医院、TOYOTA 纪念医院、足助医院、地域医疗中心等机构轮流值班进  
行应对。但，如感到症状十分严重，请尽早呼叫救  
护车。

此外，为了保证需要小儿科医生诊治的幼儿的需要，  
由丰田厚生医院与 TOYOTA 纪念医院轮流值班负责  
确保小儿科的诊疗。

#### 3 3 级急救

**丰田厚生医院、  
TOYOTA 纪念医院**

设有紧急救护中心。  
以 24 小时制负责为  
危重急救患者提供紧  
急救护的医疗服务。



发生紧急情况时

#### ■周一～周六 夜间

地域医疗中心(西山町 ☎34-3000)

区分	诊疗时间	
※ 诊疗结束 30 分钟前停止挂号		
周一至周五	内科、外科	下午 7 点～次日上午 9 点
周六	内科	下午 2 点～次日上午 9 点
	外科	下午 7 点～次日上午 9 点

#### ■周日、节假日、年末年初

丰田加茂医师会会立假日急诊内科诊所  
(西山町 ☎32-7150)

丰田市市立南部假日急诊内科诊所  
(和会町 ☎85-0099)

诊疗科	门诊窗口受理时间
内科、小儿科	上午 9 点～11 点 30 分 下午 1 点～4 点 30 分

假日急诊外科医疗机构(轮班制)

※ 在丰田广报上刊登

诊疗科	诊疗时间
外科	上午 9 点～下午 5 点

地域医疗中心(西山町 ☎34-3000)

区分	诊疗时间
内科	下午 5 点～次日上午 9 点
外科	下午 5 点～次日上午 9 点
牙科	上午 10 点～下午 3 点 ※8 月 13 日～15 日正常看诊

#### ■丰田急病育儿热线 24

##### ～育救热线～

(☎ 0120-799192 (告别烦恼) 急救和育儿咨询)

咨询日	咨询受理时间
每天	24 小时

由护士和医生等专职人员应对急救医疗咨询，  
例如符合症状的医疗机构介绍和应急处置方法等。

※ 关于成人症状，亦可咨询。

#### ■爱知急救医疗指南主页

可按地域和诊疗科目等搜索医疗机构。

#### ■日本中毒信息中心 110 [全年无休]

(☎ 072-727-2499 [24 小时服务])

(吸烟专用 ☎ 072-726-9922 [24 小时语音服务])

对因化学物质、医药品、动植物的毒性等引起的急性中毒事故提供相应信息。



## 》こんなときどうする③

### 地震が起きたら…



#### 揺れがおさまったら

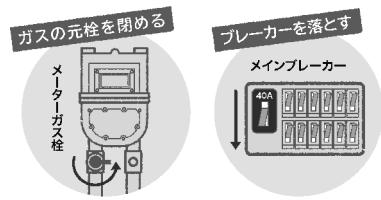
- ドア・窓を開けて出口を確保する



- ケガをしないよう靴やスリッパを履く
- 可能な範囲で火の始末をする
- 自宅を点検し、倒壊の恐れがあれば避難する

#### 避難するとき

- ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る



- 防犯のために戸締りをする
- 緊急車両の通行を妨げないよう、車は使用しない
- 近所の人や地域の役員などに行き先を伝えておく

## 》こんなときどうする④

### 豪雨や台風にあったら…

#### 豪雨や台風が来そうなとき

- テレビやラジオ、インターネットなどを利用して積極的に情報を収集する
- 物干し竿、植木鉢、自転車など風で飛ばされやすいものを室内に入れる
- 浸水の恐れのある場所では、食料品・衣類・寝具などを高い場所に移動させる
- 洗そうに水をはるなど、生活用水を確保する
- いつでも避難できるよう非常持ち出し品を準備する



#### 避難するとき

- いま、避難すべきか冷静に考える  
※暗い中や暴風雨の中での避難はかえって危険です。  
避難が遅れたら、安全な建物の高所や土砂の影響が少ない所など、より安全な場所で助けを待ってください
- 運動靴で避難する  
※長靴は中に水が入ると歩きにくくなります
- 非常持ち出し品は背負うなどして両手は自由にする
- 隣近所で声を掛け合い、歩いて避難する



## 》出现这种情况怎么办③

### 如果发生地震.....



#### 晃动停止后

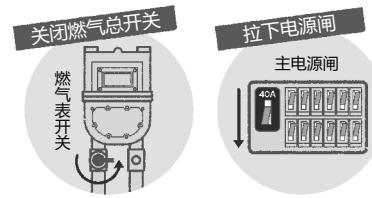
- 打开门窗，确保出口



- 穿上鞋子或拖鞋，以免受伤
- 在可能范围内，熄灭火源
- 检查自家房屋，如有可能倒塌，则进行避难

#### 避难时

- 关闭燃气总开关，拉下电源闸



- 锁好门窗，以防盗贼
- 不要开车，以免妨碍紧急车辆通行
- 事先向附近人员或地区干部等告知自己的去处

## 》出现这种情况怎么办④

### 如果遭遇暴雨或台风.....

#### 可能有暴雨或台风来临时

- 利用电视、收音机、互联网等，积极收集信息
- 把晾衣杆、花盆、自行车等容易被大风吹翻的物件搬进室内
- 在可能淹水的地方，把食品、衣服、寝具等移到高处
- 确保生活用水，例如把浴缸放满水等
- 准备应急物品，以备随时避难



#### 避难时

- 冷静思考现在是否应该避难  
※ 在黑暗中或暴风雨中前往避难反而很危险  
如果延误了避难时机，请在更加安全的地方等待援助，  
例如安全建筑的高处或受土石塌方影响小的地方等
- 穿运动鞋避难  
※ 雨靴一旦进水则难以步行
- 以背负等方式携带应急物品，腾出双手
- 邻里之间互相招呼，步行避难



发生紧急情况时

## » 知っておきたい

### 警戒レベルと避難情報

いざというときに

警戒 レベル	とるべき 避難行動等	避難情報 (豊田市が 発令)	参考となる 気象情報の例 (気象庁、愛知県 などが発表)
警戒 レベル <b>5</b>	既に災害が発生している状況です。 <b>命を守るために最善の行動を取りましょう。</b>	<b>緊急安全確保</b>	大雨特別警報 氾濫発生情報など
警戒 レベル <b>4</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。安全な避難先までの移動が危険な場合は、近くの頑丈な建物や自宅内の少しでも安全な場所で身を守りましょう。	<b>避難指示</b>	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など
警戒 レベル <b>3</b>	避難に時間要する人(ご高齢の人、障がいのある人、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>高齢者等避難</b>	洪水警報 氾濫警戒情報など
警戒 レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	発令なし	大雨注意報 洪水注意報など
警戒 レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	発令なし	早期注意情報

### 避難情報の伝達

**豊田市**

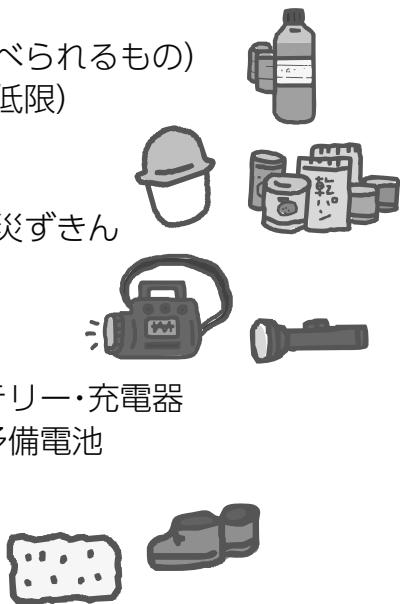
→ 登録方法など詳細はP. 14 参照

住民の皆さんへ

### 非常持ち出しリスト

準備はできている?

- 飲料水
- 食品(すぐに食べられるもの)
- 貴重品(必要最低限)
- 現金(硬貨)
- 救急用品
- ヘルメット・防災ズキン
- マスク
- 懐中電灯
- 携帯電話
- モバイルバッテリー・充電器
- 携帯ラジオと予備電池
- 衣類
- 下着
- タオル・毛布
- 洗面用具
- ティッシュ・ウェットティッシュ・除菌シート
- 携帯トイレ
- 生理用品
- 上履き
- めがね、コンタクトレンズ



### ■持病のある人・高齢者

- 常備薬
- 主治医の連絡先
- 持病薬メモ(お薬手帳など)
- つえ  ホイッスル
- 大人用おむつ  エアマット
- 入れ歯



### ■赤ちゃんのいる家族

- ミルク  ベビーフード  消毒用品
- 紙おむつ  おしりふき
- 加熱調理器具
- 使い捨てカイロ(保温用)



### ■感染症対策用

- 消毒液  除菌シート  体温計
- 使い捨てのビニール手袋
- パーテーション代わりになるもの



### ■ペット

- リード  ケージ  ペット用食品
- 排泄用品



## 以备万一

### 警戒等级和避难信息

警戒等级	应采取的避难行动等	避难信息 (丰田市发布)	供参考的气象信息示例 (由气象厅、爱知县等发布)
警戒等级 <b>5</b>	已出现灾情。请立刻采取旨在保护生命的最佳行动。	紧急安全措施	暴雨特别警报、泛滥发生信息等
警戒等级 <b>4</b>	请迅速前往避难地点避难。如果向安全避难地点转移的行动有危险,请在附近的坚固建筑或家中相对更安全的场所保护好身体。	避难指示	土石塌方灾害警戒信息、泛滥危险信息等
警戒等级 <b>3</b>	需要更多时间撤离的人(老年人、残障人士、婴幼儿等)及其支援者请进行避难。其他人请做好避难准备。	老年人等进行避难	洪水警报、泛滥警戒信息等
警戒等级 <b>2</b>	为防需要避难,请使用防灾地图等确认自己的避难行动。	不发布	暴雨注意报、洪水注意报等
警戒等级 <b>1</b>	提高对灾害的思想准备。	不发布	预警概率

### 避难信息的传达

**丰田市**


**紧急邮件**  
 Area Mail(区域邮件)、紧急速报邮件  
 社交网站平台(LINE、Facebook、Twitter)


**防灾收音机**


**本市主页**


**防灾行政无线电**


**面向手机的防灾 APP**


**电视机、收音机**

→ 登记方法等详情请参照 P.15

致诸位居民

TEL 丰田市的长途区号为 **0565**

### 应急物品清单

您准备好了吗?

- 饮用水
- 食品(可以立刻食用的食品)
- 贵重物品(最低限度所需)
- 现金(硬币)
- 急救用品
- 安全帽、防灾兜帽
- 口罩
- 手电筒
- 手机
- 移动电源、充电器
- 便携收音机和后备电池
- 衣服
- 内衣裤
- 毛巾、毯子
- 洗漱用品
- 纸巾、湿纸巾、消毒湿巾
- 便携马桶
- 生理用品
- 室内鞋
- 眼镜、隐形眼镜



### ■病患者、老年人

- 常备药
- 主治医生的联系方式
- 所患疾病的药物备忘(药物手册等)
- 拐杖       哨子
- 成人纸尿裤       气垫
- 假牙



### ■有婴幼儿的家庭

- 奶粉 / 牛奶     婴儿辅食     消毒用品
- 纸尿裤       屁屁湿巾
- 加热烹调器具
- 一次性暖贴(用于保温)



### ■感染症预防用品

- 消毒液     消毒湿巾     体温计
- 一次性手套
- 可代替作为隔断使用的东西



### ■宠物

- 宠物牵引绳     笼子     宠物食品
- 排泄用品



Toyota City Guide Book



发生紧急情况时

9

# 緊急時の避難先

市が指定する**広域避難地・緊急避難場所・避難所**は、お住まいの場所によって指定されているものではありませんので、災害時は安全に行くことができる最寄りの避難場所に避難してください。なお、大雨などで緊急避難場所などへの避難が困難な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上や家中でより安全な場所に緊急避難してください。

いざというとき

## 広域避難地

住宅密集地などで大火災が発生した場合、火災が収まるまでの間一時に避難する場所です。

- Ⓐ毘森公園 Ⓛ西山公園 Ⓜ加茂川公園 Ⓝ中央公園 Ⓞ平山公園 Ⓟ土橋公園 Ⓠ井上公園

## 緊急避難場所・避難所

災害の危険から避難する人、災害により住居での生活が困難になった人などの一時的な生活の場として、市内の小・中学校などを緊急避難場所・避難所に指定しています。

地区	施設名(避難スペース)	緊急避難場所			避難所	地区	施設名(避難スペース)	緊急避難場所			避難所
		地震	風水害	風水害時の避難スペース				地震	風水害	風水害時の避難スペース	
崇化館	崇化館中学校(体育館)	○	○	体育館	○	末野原	末野原中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	挙母小学校(体育館)	○	×	—	○		寿恵野小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	元城小学校(体育館)	○	×	—	○		大林小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	朝日小学校(体育館)	○	○	体育館	○		豊野高等学校(体育館)	○	○	体育館	○
梅坪台	梅坪台中学校(体育館)	○	○	体育館	○	上郷	上郷中学校(体育館)	○	○	校舎3階以上 (浸水)	○
	梅坪小学校(体育館)	○	○	校舎3階以上 (浸水)	○		高嶺小学校(体育館)	○	○	体育館	○
浄水	浄水中学校(体育館)	○	○	体育館	○		畠部小学校(体育館)	○	×	—	○
	浄水小学校(体育館)	○	○	体育館	○		上郷コミュニティセンター	○	○	庁舎2階以上 (ホール)	○
	浄水北小学校(体育館)	○	○	体育館	○		竜神中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	豊田高等学校(体育館)	○	○	体育館	○		竹村小学校(体育館)	○	○	体育館	○
朝日丘	朝日丘中学校(体育館)	○	○	体育館	○		土橋小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	童子山小学校(体育館)	○	○	校舎3階以上 (浸水)	○		豊田工科高等学校(体育館)	○	○	体育館	○
	根川小学校(体育館)	○	×	—	○		高岡中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	衣丘小学校(体育館)	○	○	体育館	○	若林	若林東小学校(体育館)	○	○	体育館	○
逢妻	豊田西高等学校(体育館)	○	○	体育館	○		若林西小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	逢妻中学校(体育館)	○	○	体育館	○		豊田南高等学校(体育館)	○	○	体育館	○
	小清水小学校(体育館)	○	○	体育館	○		前林中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	美山小学校(体育館)	○	○	体育館	○		堤小学校(体育館)	○	○	校舎2階以上 (浸水)	○
高橋	衣台高等学校(体育館)	○	○	体育館	○	前林	駒場小学校(体育館)	○	×	—	○
	高橋中学校(体育館)	○	○	体育館	○		堤ヶ丘こども園(ホール)	○	○	ホール	○
	寺部小学校(体育館)	○	×	—	○		堤こども園(ホール)	○	○	ホール	○
	平井小学校(体育館)	○	○	北・南校舎2階以上(土砂)	○		若園中学校(体育館)	○	○	体育館	○
美里	矢並小学校(体育館)	○	○	体育館	○		若園小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	市木小学校(体育館)	○	○	体育館	○		猿投台中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	美里中学校(体育館)	○	○	体育館	○		青木小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	野見小学校(体育館)	○	○	体育館	○	猿投台	西広瀬小学校 (校舎2階音楽室等)	○	×	—	○
益富	東山小学校(体育館)	○	○	体育館	○		越戸こども園(ホール)	○	×	—	○
	広川台小学校(体育館)	○	○	体育館	○		井郷中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	益富中学校(体育館)	○	○	体育館	○		四郷小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	古瀬間小学校(体育館)	○	○	体育館	○		井上小学校(体育館)	○	○	体育館	○
豊南	五ヶ丘小学校(体育館)	○	○	体育館	○	猿投北	猿投農林高等学校(体育館)	○	○	体育館	○
	五ヶ丘東小学校(体育館)	○	○	体育館	○		猿投中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	豊南中学校(体育館)	○	○	体育館	○		加納小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	前山小学校(体育館)	○	○	体育館	○		南山国際高等・中学校 (体育館)	○	○	体育館	○
豊南	山之手小学校(体育館)	○	○	体育館	○						
	平和小学校(体育館)	○	○	体育館	○						





# 紧急避难场所

本市指定的广域避难场所、紧急避难场所、避难所，并非根据您居住的地方而指定。因此，发生灾害时，请前往能够安全到达的就近避难场所进行避难。如果因暴雨等原因难以前往紧急避难场所等处避难，请在附近坚固建筑的2楼以上或家中更安全的场所紧急避难。

## 广域避难场所

在住宅密集地等区域发生大规模火灾时，在大火得到控制前的临时避难场所。

- Ⓐ毘森公园 Ⓛ西山公园 Ⓜ加茂川公园 Ⓞ中央公园 Ⓟ平山公园 Ⓠ土桥公园 Ⓡ井上公园

## 紧急避难场所及避难所

为对从灾害危险中避难的人、因灾害无法在住所生活的人提供临时性生活场所，将市内的小学及初中等指定为紧急避难场所及避难所。

地区	设施名称 (避难空间)	紧急避难场所			避 难 所
		地震	暴 风 水 灾	暴 风 水 灾 时 的 避 难 空 间	
崇化馆	崇化馆初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	拳母小学(体育馆)	○	×	—	○
	元城小学(体育馆)	○	×	—	○
	朝日小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
梅坪台	梅坪台初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	梅坪小学(体育馆)	○	○	校舍3楼以上 (淹水)	○
净水	净水初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	净水小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	净水北小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	丰田高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
朝日丘	朝日丘初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	童子山小学(体育馆)	○	○	校舍3楼以上 (淹水)	○
	根川小学(体育馆)	○	×	—	○
	衣丘小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
逢妻	丰田西高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	逢妻初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	小清水小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	美山小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
高桥	衣台高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	高桥初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	寺部小学(体育馆)	○	×	—	○
	平井小学(体育馆)	○	○	南北校舍2楼 以上(土石塌方)	○
美里	矢井小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	市木小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	美里初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	野见小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
益富	东山小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	广川台小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	益富初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	古瀬间小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
丰南	五丘小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	五丘东小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	丰南初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	前山小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
山之手	山之手小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	平和小学(体育馆)	○	○	体育馆	○

地区	设施名称 (避难空间)	紧急避难场所			避 难 所
		地震	暴 风 水 灾	暴 风 水 灾 时 的 避 难 空 间	
末野原	末野原初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	寿惠野小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	大林小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	丰野高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
上乡	上乡初中(体育馆)	○	○	校舍3楼以上 (淹水)	○
	高岭小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	亩部小学(体育馆)	○	×	—	○
	上乡社区中心(大厅)	○	○	厅舍2楼以上 (淹水)	○
龙神	龙神初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	竹村小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	土桥小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	丰田工科高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
若林	高冈初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	若林东小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	若林西小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	丰田南高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
前林	前林初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	堤小学(体育馆)	○	○	校舍2楼以上 (淹水)	○
	驹场小学(体育馆)	○	×	—	○
	堤丘儿童园(大厅)	○	○	大厅	○
若园	堤儿童园(大厅)	○	○	大厅	○
	若园初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	若园小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	猿投台初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
猿投台	青木小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	西广瀬小学 (校舍2楼音乐室等)	○	×	—	○
	越户儿童园(大厅)	○	×	—	○
	井乡初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
井乡	四乡小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	井上小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	猿投农林高中(体育馆)	○	○	体育馆	○
	猿投初中(体育馆)	○	○	体育馆	○
猿投北	加纳小学(体育馆)	○	○	体育馆	○
	南山国际高中·初中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	猿投北				



地区	施設名(避難スペース)	緊急避難場所			避難所
		地震	風水害	風水害時の避難スペース	
保見	保見中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	大畠小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	伊保小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	東保見小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	西保見小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	トヨタスポーツセンター (第2体育館)	○	○	第2体育館	○
石野	石野中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	東広瀬小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	中金小学校(体育館)	×	(土砂災害)	—	○
	上鷹見こども園(遊戯室等)	○	○	—	○
	ルネサンス豊田高等学校 (体育館)	×	(土砂災害)	—	○
	松平こども園(遊戯室等)	○	○	保育室	○
松平	幸海小学校(体育館)	×	(土砂災害)	—	○
	岩倉小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	九久平小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	滝脇小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	豊松小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	松平高等学校(体育館)	○	○	体育館	○
藤岡	石置小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	藤岡中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	藤岡体育センター(体育館)	○	○	体育館	○
	御作小学校 (北校舎2階図書室等)	○	○	校舎2階以上 (土砂)	○
	加茂丘高等学校(体育館)	○	○	体育館	○
	中山小学校(体育館)	○	○	体育館	○
小原	本城小学校 (南校舎2階理科室等)	○	○	校舎2階以上 (土砂)	○
	小原福祉センター (研修室・集会室)	○	○	研修室・集会室	○
	小原北部生活改善センター (集会室)	○	×	—	○
	小原町勤労者研修センター (研修室)	○	○	研修室	○

地区	施設名(避難スペース)	緊急避難場所			避難所
		地震	風水害	風水害時の避難スペース	
足助	小原交流館(ふれあいホール)	○	○	ふれあいホール	○
	足助中学校 (南校舎4階礼法室等)	○	○	南校舎(土砂)	○
	足助小学校 (南校舎2階会議室等)	○	○	北・南校舎2階 以上(土砂)	○
	冷田小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	霧山多目的集会所(集会室)	×	○	集会室	○
	萩野小学校 (ランチルーム等)	○	○	校舎2階以上 (浸水・土砂)	○
下山	新盛小学校(体育館)	○	○	校舎2階以上 (浸水)	○
	大蔵小学校(和室等)	○	○	校舎2階以上 (浸水・土砂)	○
	花山小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	下山中学校(体育館)	○	○	体育館	○
	下山基幹集落センター (ホール)	○	○	ホール	○
	下山保健福祉センター (東側ホール)	○	○	東側ホール (土砂)	○
旭	巴ヶ丘小学校(体育館)	○	○	体育館	○
	旭支所(2階第1・2会議室)	○	○	庁舎2階以上 (浸水・土砂)	○
	笛戸会館(ホール)	○	○	ホール(土砂)	○
	敷島会館(ホール)	○	○	ホール	○
	築羽会館(ホール)	○	○	ホール	○
	浅野会館(ホール)	×	(土砂災害)	—	○
稲武	稻武交流館(研修室)	○	○	研修室	○
	野入集会所(集会室)	○	○	集会室	○
	押山地区振興施設(研修室)	○	×	—	○
	稻武中学校 (多目的ホール等)	○	○	校舎2階以上 (浸水)	○
	稻武小田木老人憩の家 (集会室)	×	(土砂災害)	—	○

※風水害の種類: 浸水(洪水、内水氾濫)、土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)

※○は使用可、×は使用不可





发生紧急情况时

地区	设施名称 (避难空间)	紧急避难场所			避 难 所
		地 震	暴 风 水 灾	暴风水灾时的 避难空间	
保见	保见初中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	大畠小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	伊保小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	东保见小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	西保见小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	TOYOTA 体育中心 (第 2 体育馆)	○	○	第 2 体育馆	○
	石野初中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
石野	东广瀬小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	中金小学 (体育馆)	X (土石塌方)	—	—	○
	上鹰见儿童园 (游戏室等)	○	○	—	○
	文艺复兴丰田高中 (体育馆)	X (土石塌方)	—	—	○
松平	松平儿童园 (游戏室等)	○	○	保育室	○
	幸海小学 (体育馆)	X (土石塌方)	—	—	○
	岩仓小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	九久平小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	泷胁小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	丰松小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	松平高中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
藤冈	石叠小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	藤冈初中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	藤冈体育中心 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	御作小学 (北校舍 2 楼图书室等)	○	○	校舍 2 楼以上 (土石塌方)	○
	加茂丘高中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	中山小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	本城小学 (南校舍 2 楼理科室等)	○	○	校舍 2 楼以上 (土石塌方)	○
小原	小原福祉中心 (研修室、集会室)	○	○	研修室、集会室	○
	小原北部生活改善中心 (集会室)	○	X	—	○
	小原町劳动者研修中心 (研修室)	○	○	研修室	○

地区	设施名称 (避难空间)	紧急避难场所			避 难 所
		地 震	暴 风 水 灾	暴风水灾时的 避难空间	
足助	小原交流馆 (交流大厅)	○	○	交流大厅	○
	足助初中 (南校舍 4 楼礼法室等)	○	○	南校舍 (土石塌方)	○
	足助小学 (南校舍 2 楼会议室等)	○	○	南北校舍 2 楼 以上(土石塌方)	○
	冷田小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	雾山多目的集会所 (集会 室)	X	○	集会室	○
	萩野小学 (午餐室等)	○	○	校舍 2 楼以上 (淹水、土石塌方)	○
	新盛小学 (体育馆)	○	○	校舍 2 楼以上 (淹水)	○
下山	大藏小学 (和室等)	○	○	校舍 2 楼以上 (淹水、土石塌方)	○
	花山小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	下山初中 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	下山基干村落中心(大厅)	○	○	大厅	○
	下山保健福祉中心 (东侧大厅)	○	○	东侧大厅 (土石塌方)	○
	巴丘小学 (体育馆)	○	○	体育馆	○
	旭支所 (2 楼第 1、2 会议室)	○	○	厅舍 2 楼以上 (淹水、土石塌方)	○
稻武	笛户会馆 (大厅)	○	○	大厅(土石塌方)	○
	敷岛会馆 (大厅)	○	○	大厅	○
	筑羽会馆 (大厅)	○	○	大厅	○
	浅野会馆 (大厅)	X (土石塌方)	—	—	○
	稻武交流馆 (研修室)	○	○	研修室	○
	野入集会所 (集会室)	○	○	集会室	○
	押山地区振兴设施 (研修室)	○	X	—	○
稻武	稻武初中 (多功能大厅等)	○	○	校舍 2 楼以上 (淹水)	○
	稻武小田木老人休闲之家 (集会室)	X (土石塌方)	—	—	○

※ 暴风水灾的种类: 淹水 (洪水、内水泛滥)、土石塌方 (塌方、泥石流、山体滑坡)

※ ○表示可用、× 表示不可用



問 災害対策本部

☎31-3210 FAX34-6048

## 災害時の連絡先

問 地区対策班

各交流館 ※避難場所開設時 電話番号は148, 150ページ参照

【旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡地区】各支所 電話番号は36ページ参照



いざというときに

### 災害対策本部

大雨や台風、地震などにより市内で大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、市役所に災害対策本部を設置して、情報収集や応急対策活動などを実施します。

### 災害関連の情報を知るには

市では、地震や気象などの情報を様々な手段で市民皆さんに提供しています。

#### ✉ 緊急メールとよた

地震情報(市内で観測した震度情報など)や気象情報(市に発表された気象注意報・警報・特別警報など)を登録されたメールアドレスに配信します。

#### ■登録方法

t-toyota-city@sg-p.jpへ空メールを送信してください。案内メールが届くので、手順に従って手続きをしてください。

※二次元コードを読み取って、メールを送信できます。



PC・スマートフォン用



フィーチャーフォン  
(ガラケー)用

#### ✉ エリアメール・緊急速報メール

携帯電話会社の緊急速報機能を使って、避難情報など緊急性の高い災害関連情報をエリ

ア内にある携帯電話に配信します。NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの「緊急速報メール」は、豊田市を対象エリアとし、市内にある携帯電話(対応機種)へ一斉にメールを配信するシステムです。事前に登録する必要はなく、受信にかかる月額使用料や通信料も無料で利用することができます。

#### ▣ 市公式SNS(LINE、Facebook、Twitter)

各種SNSで避難情報など緊急性の高い情報を配信します。

#### ■登録方法

各種2次元バーコードを読み取ってアクセス登録できます。



LINE



Facebook



Twitter



咨询 灾害对策本部

☎31-3210 FAX34-6048

## 灾害发生时的联系人

咨询 地区对策班

各交流馆 ※ 开设了避难场所时 电话号码请参照第 149, 151 页

【旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈地区】各支所 电话号码请参照第 37 页

### 灾害对策本部

暴雨、台风、地震等大规模灾害在本市发生、或有发生的可能时，将在市役所设置灾害对策本部，收集信息并开展应急的对策措施等。

## 如何获知灾害相关的信息

本市利用各种方式向市民提供地震、气象等相关信息。

### ✉ 紧急邮件

向市民注册的邮箱发送地震信息（本市观测到的地震震度等）及气象信息（本市发布的气象注意报、警报、特别警报等）。

### ■ 注册方式

向 t-toyota-city@sg-pjp 发送空邮件。收到回复的通知邮件后，按提示注册邮箱地址。  
※ 读取二维码，发送邮件。



电脑、智能手机专用



功能手机  
(普通手机) 专用

### ✉ 区域邮件、紧急速报邮件

利用手机运营商提供的提供的紧急速报功能，向区域内的手机用户，发送避难信息等紧迫性

较高的灾害相关信息。NTT DOCOMO 的紧急速报 “Area Mail (区域邮件)”、KDDI、SoftBank 公司、乐天 Mobile 的“紧急速报邮件”都是以丰田市为服务对象区域，向市内所有手机（相应机型）用户同时发送邮件的系统。无需事先注册，接受邮件无需任何月费或通话费。

### 📱 本市官方社交网站平台（LINE、Facebook、Twitter）

将在各社交网站平台上发布避难信息等紧急度高的信息。

### ■ 注册方法

读取各二维码，即可访问并注册。



LINE



Facebook



Twitter



## 豊田市専用緊急情報受信機(防災ラジオ)

緊急地震速報や一般型  
避難情報等の緊急情報をお知らせするラジオです。情報を受信すると自動で起動し、赤色ランプの点滅と音声で緊急情報を伝えします。



## ラジオ・ラブィートFM78.6MHz

災害の発生又は発生するおそれのある時には、ラジオ・ラブィートから緊急放送が行われます。

## ひまわりネットワーク

災害の発生又は発生するおそれのある時にはひまわりネットワークから緊急放送が行われます。

- デジタル12(地上12ch)、  
ひまわりch(CATV121ch)
- 生活情報チャンネル(CATV126ch)

## 市ホームページ

<https://www.city.toyota.aichi.jp/>

市ホームページでは、震度情報、雨量、水位、河川カメラ映像、指定緊急避難場所・避難所、洪水・地震ハザードマップを確認することができます。

## とよたiマップ(防災マップ)

<http://www2.wagamachi-guide.com/toyotacity/>

緊急避難場所・避難所や、南海トラフ地震の震度想定、浸水想定等を地図に重ねて確認することができます。

## 豊田市防災気象情報サイト

<https://toyota-city.bosai.info/>

豊田市域における雨雲の動きや支所エリアごとのピンポイント天気予報等の詳細な気象情報を確認することができます。

## YAHOO! 防災速報(スマホ向けアプリ)

市が発令した避難情報や市内の豪雨予報、地震情報などのほか、ヤフーとの災害協定に基づき、市からの緊急情報等を確認することができます。

## safety Tips

観光庁監修の外国人向け災害情報提供アプリです。10か国以上に翻訳された気象情報・避難情報等を収集することができます。使用料は無料です。

### ■登録方法

右記の二次元バーコードを読み取ってアプリを取得します。



For Android



For iPhone



## 丰田市专用紧急信息接收机（防灾收音机）

通知紧急地震速报和避难信息等紧急信息的收音机。一旦收到信息则会自动启动，以闪烁红灯和语音播报传达紧急信息。



## RADIO LOVEAT FM78.6MHz

发生灾害或可能发生灾害时，将通过 RADIO LOVEAT 进行紧急播放。

## Himawari Network

发生灾害或可能发生灾害时，Himawari Network 将进行紧急播放。

- 数字台 12 (地面电视广播 12 频道)、  
Himawari 频道 (CATV121 频道)
- 生活信息频道 (CATV126 频道)

## 市主页

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

可在本市主页确认地震震度、雨量、水位、河川监控映像、指定紧急避难场所及避难所、洪水及地震的危害预测地图等信息。

## 丰田i地图（防灾地图）

<http://www2.wagamachi-guide.com/toyotacity/>

可配合地图确认紧急避难场所及避难所、南海海槽地震震度预测、淹水预测等情况。

## 丰田市防灾气象信息网站

<https://toyota-city.bosai.info/>

可以确认丰田市域的雨云动向和各支所地区的准确定位天气预报等详细气象信息。

## YAHOO! 防灾速报（面向智能手机的APP）

除了本市发布的避难信息、市内暴雨预报、地震信息等以外，基于与雅虎之间的灾害协议，还能够确认本市发出的紧急信息等。

## safety Tips

观光厅监修的面向外国人提供灾害信息的 APP。可以收集被翻译为 10 多国文字的气象信息和避难信息等。免费使用。

### 注册方式

读取右边的二维码，获取 APP。



For Android



For iPhone



# 防災行政無線(屋外拡声子局)

いざというとき  
に

緊急時には防災行政無線屋外拡声子局からサイレンを鳴らして避難情報の発令等をお知らせします

## ■防災行政無線(屋外拡声子局)とは?

防災行政無線は、緊急のお知らせを市民の皆さんにお伝えする情報伝達手段の一つです。緊急時には防災行政無線からサイレンを鳴らして避難情報をお知らせします。

## ■どんなときに鳴るの?

次のような場合に、サイレン・音声を必要な地区だけに放送します。

- 風水害・土砂災害時等の避難情報→サイレン・音声放送
- その他、緊急性を伴う行政情報→音声放送

これ以外に毎月1日午後5時(市内全域)、毎日午後5時(旧町村地区)に動作確認のため、環境音楽を放送します。

## ■テレホンサービス

音声放送を聞き漏らしたり、よく聞こえなかった場合は、音声放送のテレホンサービスを利用できます。

**☎0120-34-0174(通話料無料)**

または**☎37-3530(通話料有料)**





## 防灾行政无线电（户外扩音子局）

在紧急情况发生时，防灾行政无线电的户外扩音子局将鸣响警报，将避难信息的发布等通知给市民。

### ■什么是防灾行政无线电(户外扩音子局)？

防灾行政无线电是向诸位市民传达紧急通知的一种信息传达手段。在紧急情况发生时，防灾行政无线电将鸣响警报，把避难信息通知给市民。

### ■什么情况下鸣响警报？

下列情况，仅在需要鸣响警报、进行广播的地区播放。

- 暴风雪灾、土石塌方灾害等发生时的避难信息→警报、有声广播
- 其他紧急的行政信息→有声广播

除此以外，每月1日下午5点（市内所有区域）、每天下午5点（原町村地区）为确认系统运作正常，将播放环境音乐。

### ■电话服务

如果漏听或没听清有声广播，可以利用有声广播的电话服务。

**0120-34-0174 (免通话费)  
或37-3530 (会发生通话费)**



# 住所・戸籍の届出、印鑑登録、各種証明

問 市民課(南庁舎1階) ☎34-6768 FAX34-6191 支所・出張所→36ページをご覧ください。

★市ホームページ「くらしの手続きナビ」  
で住所異動や戸籍の届出をする際に、  
市役所で必要となる主な手続きや持ち  
物等をあらかじめ確認できます。



★市ホームページで市民課  
窓口の混雑状況が確認で  
きます。



## 住民登録

問 記録担当

☎34-6768

住民基本台帳には、市民一人ひとりの氏名、住所、生年月日、続柄などが記録されます。記録がなければ、小・中学校への入学、国民健康保険の加入、そのほかの行政サービスが受けられません。

種類	届出場所	必要なもの	届出期間
転入届	市民課 支所・出張所	転出証明書(前住所地で「転入届の特例」を適用された場合は不要) 印鑑(本人か世帯主の認印) ※国外から転入の場合は市ホームページを確認	転入日(新しい住所地に住み始めた日)から 14日以内
転出届 (注)	市民課 支所・出張所	印鑑(本人か世帯主の認印) 国民健康保険証(加入者の場合) 印鑑登録証(登録者の場合) <b>そのほか豊田市から発行されているもの(子ども医療費受給者証など)</b>	転出日(新しい住所地に住み始める日)の1 か月前から転出日の 後14日以内
転居届	市民課 支所・出張所	印鑑(本人か世帯主の認印) 国民健康保険証(加入者の場合) <b>そのほか豊田市から発行されているもの(子ども医療費受給者証など)</b>	転居日(新しい住所地に住み始めた日)から 14日以内

- 上記の届出の際に、本人確認できるもの(自動車運転免許証など)を持参してください(転入届・転居届・国外転出の際は、マイナンバーカードを持参してください)。
- 外国人住民も住所の異動がある場合は届出が必要です。詳しくは24ページをご覧ください。
- マイナンバーカードを持つ人は、転出届の手続の際に紙の転出証明書の交付を省略した住所異動(「転入届の特例」)を適用する場合があります。

(注)転出届については、郵送で手続きすることができます。①届出書(届出人の氏名と押印、異動日、豊田市での住所、  
新しい住所、異動する人全員の氏名と生年月日、昼間に連絡可能な電話番号を記載してください)②返信用封筒  
(返信用切手をはり、宛名を記入してください)③国民健康保険証(加入者)④本人確認できるもの(自動車運転免  
許証など)のコピーを市民課に郵送してください。



# 住址、户籍的申报，印章登记及其他各种证明

咨询 市民课(南厅舍1楼) ☎34-6768 FAX34-6191 支所、出张所(办事处)→请参阅第37页。

★ 关于申报住址变动或户籍之际需要在市役所办理的主要手续和携带物品等,可以在本市主页“生活手续指南”上事先确认。



★ 本市主页上,可以确认市民课窗口的繁忙情况。



## 居民登记

咨询 记录 负责部门

☎34-6768

居民基本台账上,记录有每一位居民的姓名、住址、出生日期、亲属关系等基本情况。如没有记录,则不能进入中小学校就读、或加入国民健康保险,也无法接受其他行政服务。

种类	申报场所	所需证件	申报期间
迁入申报	市民课 支所、出张所 (办事处)	迁出证明书(如果在前居住地适用了“迁入申报特例”,则不需要。 印章(本人或户主的便章) ※由国外迁入时,请确认本市网页相关信息)	自迁入日(开始在新居住地居住之日)起14天以内
迁出申报 (注)	市民课 支所、出张所 (办事处)	印章(本人或户主的便章) 国民健康保险证(为加入者时) 印章登记证(为登记者时) <b>其他丰田市发放的证件(儿童医疗费受领者证等)</b>	自迁出日(开始在新居住地居住之日)的1个月前起,至迁出日之后14天以内
迁居申报	市民课 支所、出张所 (办事处)	印章(本人或户主的便章) 国民健康保险证(为加入者时) <b>其他丰田市发放的证件(儿童医疗费受领者证等)</b>	自迁入日(开始在新居住地居住之日)起14天以内

- 进行上述申报时,请携带可确认本人的证件(汽车驾驶执照等)前来(提交迁入申报和迁居申报时,请携带个人编号卡前来)。
- **外国人居民住址有变动时也必须申报。详情请参阅第25页。**
- **持有个人编号卡的人士,在办理迁出申报手续之际,可适用省略纸质迁出证明书开具步骤而办理住址变动(“迁入申报特例”)的方法。**

(注) 迁出申报可通过邮寄办理手续。(1) 申报书(**填写申报人姓名、变动日期、在丰田市的住址、新住址、全部住址变更人的姓名及出生日期**、白天可联络到的电话号码并加盖印章)(2) 回信用信封(请贴上回信邮票并填上收信人信息)(3) 国民健康保险证(加入者)(4) 将可确认本人的证件(汽车驾驶执照等)的复印件邮寄至市民课。



個人の氏名、生年月日、親子関係、夫婦関係などを証明するのが戸籍です。戸籍は、すべての身分関係の元になりますので、出生や死亡のほか、婚姻、認知、養子縁組、離婚など、身分に変更が生じる時は、誤りなく届け出てください。

## 届出場所

### 市民課、各支所・出張所

※閉庁時は、市役所南庁舎1階警備室と足助支所警備室で受け付けます

※そのほかの届出に関することは、市民課までお問い合わせください

種類	届出市区町村	必要なもの	届出期間
<b>出生届</b>	本籍地 届出人の所在地 出生地	出生届 出生証明書 印鑑(届出人＜父または母＞の認印) すこやか親子手帳(母子健康手帳)	生まれた日を含め14日以内
<b>死亡届</b>	本籍地 届出人の所在地 死亡地	死亡届 死亡診断書 印鑑(届出人＜親族＞の認印)	死亡の事実が分かつてから7日以内
<b>婚姻届</b>	夫婦の本籍地 夫婦の所在地	婚姻届 戸籍全部事項証明書(本籍地が豊田市以外の人) 印鑑(夫婦認印各1本＜旧姓＞) 国民健康保険証(加入者の場合)	
<b>離婚届</b>	夫婦の本籍地 夫婦の所在地	離婚届 戸籍全部事項証明書(本籍地が豊田市以外の人) 印鑑(夫婦認印各1本) 国民健康保険証(加入者の場合)	
<b>転籍届</b>	本籍地 届出人の所在地 新しい本籍地	転籍届 戸籍全部事項証明書 (豊田市以外から豊田市へ転籍する場合および 豊田市から豊田市以外へ転籍する場合) 印鑑(筆頭者および配偶者の認印各1本)	

※婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の各届は身分関係に変更が生じるため、届出の際は、本人確認できるもの(自動車運転免許証など)を持参してください

※届出により氏名が変わるのは、マイナンバーカードを持参してください

※外国籍の人の届出については、事前に市民課にお問い合わせください



户籍是证明个人的姓名、出生日期、亲子关系及夫妻关系等的凭证。户籍为所有身份关系的原始证明，在出生、死亡、结婚、承认非婚生子女、领养子女、离婚等情况发生，有身份变化时，务必准确无误地进行申报。

## 》申报场所

### 市民课、各支所、出张所(办事处)

※闭厅(不办公)时,可在市役所南厅舍1楼警备室和足助支所警备室办理

※其他与申报相关的事项,请咨询市民课

种类	需申报的市区町村	所需证件	申报期间
<b>出生申报</b>	原籍地 申报人所在地 出生地	出生申报 出生证明书 印章(申报人<父亲或母亲>的便章) 茁壮成长亲子手册(母子健康手册)	包括出生日在内14天以内
<b>死亡申报</b>	原籍地 申报人所在地 死亡地	死亡申报 死亡诊断书 印章(申报人<亲属>的便章)	确认死亡后7天以内
<b>婚姻申报</b>	夫妻双方原籍地 夫妻双方所在地	婚姻申报 户籍全部事项证明书(原籍地非丰田市的人) 印章(夫妻双方<旧姓>便章各1) 国民健康保险证(为加入者时)	
<b>离婚申报</b>	夫妻双方原籍地 夫妻双方所在地	离婚申报 户籍全部事项证明书(原籍地非丰田市的人) 印章(夫妻双方<旧姓>便章各1) 国民健康保险证(为加入者时)	
<b>户籍迁移申报</b>	原籍地 申报人所在地 户籍迁移地	户籍迁移申报 户籍全部事项证明书 (从丰田市外迁入户籍至丰田市及从丰田市迁出户籍至丰田市外时) 印章(户籍起头者及其配偶的便章各1)	

※由于结婚、离婚、领养子女、断绝养子关系、承认非婚生子女的申报关系到身份关系的变更,申报时请携带可确认为本人的证件(如汽车驾驶执照等)前来。

※如果姓名因申报而变更,请携带个人编号卡前来。

※关于外国国籍者的申报,请事先咨询市民课。



# 外国人住民の手続き

記録担当

☎34-6768

## 外国人住民とは

- 外国人住民として住民票が作成される人は、  
①中長期在留者  
②特別永住者  
③出生による経過滞在者・国籍喪失による経過滞在者  
④一時庇護許可者・仮滞在許可者 です。

## 住所の異動(転入・転出・転居)

日本人住民と同様の手続きが必要です(20ページの「住民登録」を参照)。

- 届出受付窓口は、本庁市民課及び豊田市内の支所・出張所。
- 代理人による届出も可能です。

### 注意点

- ①20ページに記載の「必要なもの」の他に、「在留カード」又は、「特別永住者証明書(みなし特別永住者証明書※1)」が必要です。  
②転入や転居に伴い、世帯主との続柄が変更となる場合や、新たに続柄を設定する場合には、世帯主との続柄が分かる立証資料及び、その翻訳文が必要です。

(※1)特別永住者の「外国人登録証明書」は、平成24年7月9日以降、「特別永住者証明書」とみなされます(平成24年7月9日時点で16歳未満であった方のみ所持)。有効期間は、16歳の誕生日までです。

## 特別永住者証明書の申請・交付

みなし特別永住者証明書からの切り替え、特別永住者証明書の有効期間更新などの申請については下記のとおりです(申請及び特別永住者証明書の受取り窓口は、市民課のみ)。

種類	申請期間	提示書類	提出書類
①氏名、生年月日、性別、国籍、地域の変更	変更を生じてから14日以内	・旅券(※3) ・特別永住者証明書	・写真1枚(※4) ・立証資料(要翻訳文)
②特別永住者証明書の有効期間更新	有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日まで(※2)	・旅券(※3) ・特別永住者証明書	・写真1枚(※4)

種類	申請期間	提示書類	提出書類
③紛失等による再交付申請(※5)	紛失等の事実を知った日から14日以内	・旅券(※3)	・写真1枚(※4) ・特別永住者証明書を失ったことを証明する資料
④汚損等による再交付申請		・旅券(※3) ・特別永住者証明書	・写真1枚(※4)
⑤交換希望による再交付申請		・旅券(※3) ・特別永住者証明書	・写真1枚(※4) ・手数料納付書(収入印紙1,600円分)
⑥みなし特別永住者証明書の有効期間満了前の申請	みなし特別永住者証明書の有効期間満了日まで	・旅券(※3) ・みなし特別永住者証明書	・写真1枚(※4)

(※2)16歳未満の場合は16歳の誕生日の6か月前から有効期間満了日まで

(※3)提示できない場合は「旅券を提示できない理由書」が必要。理由書は市民課にあります。

(※4)有効期限が16歳の誕生日となる特別永住者証明書を申請する場合は不要。写真の大きさ:縦4センチ×横3センチ

(※5)警察署での紛失届等が必要な場合もあります。

## 出生届・死亡届の提出

▶外国人住民の方の出生や死亡に関する届出窓口は、市民課のみ。

### 注意点

届出には、旅券や家族関係の立証資料及び、その翻訳文が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

## その他の注意点

- 「在留カード」に関する申請・問合せ窓口は、地方出入国在留管理局となります。
- 「在留カード」の、氏名、生年月日、性別、国籍の変更や在留資格、在留期限に関する届出は地方出入国在留管理局のみで、市役所へ届出する必要はありません。
- 従来の外国人登録原票記載事項証明書を発行することはできません(住民登録している人は、住民票の写しを発行することができます)。
- 外国人登録法廃止以前の外国人登録原票の記載に関する証明が必要な場合には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、「保有個人情報開示請求書」により、ご自身で直接出入国在留管理局に開示請求する必要があります。



TEL

# 外国人居民的手续

咨询 记录 负责部门

☎34-6768

## » 所谓外国人居民

可作为外国人居民为其提供居民票的人是指：

- (1) 中长期在留者
- (2) 特别永住者
- (3) 由于出生的逗留者、或由于丧失国籍的逗留者
- (4) 许可临时庇护者、许可临时逗留者。

## 住址的变动（迁入、迁出、迁居）

需办理的手续与日本居民相同（请参照第 21 页的“居民登记”）。

- 申报受理窗口为本厅市民课及丰田市内的支所、出张所（办事处）。
- 可由代理人代办申报手续。

### 注意事項

- (1) 除第 21 页记载的“所需证件”之外，还需要提交“在留卡”或“特别永住者证明书（视同特别永住者证明书※1）”。
  - “视同在留卡”及“视同特别永住者证明书”具有一定的有效期限。
- (2) 由于迁入或迁居，与户主的亲属关系发生变更或需要设定新的亲属关系时，需要提交能识别与户主的亲属关系的证明资料及该证明资料的翻译件。
- 1) 特别永住者人士的“外国人登录证明书”，在 2012 年 7 月 9 日之后视同为“特别永住者证明书”。（仅限截至 2012 年 7 月 9 日未满 16 岁的人士持有）。有效期截至 16 岁生日为止。

## 特别永住者证明书的申请、开具

视同特别永住者证明书的更换、特别永住者证明书有效期的更新等申请，如下办理（申请及特别永住者证明书的领取，仅市民课可办理）。

种类	申请时间	出示证件	提交文件
(1) 姓名、出生日期、性别、国籍或地区的更改	发生变更后 14 天以内	· 护照 <sup>3</sup> · 特别永住者证明书	· 照片 1 张 <sup>4</sup> · 证明资料（需翻译件）
(2) 特别永住者证明书有效期的更新	有效期期满日 2 个月前起至有效期期满日 <sup>2</sup> 为止	· 护照 <sup>3</sup> · 特别永住者证明书	· 照片 1 张 <sup>4</sup>

种类	申请时间	出示证件	提交文件
(3) 因遗失等的再发放申请 申請 <sup>5</sup>	从得知遗失等事实之日起 14 天以内	· 护照 <sup>3</sup>	· 照片 1 张 <sup>4</sup> · 证明特别永住者证明书丢失的资料
(4) 因污损等的再发放申请		· 护照 <sup>3</sup> · 特别永住者证明书	· 照片 1 张 <sup>4</sup>
(5) 因本人要求更换的再发放申请		· 护照 <sup>3</sup> · 特别永住者证明书	· 照片 1 张 <sup>4</sup> · 手续费支付单（1,600 日元的印花税）
(6) 视同特别永住者证明书有效期期满前的申请	至视同特别永住者证明书有效期期满日为止	· 护照 <sup>3</sup> · 视同特别永住者证明书	· 照片 1 张 <sup>4</sup>

- 2) 未满 16 岁时，从 16 岁生日的 6 个月前起至有效期期满日为止
- 3) 无法出示护照时，需提交“无法出示护照理由书”。理由书可在市民课获取。
- 4) 所申请的特别永住者证明书有效期为 16 岁生日时，无需提交。照片尺寸：长 4cm × 宽 3cm
- 5) 可能需要警察署的遗失申报等文件。

## 出生申报、死亡申报的提出

- ▶ 外国人居民的出生与死亡的申报，仅限于市民课办理。

### 注意事項

申报时，可能需要提交护照、家属关系证明及其翻译件，请务必在申报前进行咨询。

## 其他注意事项

- “在留卡”的申请、咨询窗口为地方入国管理局。
- “在留卡”的姓名、出生日期、性别、国籍的变更、在留资格、在留期限相关的申报，仅限于地方入国管理局办理，无需向市役所进行申报。
- 不再开具原有的外国人登录原票记载事项证明书（对已进行居民登记的人，可开具居民票复印件）。
- 在外国人登记法废止前，如需外国人登录原票记载事项的证明，可根据《有关行政机关所持有的个人信息保护的法律》第 13 条第 1 款的规定，通过“所持有的个人信息公开请求书”，并必须由本人直接向法务省请求公开。



# 印鑑登録

問 印鑑担当

☎34-6733

印鑑登録証明書は、財産及び権利義務に多大な関わりがありますので、印鑑の登録申請は本人の意思確認が必要です。印鑑登録者には印鑑登録証(カード)を交付します。

## ▶ 印鑑登録ができる人

### 豊田市に住民登録をしている人

(15歳未満の方は不可。成年被後見人の方は手続き方法が異なりますのでお問い合わせください)

**登録申請場所** 市民課(駅西口サービスセンターは不可)、各支所・出張所

### ■即日に登録証が交付できる場合

①登録者本人が来庁し、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類を提示した場合

申請に必要なもの

■登録する印鑑

■官公署発行の顔写真付きの本人確認書類

(原本で有効期限内のもの)、自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障がい者手帳、在留カード、写真付きの住民基本台帳カードなど

■印鑑登録申請書(窓口にあります)

②登録者本人が来庁し、保証書により本人確認された場合

申請に必要なもの

■登録する印鑑

■健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書等の本人確認書類(原本で有効期限内のもの)  
2点必要

■印鑑登録申請書(窓口にあります)

■保証書※(窓口にあります)

※豊田市で印鑑登録をされている方のみ保証人となります。保証書に保証人となる人の署名、印鑑登録証(カード)、登録印が必要です。

### ■即日に登録証が交付できない場合 (確認のお手紙を送ります)

③登録者本人が来庁し①、②の方法でも本人確認ができない場合、又は、代理人が来庁し登録申請される場合

申請に必要なもの

■登録する印鑑

■窓口に来庁される人の本人確認書類

(原本で有効期限内のもの)

●登録者本人の場合:健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書等の本人確認書類が2点必要

●代理人の場合:官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障がい者手帳、在留カード、写真付きの住民基本台帳カードなど)を1点、又は健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書等の本人確認書類が2点必要です。

■印鑑登録申請書(窓口にあります)

### ■登録印鑑について

■登録することができる印鑑は、1人1個

■外枠又は文字の一部が欠けているものは登録不可

■ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいものは登録不可

■世帯内での同じ印鑑、印影が似ている印鑑は登録不可



# 印章登记

咨询 印章 负责部门

☎34-6733

印章登记证明书与财产、权利义务有重大关联，因此申请印章登记时必须确认本人的意志。对印章登记人将发放印章登记证(卡)

## ➤ 可以办理印章登记的人

### 在丰田市进行了居民登记的人

(未满15岁者不可办理。已成年的被监护人适用的手续方法有所不同,敬请咨询。)

**登记申请场所** 市民课(车站西口行政服务中心不可办理)、各支所、出张所(办事处)

## ■以下情况即日即可发放登记证

### (1) 登记人本人前来办理,并出示官方机构开具的有正面照片的身份证明时。

#### 申请所需证件

##### ■要进行登记的印章

##### ■官方机构开具的有正面照片的身份证明

(需为原件并在有效期内)、汽车驾驶执照、护照、个人编号卡、残疾人手册、在留卡、带正面照片的居民基本台账等

##### ■印章登记申请书(窗口备有)

### (2) 登记人本人前来办理,并通过保证书确认为本人时

#### 申请所需证件

##### ■要进行登记的印章

##### ■健康保险被保险者证、年金手册、年金证书等可确认为本人的证件

(需为原件并在有效期内)中任意2份。

### ■印章登记申请书(窗口备有)

### ■保证书※(窗口备有)

※仅限在丰田市已进行印章登记的人可作为保证人。  
保证书上需有保证人的签名,并需要印章登记证(卡)、已登记的印章。

## ■以下情况不可即日发放登记证(将会发送确认信函)

### (3) 登记人本人前来办理,但无法通过(1)、(2)所示方法确认为本人时,或代理人前来办理登记申请时。

#### 申请所需证件

##### ■要进行登记的印章

##### ■来窗口办理人的可确认本人的证件

(需为原件并在有效期内)

●登记人本人前来时:健康保险被保险者证、年金手册、年金证书等可确认为本人的证件中任意2份。

●代理人前来时:官方机构开具的带正面照片的身份证明(汽车驾驶执照、护照、个人编号卡、残疾人手册、在留卡、带正面照片的居民基本台账等)1份、或健康保险被保险者证、年金手册、年金证书等可确认为本人的证件中任意2份。

### ■印章登记申请书(窗口备有)

## ■有关登记印章

### ■可办理登记的印章,每人只限1个

### ■印章外框或部分文字如有欠缺,则不可办理登记

### ■塑胶印章等容易变形的印章,不可办理登记

### ■同一家庭内,相同印章或图形相似的印章,不可办理登记



## ■印鑑登録証明書を申請する場合

印鑑登録証(カード)と自動車運転免許証などの本人確認書類(原本で有効期限内のもの)を必ず持参してください。申請書に登録者の住所、氏名、性別、生年月日を記入し、印鑑登録証(カード)と一緒に窓口に提出してください。

## 自動車臨時運行許可

問 印鑑担当

☎34-6733

未登録の自動車や自動車検査証の有効期限の過ぎた自動車を新規登録や新規検査、車検切れ継続検査のため、陸運支局等へ回送する場合などに、あらかじめ、運行の期間、目的、経路などを特定した上で特例的に運行を許可する制度です。臨時運行許可申請書に基づき、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標が交付されます。

### ▶許可の対象となる自動車

**普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車、排気量250ccをこえるオートバイ**

**申請場所** 市民課、足助支所、小原支所、下山支所、藤岡支所

### ■運行の目的

車検、登録、予備検査、車両整備等のための回送に限ります。

### ■運行の期間

必要最小限の期間となります。

### ■申請に必要なもの

- ①臨時運行許可申請書
- ②自動車検査証、抹消登録証明書、自動車通関証明書、自動車検査証返納証明書等の自動車の同一性を確認できる書類原本
- ③自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書原本(運行の期間有效であるもの)
- ④自動車運転免許証など申請人の本人確認書類(原本で有効期限内のもの)
- ⑤手数料:750円

### ■臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の返却

有効期間が切れた翌日から5日以内

## マイナンバーに関すること

問 マイナンバーカード交付窓口

☎34-6773 FAX37-1617

マイナンバー(個人番号)とは、平成27年10月以降、日本国内に住民登録されているすべての人に割り当てられる12桁の番号です。

### ▶こんな時には市役所、各支所・出張所へ申請者本人が窓口に来る場合

### ■マイナンバーカードに関する手続き

種類	必要なもの	そのほか
カードの申請※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証等の本人確認書類</li> <li>・通知カードまたは個人番号通知書(持っている人)</li> <li>・住基カード(持っている人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付は市役所のみです</li> <li>・交付までに通常1か月程かかります</li> </ul>
住所・氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗証番号を入力していただきます</li> </ul>
電子証明書の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗証番号を入力していただきます</li> <li>・有効期限まで3か月未満の方が対象です</li> </ul>
暗証番号の変更・再設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	
カードのロック解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	

※1 マイナンバーカードの申請は、ご自身で申請書を郵送または、インターネットから申請することもできます。申請書の発行はお電話で請求できます。

- 運転免許証を持ってない人、代理の人が手続きする場合、そのほかの手続きに関することは、お問い合わせください。
- マイナンバーカード交付窓口の混雑状況が見られます。来庁時の参考にしてください。



## ■申请印章证明书时

请务必携带印章登记证(卡)及汽车驾驶执照等可确认为本人的证件(需为原件并在有效期内)。在申请书上填写登记人的住址、姓名、性别、出生日期后,连同印章登记证(卡)一同提交给窗口。

## 机动车临时行驶许可

咨询 印章负责部门

☎34-6733

对尚未进行登记的机动车辆或机动车检查证有效期已满的机动车辆,因进行新车登记、进行新车车检、或进行车检过期后的续期检查而需驾驶至陆运支局等情况下,在事先已确定行驶时间、目的、路径等的基础上作为特例予以行驶许可的制度。根据临时行驶许可申请书,可发放临时行驶许可证及临时行驶许可号码牌。

### ➤ 可申请临时许可的机动车辆

**普通汽车、小型汽车、检查对象的轻型汽车、排气量超过 250cc 的摩托车**

**申请场所** ➤ 市民课、足助支所、小原支所、下山支所、藤冈支所

## ■行驶目的

仅限于车检、登记、预备检查、车辆整修等时的送返。

## ■行驶时间

为所需最小限度的一段时间。

## ■申请所需证件

- (1) 临时行驶许可申请书
- (2) 机动车检查证、注销登记证明书、汽车报关证明书、机动车检查证归还证明书等可确认为相同机动车辆的文件原件。
- (3) 车损赔偿责任保险证明书或车损赔偿责任共济证明书(需在行驶时间内有效)
- (4) 汽车驾驶执照等可确认申请人为本人的证件(需原件并在有效期内)
- (5) 手续费: 750 日元

## ■临时行驶许可证及临时行驶许可号码牌的退还

有效期期满日的次日起 5 天以内退还

## 有关个人编号的事宜

咨询 个人编号卡发放窗口

☎34-6773 FAX37-1617

个人编号(My Number)是面向 2015 年 10 月以后在日本国内进行了居民登记的所有人分配的 12 位编号。

### ➤ 此时请前往市役所、各支所、出张所(办事处)

**申请者本人前来窗口的情形**

## ■个人编号卡的相关手续

种类	所需证件	其他
<b>申请个人编号卡※1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 驾驶执照等可确认申请人为本人的证件</li> <li>· 通知卡或个人编号通知书(持有者则提供)</li> <li>· 居民基本台账卡(持有者则提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 仅市役所负责受理</li> <li>· 通常需时约 1 个月方可发放</li> </ul>
<b>变更住址、姓名</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 个人编号卡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 须输入密码</li> </ul>
<b>更新电子证书</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 个人编号卡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 须输入密码</li> <li>· 距离有效期不足 3 个月的人士属于办理对象</li> </ul>
<b>变更、重设密码</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 个人编号卡</li> </ul>	
<b>个人编号卡的解锁</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>· 个人编号卡</li> </ul>	

※1 关于个人编号卡的申请,亦可自行邮寄申请书或在网上申请。可以打电话要求发行申请书。

- 未持有驾驶执照的人士或由代理人办理手续时,有关其他手续的事宜,敬请咨询。
- 可以查看个人编号卡发放窗口的繁忙情况。请作为来厅时的参考。



## 証明などの手数料

問 証明担当

☎34-6625

種類	手数料
住民票の写し★	1通150円
印鑑登録証明書★	1枚150円
戸籍全部(個人)事項証明書★	1通450円
除かれた戸籍全部(個人)事項証明書 除籍・改製原戸籍謄抄本	1通750円
身分証明書	1枚150円
戸籍附票の写し	1通150円
戸籍受理証明書	1枚350円
住民票記載事項証明	1枚150円

- 各種証明の申請には、本人確認できるもの(マイナンバーカードなど)を持参してください。
- 戸籍の証明に関しては、本籍のある市区町村にお問い合わせのうえ請求してください。
- 戸籍の請求には、本籍と筆頭者の記載が必要です。
- 市税に関する証明・閲覧は44ページをご覧ください。

### ■証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアなどにて表内★印の証明書と所得課税証明書が交付できます。

#### 交付に必要なもの

- マイナンバーカード

#### 交付ができる店舗

※マルチコピー機設置店に限ります

- セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、コミュニティ・ストア、ココカラファインヘルスケア

#### 利用できる時間

- 午前6時30分～午後11時(12月29日～翌年1月3日、機器メンテナンス時を除く)

### ■市民課窓口のキャッシュレス化について

証明書交付手数料のお支払いに、クレジットカード、電子マネー、二次元コード決済が利用できます。



## 各类证明的手续费

咨询 证明负责部门

☎34-6625

种类	手续费
居民票复印件★	1份 150 日元
印章登记证明书★	1张 150 日元
户籍全部(个人)事项证明书★	1份 450 日元
删除的户籍全部(个人)事项证明书 除籍、改制原户籍副本抄件	1份 750 日元
身份证明书	1张 150 日元
户籍附票复印件	1份 150 日元
户籍受理证明书	1张 350 日元
居民票记载事项证明	1张 150 日元

- 申请各类证明，请携带可确认为本人的证件（个人编号卡等）前来。
- 有关户籍的证明证件，请向原籍所在的市区町村咨询后再进行申请。
- 申请户籍证明时，需记录原籍和户籍起头者。
- 有关市税的证明，请参阅第45页的内容。

### ■在便利店开具证明书

使用个人编号卡，可在便利店等开具表内★印证明书和所得稅證明书。

#### 开具时所需证件

- 个人编号卡

#### 可开具的店铺

- ※仅限于设有多功能复印机的店铺
- 7-Eleven、LAWSON、FamilyMart、MINISTOP、永旺、COMMUNITY STORE、Cocokara fine Healthcare

#### 可办理时间

- 上午6点30分～下午11点(12月29日～次年1月3日、设备维修时除外)

### ■关于市民课窗口无现金化

支付证明书开具手续费时，可以使用信用卡、电子货币、二维码结算。



# 市役所庁舎・出張所案内 I 市役所庁舎案内

## ▶ 市役所庁舎

**住 所** 〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

**電 話**

31-1212(代表)

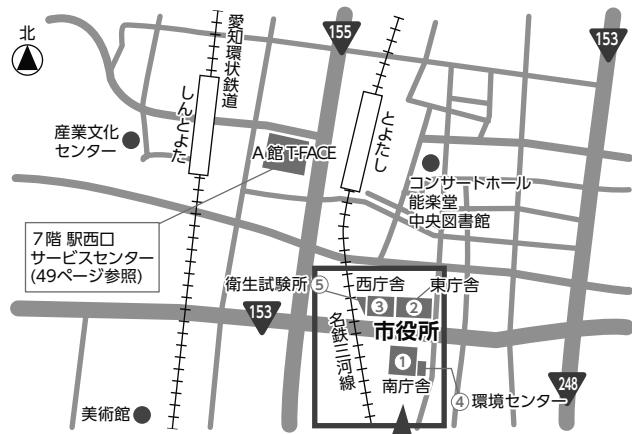
**F A X**

33-2221

**業務時間** 午前8時30分～午後5時15分

土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除きます

届出・手続き



拡大地図



## ▶ 市役所庁舎の各課ご案内

※各課の直通番号を掲載しています。

### 左図① 南庁舎

階	課名	電話	FAX
6階	議会事務局	34-6665	34-6566
5階	経営戦略部 秘書課	34-6601	33-7155
	経営戦略部 市政発信課	34-6604	34-1528
	企画課	34-6602	34-2192
	財政課	34-6614	32-9479
	企画政策部 土地利用調整課	34-6605	32-3794
4階	都市計画課	34-6620	32-3794
	未来都市推進課	34-6982	34-2192
	地域支援課	34-6629	35-4745
	地域振興部 交通安全防犯課	34-6633	32-3794
	防災対策課	34-6750	34-6048
	庶務課	34-6607	33-2221
	法務課	34-6608	33-2221
	人事課	34-6609	34-6815
3階	総務部 行政改革推進課	34-6652	34-6815
	財産管理課	34-6615	31-6881
	契約課	34-6616	34-6789
	市民部 資産税課	34-6618	31-8969
	選挙管理委員会事務局	34-6667	31-8623
	市民部 市民税課	34-6617	31-4488
	債権管理課	34-6619	31-4489
2階	市民部 市民活躍支援課	34-6660	32-9779
	生涯活躍部 生涯スポーツ推進課	34-6632	32-9779
	スポーツ戦略課	34-6950	32-9779
	会計管理者 会計課	34-6664	35-3541
	市民部 市民相談課	34-6626	31-8252
	市民部 市民課	34-6768	34-6191
	国保年金課	34-6637	34-6007
1階	生涯活躍部 文化振興課	34-6631	34-6766



# 市役所厅舍、出张所（办事处）介绍 I 市役所厅舍介绍

## 》市役所厅舍

**地 址 邮政编码 471-8501**  
**丰田市西町 3 丁目 60 番地**

**电 话 31-1212 (总机)**  
**F A X 33-2221**

**办公时间 上午 8 点 30 分 - 下午 5 点 15 分**

周六、周日、节假日、12月29日-1月3日  
除外



## 》市役所厅舍的各课简介

※载有各课的直线电话号码。

### 左图① 南厅舍

楼层	课名	电话	FAX
6楼	议会事务局	34-6665	34-6566
5楼	经营战略部 秘书课	34-6601	33-7155
	经营战略部 市政发布课	34-6604	34-1528
	企划课	34-6602	34-2192
	财政课	34-6614	32-9479
4楼	企划政策部 土地利用调整课	34-6605	32-3794
	都市计划课	34-6620	32-3794
	未来都市推进课	34-6982	34-2192
	地域支援课	34-6629	35-4745
3楼	地域振兴部 交通安全防犯课	34-6633	32-3794
	防灾对策课	34-6750	34-6048
	庶务课	34-6607	33-2221
	法务课	34-6608	33-2221
	人事课	34-6609	34-6815
2楼	总务部 行政改革推进课	34-6652	34-6815
	财产管理课	34-6615	31-6881
	契约课	34-6616	34-6789
	市民部 资产税课	34-6618	31-8969
	选举管理委员会事务局	34-6667	31-8623
1楼	市民部 市民税课	34-6617	31-4488
	债权管理课	34-6619	31-4489
	生涯活跃支援课	34-6660	32-9779
	生涯运动推进课	34-6632	32-9779
	运动战略课	34-6950	32-9779
	会计管理者 会计课	34-6664	35-3541
	市民咨询课	34-6626	31-8252
	市民部 市民课	34-6768	34-6191
	国保养老金课	34-6637	34-6007
	生涯活跃部 文化振兴课	34-6631	34-6766

申 报 、 手 续



**左図② 東庁舎**

階	課名	電話	FAX
6階 教育部	教育政策課	34-6658	34-6771
	学校教育課	34-6661	31-9145
	学校づくり推進課	34-6659	35-4551
	保健給食課	34-6663	34-6824
	監査委員事務局	34-6666	31-3550
5階 総務部	情報システム課	34-6611	33-2411
	(保)総務課	34-6723	31-6320
4階 保健部	保健衛生課	34-6181	31-6630
	感染症予防課	34-6180	34-6929
	地域保健課	34-6627	34-6186
	保健支援課	34-6855	34-6051
3階 保健センター			
2階 子ども部	次世代育成課	34-6630	34-6938
	子ども家庭課	34-6636	32-2098
	保育課	34-6809	32-2088
1階 福祉部	地域包括ケア企画課	34-6787	34-6793
	総務監査課	34-6706	34-6755
	福祉総合相談課	34-6791	33-2940
	障がい福祉課	34-6751	33-2940
	高齢福祉課	34-6984	34-6793
	介護保険課	34-6634	34-6034
	福祉医療課	34-6743	34-6732

**左図③ 西庁舎**

階	課名	電話	FAX
8階 経営戦略部	経営戦略課	34-3360	34-6681
	国際まちづくり 推進課	34-6963	34-6681
	情報戦略課	34-6946	34-6681
	技術管理課	34-6612	34-6770
7階 産業部	用地審査課	34-6679	34-6770
	土地開発公社 業務課	34-6668	33-6996
	産業労働課	34-6641	35-4317
6階 建設部	商業観光課	34-6642	35-4317
	農政企画課	34-6640	33-8149
	農業振興課	34-6785	33-8149
	農業委員会 事務局	34-6639	33-8149
5階 建設部	農地整備課	34-6647	33-8149
	建設企画課	34-6682	31-3540
	土木管理課	34-6644	33-2460
	道路維持課	34-6645	34-6945
	道路予防保全課	34-6683	31-3540
	河川課	34-6672	33-2460
都市整備部	幹線道路推進課	34-6673	35-8196
	街路課	34-6651	35-8196
	土木課	34-6646	34-6301
	市街地整備課	34-6675	34-6912

階	課名	電話	FAX
4階 都市整備部	都市整備課	34-6622	34-6764
	開発調整課	34-6744	34-6011
	建築相談課	34-6649	34-6948
	建築整備課	34-6648	33-2080
	建築計画調整課	34-6786	33-2080
	定住促進課	34-6728	34-6764
	建築予防保全課	34-6910	34-6056
3階 都市整備部	交通政策課	34-6603	33-2433
	区画整理支援課	34-6769	33-2369
	公園緑地つかう課	34-6621	34-4500
	公園緑地つくる課	34-6676	34-4500
	(上下水)総務課	34-6653	36-5529
	経営管理課	34-6623	36-5529
2階 上下水道局	福祉部	生活福祉課	34-6635
	下水道施設課	34-6964	32-3171
1階 上下水道局	下水道建設課	34-6624	32-3171
	(上下水)企画課	34-6792	33-9096
	料金課	34-6696	34-6655
	水道整備課	34-6656	33-9096

**左図④ 環境センター**

階	課名	電話	FAX
3階	環境部	廃棄物対策課	34-6710
2階	環境部	環境保全課	34-6628
1階	環境部	環境政策課	34-6650

**左図⑤ 衛生試験所**

課名	電話	FAX
保健部	保健衛生課 衛生試験所	34-6188

**▶他施設内の課****■ものづくり創造拠点 SENTAN**

課名	電話	FAX
産業部	次世代産業課	47-1250

**■渡刈クリーンセンター**

課名	電話	FAX
環境部	ごみ減量推進課	71-3001
	清掃業務課	71-3003
	清掃施設課	28-2000

**■豊田市郷土資料館**

課名	電話	FAX
生涯活躍部	文化財課	32-6561

**■足助支所**

課名	電話	FAX
産業部	農地整備課	62-0605
	地域担当	62-0606
	森林課	62-0602
建設部	地域建設課	62-0604
生涯活躍部	文化財課 足助分室	62-0609



**左图② 东厅舍**

楼层	课名	电话	FAX
6楼 教育部	教育政策课	34-6658	34-6771
	学校教育课	34-6661	31-9145
	学校建设推进课	34-6659	35-4551
	保健供给饮食课	34-6663	34-6824
	监察委员事务局	34-6666	31-3550
5楼 总务部	情报系统课	34-6611	33-2411
	(保) 总务课	34-6723	31-6320
	保健卫生课	34-6181	31-6630
	感染症预防课	34-6180	34-6929
4楼 保健部	地域保健课	34-6627	34-6186
	保健支援课	34-6855	34-6051
	保健中心		
	下一代育成课	34-6630	34-6938
2楼 儿童部	儿童家庭课	34-6636	32-2098
	保育课	34-6809	32-2088
	地域包括治理(幼)	34-6787	34-6793
	企划课	34-6706	34-6755
1楼 福祉部	总务监察课	34-6791	33-2940
	福祉综合咨询课	34-6751	33-2940
	高龄福祉课	34-6984	34-6793
	护理保险课	34-6634	34-6034
	福祉医疗课	34-6743	34-6732

**左图③ 西厅舍**

楼层	课名	电话	FAX
8楼 经营战略部	经营战略课	34-3360	34-6681
	国际城市规划推进课	34-6963	34-6681
	情报战略课	34-6946	34-6681
	技术管理课	34-6612	34-6770
7楼 总务部	用地审查课	34-6679	34-6770
	土地开发公社业务课	34-6668	33-6996
	产业劳动课	34-6641	35-4317
	商业观光课	34-6642	35-4317
7楼 产业部	农政企划课	34-6640	33-8149
	农业振兴课	34-6785	33-8149
	农业委员会事务局	34-6639	33-8149
	农地整备课	34-6647	33-8149
6楼 建设部	建设企划课	34-6682	31-3540
	土木管理课	34-6644	33-2460
	道路维持课	34-6645	34-6945
	道路预防保全课	34-6683	31-3540
5楼 建设部	河川课	34-6672	33-2460
	干线道路推進课	34-6673	35-8196
	街路课	34-6651	35-8196
	土木课	34-6646	34-6301
都市整备部	市街地整备课	34-6675	34-6912

楼层	课名	电话	FAX
4楼 都市整备部	都市整备课	34-6622	34-6764
	开发调整课	34-6744	34-6011
	建筑咨询课	34-6649	34-6948
	公共农政课	34-6648	33-2080
	建筑计划调整课	34-6786	33-2080
	定住促进课	34-6728	34-6764
	建筑预防保全课	34-6910	34-6056
3楼 都市整备部	交通政策课	34-6603	33-2433
	区划整理支援课	34-6769	33-2369
	公园绿地管理课	34-6621	34-4500
	公园绿地整备课	34-6676	34-4500
	(上下水) 总务课	34-6653	36-5529
	经营管理课	34-6623	36-5529
	福祉部	34-6635	34-6798
2楼 上下水道局	下水道设施课	34-6964	32-3171
	下水道建设课	34-6624	32-3171
	(上下水) 企划课	34-6792	33-9096
1楼 上下水道局	收费课	34-6696	34-6655
	水道整备课	34-6656	33-9096

**左图④ 环境中心**

楼层	课名	电话	FAX
3楼 环境部	废弃物对策课	34-6710	34-6976
2楼 环境部	环境保全课	34-6628	34-6684
1楼 环境部	环境政策课	34-6650	34-6759

**左图⑤ 卫生试验所**

課名	電話	FAX
保健部 卫生试验所	34-6188	34-6174

**▶ 其他设施内的课****■ 产品制造创造据点 SENTAN**

課名	電話	FAX
产业部 下一代产业课	47-1250	47-1252

**■ 渡刈渡刈清洁中心**

課名	電話	FAX
环境部 垃圾减量推进课	71-3001	71-3000
环境部 清扫业务课	71-3003	71-3000
环境部 清扫设施课	28-2000	28-2212

**■ 丰田市乡土资料馆**

課名	電話	FAX
生涯活跃部 文化遗产课	32-6561	34-0095

**■ 足助支所**

課名	電話	FAX
产业部 农地整备课	62-0605	62-0606
产业部 地域担当		
建设部 森林课	62-0602	62-0612
建设部 地域建设课	62-0604	62-0606
生涯活跃部 文化财产课	62-0609	62-0606
足助分室		



## 市役所庁舎・出張所案内Ⅱ 支所・出張所案内

届出・手続き

### 支所・出張所のご案内

支所・出張所名	住所	電話	FAX
旭支所	小渡町船戸15-1	68-2213	68-3476
足助支所	足助町宮ノ後26-2	62-0600	62-0606
稻武支所	稻武町竹ノ下1-1	82-2511	82-3272
小原支所	小原町上平441-1	65-2001	65-3695
下山支所	大沼町越田和37-1	90-4411	90-3344
藤岡支所	藤岡飯野町田中245	76-2103	76-4852
高橋支所 (高橋コミュニティセンター内)	東山町2-1-1	80-0077	80-0092
上郷支所 (上郷コミュニティセンター内)	上郷町5-1-1	21-0001	21-5095

支所・出張所名	住所	電話	FAX
高岡支所 (高岡コミュニティセンター内)	高岡町長根51	53-7779	53-3516
猿投支所 (猿投コミュニティセンター内)	四郷町東畠70-1	45-1211	45-4824
松平支所 (松平コミュニティセンター内)	久平町寺前16	58-0001	58-0049
保見出張所	保見町四反田121-1	48-8006	48-9345
石野出張所	力石町深田57-2	41-2001	42-1861

### 業務時間のご案内

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

### 支所・出張所の主な窓口サービス(証明書等の発行など)

#### ■届出・手続き

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書等の交付
- 住民票の写しの広域交付
- 住民異動の手続き(外国籍の人も含む)
- 戸籍に関する届出の受理(外国籍の人は本庁のみ)
- 印鑑の新規登録、廃止および登録印の変更等の手続き
- 公的年金証明の交付
- 所得課税証明書(非課税証明書も含む)の交付
- 納税証明書(軽自動車継続検査用も含む)の交付
- 固定資産課税台帳登録事項証明書の交付
- 土地証明書(車庫証明用)、家屋証明書(建築確認用)の交付
- 公簿閲覧(固定資産課税台帳登録事項閲覧、台帳閲覧)
- 事業証明書の交付
- 原動機付自転車、小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更手続き

#### ■国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金

- 国民健康保険の資格取得、喪失の手続き
- 国民年金の資格取得、喪失の手続き
- 国民健康保険、後期高齢者医療、葬祭費支給申請の手続き

#### ■子ども

- 子ども医療費受給者証の交付、変更、喪失手続き
- 児童手当の申請、変更、消滅、現況手続き

#### ■暮らし・環境

- し尿くみ取りの申込みなどの手続き、くみ取り確認券の売り渡し
- 粗大ごみ処理手数料納付券(粗大ごみシール)の販売

#### ■市税等の納付

- 市税(市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)
- 保険料(介護保険料・後期高齢者医療保険料)

※保険料は納付書の持参が必要です



## 市役所厅舍、出张所（办事处）介绍Ⅱ 支所、出张所（办事处）介绍

### 支所、出张所（办事处）介绍

支所、出张所 (办事处)名称	地址	电话	FAX
<b>旭支所</b>	小渡町船户 15-1	68-2213	68-3476
<b>足助支所</b>	足助町宫之后 26-2	62-0600	62-0606
<b>稻武支所</b>	稻武町竹之下 1-1	82-2511	82-3272
<b>小原支所</b>	小原町上平 441-1	65-2001	65-3695
<b>下山支所</b>	大沼町越田和 37-1	90-4411	90-3344
<b>藤冈支所</b>	藤冈饭野町田中 245	76-2103	76-4852
<b>高桥支所 (高桥社区中心内)</b>	东山町 2-1-1	80-0077	80-0092
<b>上乡支所 (上乡社区中心内)</b>	上乡町 5-1-1	21-0001	21-5095

支所、出张所 (办事处)名称	地址	电话	FAX
<b>高冈支所 (高冈社区中心内)</b>	高冈町长根 51	53-7779	53-3516
<b>猿投支所 (猿投社区中心内)</b>	四乡町东畑 70-1	45-1211	45-4824
<b>松平支所 (松平社区中心内)</b>	久平町寺前 16	58-0001	58-0049
<b>保见出张所</b>	保见町四反田 121-1	48-8006	48-9345
<b>石野出张所</b>	力石町深田 57-2	41-2001	42-1861

### 办公时间指引

**上午 8 点 30 分 - 下午 5 点 15 分**

※周六、周日、节假日、12月29日-1月3日除外

### 支所、出张所（办事处）的主要窗口服务（证明书等的发行等）

#### ■ 申报、手续

- 居民票复印件、印章登记证明书、户籍全部（个人）事项证明书等的开具
- 居民票复印件的广域开具
- 居民迁移的手续（亦含外国国籍者）
- 户籍相关申报的受理（外国国籍者仅限由本厅受理）
- 印章的新登记、废止、以及已登记印章的变更等手续
- 公共年金证明的开具
- 所得课税证明书（亦含非课税证明书）的开具
- 纳税证明书（亦含轻型汽车续期检查用）的开具
- 固定资产课税台账登记事项证明书的开具
- 土地证明书（车库证明用）、房屋证明书（确认建筑用）的开具
- 阅览公簿（阅览固定资产课税台账登记事项、阅览台账）
- 事业证明书的开具
- 助力自行车、小型特殊汽车的登记、报废、过户手续支所、出张所（办事处）的主要窗口服务（证明书等的发行等）

#### ■ 国民健康保险、后期高龄者医疗、国民年金

- 国民健康保险资格的取得及丧失手续
- 国民年金资格的取得及丧失手续
- 国民健康保险、后期高龄者医疗、葬礼费支付申请手续

#### ■ 儿童

- 儿童医疗费领取者证的发放、变更、丧失手续
- 儿童补贴的申请、变更、失效、现状手续

#### ■ 生活、环境

- 粪便汲取申请等的手续、汲取确认券的出售
- 大件垃圾处理手续费缴纳券（大件垃圾贴纸标签）的销售

#### ■ 市税等的缴纳

- 市税（市/县民税、固定资产税、国民健康保险税、轻型汽车税）
- 保险费（护理保险费、后期高龄者医疗保险费）  
※缴纳保险费须携带缴纳单

申报、手续



## 旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所では次のサービスも取り扱っています

- 評価額通知
- 国民健康保険の医療費などの払い戻し手続き
- 後期高齢者医療の医療費などの払い戻し手続き
- 心身・精神障がい者、母子家庭などの医療費受給資格取得、変更、喪失手続き
- 福祉給付金受給資格の認定、変更、喪失手続き

- 福祉医療の医療費などの払い戻し手続き
- 介護保険認定申請
- 児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当の申請、変更、喪失、現況手続き
- 粗大ごみ戸別有料収集の申込み受付
- 愛知県収入証紙の売りさばき

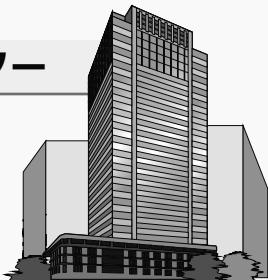
### ○注意事項

※証明内容については本庁へお尋ねください  
※このほかにも取り扱い業務がありますので、お問い合わせください

## 休日でも利用できます！

### 豊田市駅西口サービスセンター

市民課業務の証明書等の発行や  
市税等の納付窓口です



電話 36-6711  
場所 A館T-FACE7階  
業務時間 午前10時～午後7時

※5月3日～5日とその前後に連続する土・日曜日と振替休日、12月29日～翌年1月3日を除き、土・日曜日、祝日も開業

### 駅西口サービスセンターの主な窓口サービス

#### ■証明書等の発行

- 住民票の写し、印鑑登録証明書の交付
- 戸籍全部(個人)事項証明書等の交付
- 身分証明書の交付
- 戸籍附票の写しの交付
- 所得課税証明書(非課税証明書も含む)の交付
- 納税証明書(軽自動車継続検査用も含む)の交付
- 固定資産課税台帳登録事項証明書の交付
- 土地証明書(車庫証明用)、家屋証明書(建築確認用)の交付
- 公簿閲覧(固定資産課税台帳登録事項閲覧、台帳閲覧)

#### ■市税等の納付

- 市税(市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等)
- 保険料(介護保険料・後期高齢者医療保険料)
- 水道事業(上下水道使用料金・下水道事業受益者負担金)

#### ■その他の業務

- 愛知県収入証紙・粗大ごみ処理手数料納付券の売りさばき

#### そのほか

市役所本庁閉庁時などは、証明書の内容によって発行できない場合もありますので、ご了承ください。

市税等の納付のうち、保険料には納付書の持参が必要、水道事業の納付には支払指定期限内の納付書の持参が必要となります。

## 旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所还提供下列服务

- 评估额通知
- 国民健康保险的医疗费等退还手续
- 后期高龄者医疗的医疗费等退还手续
- 身心 / 精神残疾人、母子家庭等医疗费领取资格的取得、变更、丧失手续
- 福祉补助金领取资格的认定、变更、丧失手续
- 福祉医疗的医疗费等退还手续
- 护理保险认定申请
- 儿童抚养补助、县遗儿补贴、市遗儿补贴的申请、变更、丧失、现状手续
- 大件垃圾单独上门付费收集的申请受理
- 爱知县收入证纸(类似印花税票)的出售

### ○注意事项

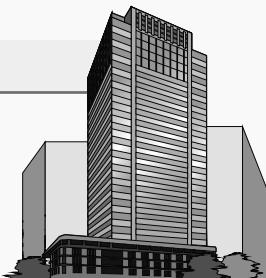
※关于证明内容,请咨询本厅

※此外还办理其他业务,敬请咨询

### 假日亦可利用!

#### 丰田市车站西口行政服务中心

**这里是市民课业务的证明书等的发行窗口,以及是市税等的缴费窗口**



**电 话** 36-6711

**地 点** A馆 T-FACE 7楼

**办公时间** 上午10点-晚上7点

※5月3日-5日及其前后相连的周六、周日和调休日、12月29日-次年1月3日除外,周六、周日、节假日均办公

#### 车站西口行政服务中心的主要窗口服务

##### ■ 证明书等的发行

- 居民票复印件、印章登记证明书的开具
- 户籍全部(个人)事项证明书等的开具
- 身份证明书的开具
- 户籍附票复印件的开具
- 所得课税证明书(亦含非课税证明书)的开具
- 纳税证明书(亦含轻型汽车续期检查用)的开具
- 固定资产课税台账登记事项证明书的开具
- 土地证明书(车库证明用)、房屋证明书(确认建筑用)的开具
- 阅览公簿(阅览固定资产课税台账登记事项、阅览台账)

##### ■ 市税等的缴纳

- **市税(市/县民税、固定资产税、国民健康保险税、轻型汽车税等)**
- **保险费(护理保险费、后期高龄者医疗保险费)**
- **水道事业(上下水道使用费、下水道事业受益者负担费)**

##### ■ 其他业务

- **爱知县收入证纸(类似印花税票)、大件垃圾处理手续费缴纳券的出售**

#### 其他

在市役所本厅闭厅(不办公)时等情况下,视乎证明书内容而定,有时可能会无法发行,敬请知悉。  
缴纳市税等时,其中,缴纳保险费需携带缴纳单;缴纳水道事业费用,需携带支付指定期限内的缴纳单。



# 納税

## 市税等納期限一覧

問 債権管理課 ☎34-6619 FAX31-4489(南庁舎2階)

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
4月末		1期				
5月末						
6月末	1期			1期		1期
7月末		2期		2期	1期	2期
8月末	2期			3期	2期	3期
9月末				4期	3期	4期
10月末	3期			5期	4期	5期
11月末				6期	5期	6期
12月末		3期		7期	6期	7期
1月末	4期			8期	7期	8期
2月末		4期		9期	8期	
3月末				10期		

納期限は  
5月末日

※12月は25日が納期限。各納期限が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日となります

## 納付場所 次の市指定金融機関など(本店とすべての支店) 【令和3年5月1日現在】

三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、三井住友信託銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合、東海労働金庫、あいち豊田農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局(愛知、岐阜、三重、静岡)、豊田市役所内指定金融機関窓口、全国のコンビニエンスストア

- 市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、各支所・出張所、駅西口サービスセンター(A館T-FACE7階)でも納付できます
- 市役所内指定金融機関窓口では、市税・保険料については午前9時～午後4時まで納付できます

## Pay-easy(ペイジー)による納付方法

パソコン、携帯電話、ペイジー対応のATMなどから市税を納付することができます。

### ■対象

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

### ■利用できる金融機関

市の指定した各金融機関  
※詳しくは市ホームページをご覗いただけ  
か、各金融機関にお問い合わせください



# 纳税

## 市税等缴纳期限一览

咨询 债权管理课 ☎34-6619 FAX31-4489 (南厅舍 2 楼)

缴纳期限	市县民税	固定资产税 都市计划税	轻型汽车税 (按类别划分)	国民健康保险	后期高龄者 医疗保险费	护理保险费
4月末		1期				
5月末						
6月末	1期			1期		1期
7月末		2期		2期	1期	2期
8月末	2期			3期	2期	3期
9月末				4期	3期	4期
10月末	3期		5月的最后一天	5期	4期	5期
11月末				6期	5期	6期
12月末		3期		7期	6期	7期
1月末	4期			8期	7期	8期
2月末		4期		9期	8期	
3月末				10期		

※12 月的缴纳期限为12 月25 日。如缴纳期限为金融机构休息日，则其后首个营业日为缴纳期限。

## 缴纳场所 下述本市指定的金融机构等(总店和所有支店)【截至 2021 年 5 月 1 日】

三菱 UFJ 银行、瑞穗银行、三井住友银行、大垣共立银行、十六银行、三十三银行、百五银行、三井住友信托银行、爱知银行、名古屋银行、中京银行、冈崎信用金库、濑户信用金库、丰田信用金库、碧海信用金库、信用组合爱知商银、IO 信用组合、东海劳动金库、爱知丰田农业协同组合、邮储银行 / 邮局 (爱知、岐阜、三重、静冈)、丰田市役所内指定金融机构窗口、全国的便利店

- **市税、护理保险费、后期高龄者医疗保险费，在各支所、出张所(办事处)、车站西口行政服务中心(A馆 T - FACE 7 楼)也可缴纳**
- **在丰田市役所内指定金融机构窗口，市税、保险费的缴纳可在上午 9 点 - 下午 4 点的时间内办理**

## Pay-easy(电子支付)缴纳方法

通过电脑、手机、可应对电子支付的 ATM 等，也可以缴纳市税。

### ■ 对象

市县民税(普通征收)、固定资产税、都市计划税、轻型汽车税、国民健康保险税

### ■ 可以缴纳的金融机构

本市指定的各金融机构

※详细情况请参照本市主页，或向各金融机构询问



## ■利用にあたって

納付に振込手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用など一部のサービス利用については、手数料がかかる場合もあります。パソコン、携帯電話で納付する場合は、利用金融機関への事前申込みが必要です。

**問 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489**

## クレジットカードによる納付方法

クレジットカードで市税を納付することができます。

## ■対象

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

## ■利用にあたって

納付には別途決済手数料がかかります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください

**問 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489**

## スマートフォン決済アプリによる納付方法

スマートフォン決済アプリで市税・保険料等を納付することができます。

## ■対象

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)等

## ■利用できるアプリ

PayB、LINE Pay、PayPay、FamiPay

## ■利用にあたって

納付に振込手数料はかかりません。アプリによって導入及び支払いの手順が異なります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください

**問 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489**

## 口座振替をご利用ください

口座振替とは指定された預貯金口座から自動的に市税などに振り替えて納める制度です。申込みは、①預貯金通帳とその届出印 ②納税(入)通知書か領収書を持って市指定金融機関かゆうちょ銀行・郵便局へ(郵送専用申込書での申込みも可能)。毎月15日までに申し込むと翌月末の納期限のものから振替が始まります。

残高不足などにより、納期限に振替ができな

かったものについては、再振替を一回だけ実施します(一括納付扱いで振替できなかった場合は、第1期分について再振替します)。

**問 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489**

## 延滞金について

納定期限を過ぎた場合には、延滞金が加算されることがありますので、期限内納付をお願いします。

**問 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489**

## 市税の減免、納稅猶予

納稅義務者それぞれの状況に応じて、市税の減免や納稅が猶予となる場合があります。

## ■個人市民税

天災その他特別の事情がある場合、生活保護を受けている場合、所得がなく生活が困難な場合など

**問 市民税課 ☎34-6617 FAX31-4488**

## ■固定資産税

生活保護を受けている場合、災害などに遭った場合、ひとり親、障がいのある人で、一定の基準に該当する場合

**問 資産税課 ☎34-6618 FAX31-8969**

## ■軽自動車税(種別割)

身体障がい者手帳等の交付を受け、一定基準に該当する人が所有する場合など

**問 市民税課 ☎34-6877 FAX31-4488**

## ■納稅猶予

本人や親族の病気やケガ、災害や盗難などにより納定期限までに納稅できない場合

**問 債権管理課 ☎34-6619 FAX31-4489**

## 豊田市版環境減税

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内のエネルギーの地産地消、移動の低炭素化の推進に寄与する、一定基準を満たす対象資産(①スマートハウス、②再生可能エネルギー発電設備、③電気軽自動車等)を取得された場合は、固定資産税や軽自動車税(種別割)の減免対象になる場合があります。

**問 資産税課 ☎(1)34-6983、(2)34-6613 FAX31-8969**

**問 市民税課 ☎(3)34-6877 FAX31-4488**



税  
金

## ■利用时的注意事项

纳税时不会收取手续费，但 ATM 的营业时间外等部分服务，有时候将会收取手续费。通过电脑、手机缴纳时，需要事前向所利用金融机构进行申请。

咨询 债权管理课 ☎34-6852 FAX31-4489

## 信用卡缴纳方法

可以使用信用卡缴纳市税。

## ■对象

市 / 县民税(普通征收)、固定资产税、都市计划税、轻型汽车税(按类别划分)、国民健康保险税

## ■利用时的注意事项

缴纳时，另行收取结算手续费。

※详细请在本市主页上确认

咨询 债权管理课 ☎34-6852 FAX31-4489

## 智能手机结算 APP 缴纳方法

可以使用智能手机结算 APP 缴纳市税和保险费等。

## ■对象

市 / 县民税(普通征收)、固定资产税、都市计划税、轻型汽车税(按类别划分)、国民健康保险税、护理保险费(普通征收)、后期高龄者医疗保险费(普通征收)等

## ■可利用的 APP

PayB、LINE Pay、PayPay、FamiPay

## ■利用时的注意事项

缴纳时不会收取转账手续费。导入及支付步骤因 APP 而异。

※详细请在本市主页上确认

咨询 债权管理课 ☎34-6852 FAX31-4489

## 请利用银行自动转帐

所谓银行自动转帐，指从缴纳者指定的存款帐户通过自动转帐方式缴纳市税等的制度。申请时(1)存款帐户存折和其开户印章(2)请持纳税(缴入)通知书或收据，前往市指定的金融机构或邮储银行、邮局(用邮寄专用的申请书申请亦可)。在每月 15 日之前申请的话，将从下一个月为缴纳期限的税金开始，自动转帐。

对于因存款余额不足等导致在缴纳期限内未

能自动转帐的，可再实行一次(仅限一次)自动转帐(以一次缴清方式未能自动转帐时，对第 1 期的税额实施再次自动转帐)。

咨询 债权管理课 ☎34-6852 FAX31-4489

## 关于滞纳金

超过缴纳期限的，会加算滞纳金，因此请在期限内缴纳。

咨询 债权管理课 ☎34-6852 FAX31-4489

## 市税的减免、延期缴纳

根据纳税义务者的各种状况，市税可能予以减免或延期纳税。

## ■个人市民税

当遇到天灾或其他特别情况，又或纳税人为领取生活保护补助的人或者无收入生活困难等情况

咨询 市民税课 ☎34-6617 FAX31-4488

## ■固定资产税

如纳税人符合一定的标准，例如领取生活保护补助、遇到灾害等意外、领取单亲补助、残疾人补助等时。

咨询 资产税课 ☎34-6618 FAX31-8969

## ■轻型汽车税(按类别划分)

接受残疾人手册等的发放，并且符合一定的标准的人购置轻型汽车时等

咨询 市民税课 ☎34-6877 FAX31-4488

## ■延期缴纳

由于本人或家人患病或负伤、遇到灾害或偷盗等意外导致不能在期限内缴纳时

咨询 债权管理课 ☎34-6619 FAX31-4489

## 丰田市版环境减税

居民购置利用再生能源、有利于促进家庭及地区内能源的地区生产及地区消耗、或可促进交通工具低碳化等满足一定标准的资产((1)智能房屋、(2)可再生能源发电设备、(3)电动轻型汽车等)时，其固定资产税、轻型汽车税可给予减免。

咨询 资产税课 ☎(1) 34-6983、(2) 34-6613 FAX31-8969

咨询 市民税课 ☎(3) 34-6877 FAX31-4488



## 市税に関する証明・閲覧

問 市民課 ☎34-6625 FAX34-6191(南庁舎1階)

市税に関する証明の交付及び閲覧は、市役所市民課、支所、出張所、駅西口サービスセンターで行っています。

(注)西部コミュニティセンターにおいて、証明書交付及び閲覧業務はお取扱いしておりません。

### ■証明・閲覧の種類等

(★印は委任状を要します。●印は取扱いができるものを示します。手数料は1枚又は1件につきです。)

証明・閲覧の種類	主な使用目的	本庁	支所・出張所	駅西口	手数料
所得課税証明	★ 融資、住宅の入居、年金手続	●	●	●	200円
	★ 保育園入園、福祉医療等手当等の申請	●	●	●	無料
事業証明(注1)	車の登録、農地転用	●	●	—	200円
納税証明	★ 融資、保証人、指名願い(入札)	●	●	●	200円
	軽自動車継続検査(車検)	●	●	●	無料
土地証明(車庫証明用)	自動車の車庫証明用	●	●	●	200円
登録事項証明(評価額証明)	★ 融資、登記、相続税・贈与税の申告	●	●	●	200円
公課証明	★ 競売の申し立て、税金の精算	●	—	—	200円
家屋証明(建築確認用)	建築確認	●	●	●	200円
住宅用家屋証明	登録免許税の軽減	●	—	—	1,000円
登録事項閲覧	★ 土地家屋の税額確認、確定申告	●	●	●	150円
台帳閲覧	土地家屋の登記事項の確認	●	●	●	150円
償却資産課税台帳(証明)	★ 融資	●	—	—	200円
償却資産課税台帳(閲覧)	★ 資産確認、確定申告	●	—	—	150円
評価額通知	★ 登記	●	●(注2)	—	無料

(注1)個人の事業証明は本庁の市民税課、法人の事業証明は市民課、支所、出張所で交付します

(注2)旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所でのみ取扱い



## 有关市税的证明、阅览

咨询 市民课 ☎34-6625 FAX34-6191 (南厅舍1楼)

有关市税的证明开具及阅览可在市役所市民课、支所、出张所(办事处)、车站西口行政服务中心进行。

(注) 西部社区中心不办理证明书开具及阅览业务。

### ■ 证明、阅览的种类等

(★表示需提交委任状。●表示“可办理”。手续费按张或按件计费。)

证明、阅览的种类	主要使用目的	本厅	支所、出张所(办事处)	车站西口	手续费
所得课税证明	★ 融资、住宅的入住、年金办理手续	●	●	●	200 日元
	★ 保育园入园、福祉医疗补助等的申请	●	●	●	免费
事业经营证明 <sup>1</sup>	汽车登记、农地专用	●	●	—	200 日元
纳税证明	★ 融资、保证人、指名请求(招标)	●	●	●	200 日元
	轻型汽车续期检查(车检)	●	●	●	免费
土地证明(车库证明用)	汽车车库证明用	●	●	●	200 日元
登记事项证明(评估额证明)	★ 融资、登记、继承税、赠与税的申报	●	●	●	200 日元
公税课税证明	★ 拍卖的申诉、税款的结算	●	—	—	200 日元
房屋证明(确认建筑用)	确认建筑	●	●	●	200 日元
住宅用房屋证明	登记执照税的减轻	●	—	—	1,000 日元
登记事项阅览	★ 确认土地房屋的税额、确定申报	●	●	●	150 日元
台账阅览	确认土地房屋的登记事项	●	●	●	150 日元
折旧资产课税台账(证明)	★ 融资	●	—	—	200 日元
折旧资产课税台账(阅览)	★ 资产确认、确定申报	●	—	—	150 日元
评估额通知	★ 登记	●	● <sup>2</sup>	—	免费

1) 个人的事业经营证明，在本厅的市民税课开具；法人的事业经营证明，在市民课、支所、出张所(办事处)开具

2) 仅在旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所可以办理



税  
金



## ■交付申請に必要なもの

- 本人及び同居の親族(同一世帯)…本人確認書類、手数料
- 代理人(★印の証明)…本人確認書類、委任状(署名・押印のあるもの。法人の場合は社印)、手数料  
※法人の場合、法人の代表者による申請でも、社印が必要です。

### チェック ポイント!

市税ガイド:市税を分かりやすく紹介した冊子です。市民税課や市政情報コーナーで配布しています。



税  
金

## 税金などについて詳しく知りたい時は

税	内容	問合せ
市税	市税の納付に関すること(国民健康保険税を含む) 市税の口座振替・過誤納金に関すること	債権管理課(☎34-6619、FAX31-4489)
	市税の証明・閲覧に関すること	市民課(☎34-6625、FAX34-6191)
	個人市・県民税に関すること 法人市民税に関すること 軽自動車税(種別割)に関すること 市たばこ税・鉱産税・入湯税に関すること 事業所税に関すること 固定資産評価審査委員会に関すること	市民税課(軽自動車税(種別割)のこと☎34-6877、 そのほか☎34-6617、FAX31-4488)
	固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税に関すること	資産税課(土地のこと☎34-6987、 家屋のこと☎34-6983、 償却資産のこと☎34-6613、 名義・送付先のこと☎34-6618、FAX31-8969)
	国民健康保険税に関すること	国保年金課(☎34-6637、FAX34-6007)
	後期高齢者医療保険料に関すること ※ただし、保険料の納付に関することは介護保険課	福祉医療課(☎34-6959、FAX34-6732)
	介護保険料に関すること 後期高齢者医療保険料の納付に関すること	介護保険課(☎34-6634、FAX34-6034)
保険料	国民年金保険料の納付に関すること	豊田年金事務所(☎33-1123、FAX33-1211)
国税	所得税・相続税・贈与税など国税全般に関すること	豊田税務署(☎35-7777)
県税	県民税・事業税・自動車税など県税全般に関すること	豊田加茂県税事務所(☎32-3381)



## ■申请所需证件

- 本人及同居亲属(同一家庭内)…可确认为本人的证件、手续费
- 代理人(★标记的证明)…可确认为本人的证件、委任书(有签名或盖章。法人需要公司印章)、手续费  
※为法人时，即便法人代表者前来申请，亦需要公司印章。

确认要点!

市税指南：是简明介绍市税的小册子。在市民税课和市政信息服务台分发。

## 要详细了解税金等信息时

税	内容	咨询
市税	有关缴纳市税的事宜(含国民健康保险税) 有关市税的帐户自动转帐、错缴过缴税金的事宜	债权管理课(☎34-6619、FAX31-4489)
	有关市税的证明、阅览事宜	市民课(☎34-6625、FAX34-6191)
	有关个人的市、县民税的事宜 有关法人市民税的事宜 有关轻型汽车税(类别税)的事宜 市烟草税、矿产税、入汤(温泉洗浴)税的事宜 有关事业所税的事宜 有关固定资产评估审查委员会的事宜	市民税课(轻型汽车税(类别税)事宜 ☎34-6877、 其他 ☎34-6617、FAX31-4488)
	有关固定资产税(土地、房屋、折旧资产)、都市计划税的事宜	资产税课(土地事宜 ☎34-6987 房屋事宜 ☎34-6983 折旧资产事宜 ☎34-6613 名义、邮寄地址事宜 ☎34-6618、FAX31-8969)
	有关国民健康保险税的事宜	国保年金课(☎34-6637、FAX34-6007)
	有关后期高龄者医疗保险费的事宜 ※但是，有关保险费缴纳的事宜应咨询护理保险课	福祉医疗课(☎34-6959、FAX34-6732)
	有关护理保险费的事宜 有关后期高龄者医疗保险费缴纳的事宜	护理保险课(☎34-6634、FAX34-6034)
国税	有关国民年金保险费缴纳的事宜	丰田年金事务所(☎33-1123、FAX33-1211)
	有关所得税、继承税、赠与税等所有国税相关的事宜	丰田税务署(☎35-7777)
	有关县民税、事业经营税、汽车税等所有县税相关的事宜	丰田加茂县税事务所(☎32-3381)



税  
金



国民健康保険(国保)は、病気になったり、けがをしたときに、経済的負担を軽くし安心して医療を受けられるようにするための社会保障制度です

- 次の人が加入が義務付けられています。
- ①職場の健康保険に加入している人とその被扶養者
  - ②生活保護を受けている人
  - ③後期高齢者医療制度に加入している人

## 国民健康保険税

保険税額は、医療分、後期支援分、介護分(40～64歳のみ)の合計額です。それぞれにつき所得割、均等割、平等割を計算して1世帯ごとの保険税額が決められます。事情があり、現在保険税を納付することが困難な場合は、減免制度を適用できる場合があります。詳細は問合せください。



## こんなときにはお届けを

届出は以下に該当したときから14日以内に国保年金課、市民課、各支所・出張所へ

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	豊田市に転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険資格の喪失証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、出生証明書
	生活保護を受けなくなったとき、停止されたとき	生活保護廃止・停止決定通知書
国保をやめるとき	市外に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保・職場の健康保険の保険証
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
そのほか	住所、氏名、世帯主などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、汚して使えなくなったとき	使えなくなった保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書

●上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、外国籍の人は在留カードなど)、世帯主と国保に加入する(やめる)人のマイナンバーの分かるものを持参してください。別世帯の人が届出する場合は、委任状が必要です。

## 受けられる給付

- (1)療養の給付／保険証を提示して病院にかかるとき
- (2)療養費／保険証を提示できなかったときの払戻し、また医師の指示によりコルセット等の補装具を作ったとき
- (3)高額療養費／自己負担限度額を超えたとき
- (4)入院時食事代の減額認定証／市民税非課税世帯の人が入院したときの食事代を減額
- (5)出産育児一時金／被保険者が出産したときに40.4万円か42万円
- (6)葬祭費／被保険者が亡くなり葬祭を行ったときに5万円
- (7)移送費／医師の指示により緊急に重病人の転院などの移送に費用がかかったとき



国民健康保险(国保)，是保障居民在生病或受伤时，减轻其经济负担使其安心地接受治疗的社会保障制度。

除下述对象人员以外，所有人都有义务加入国民健康保险。

- (1) 在工作单位加入了国民健康保险的人与其被扶养人
- (2) 领取生活保护补助的人
- (3) 加入了后期高龄者医疗制度的

## 国民健康保险税

保健税额是医疗份额、后期支援份额及护理份额(仅限于40~64岁人士)的合计额。计算各收入分配、均等分配、平等分配，得出每个家庭的保健税额。针对遇特殊原因而目前难以缴纳保险税的情况，另规定有减免制度。有关该制度的详情请进行咨询。



## 以下情况进行申报

从符合下述情况之日起，14天以内前往国保年金课、市民课、各支所、出张所(办事处)申报。

以下情况		申报所需证件
加入国民健康保险时	迁入丰田市时	迁出证明书
	退出在工作单位加入的健康保险时	工作单位的健康保险资格丧失证明书
	孩子出生时	保险证、母子健康手册、出生证明书
	不再领取生活保护补助时，或生活保护补助被停止时	生活保护补助取消或停止的决定通知书
退出国民健康保险时	迁出到市外时	保险证
	在工作单位加入健康保险时	国民健康保险或工作单位健康保险的保险证
	死亡时保险证、印章、死亡证明	保险证、死亡证明
	可领取生活保护补助时	保险证、开始接受生活保护补助的决定通知书
其他	住址、姓名、户主等有变更时	保险证
	保险证遗失、或有污渍无法继续使用时	无法继续使用的保险证
	因就学，另外决定住址时	保险证、在学证明书

- 除了上述证件以外，请携带来窗口办理者的身份证明(汽车驾驶执照、外国国籍者持在留卡等)，以及可知悉户主和国民健康保险加入(退出)者个人编号的证件前来。如果由其他家庭的人申报，需要委托书。

## 可领取的补助

- (1) 疗养的补助 / 出示保险证后在医院就医时
- (2) 疗养费 / 未能出示保险证时的事后退还，或根据医生指示制作了固定矫形器等辅助工具时
- (3) 高额疗养费 / 超过自我负担限度额时
- (4) 住院时的餐费减额认定证 / 市民税非课税家庭的人士住院时，对其餐费减额
- (5) 生育育儿临时补助金 / 被保险者生育时可获一次性补助 40.4 万日元或者 42 万日元
- (6) 葬礼费 / 被保险者去世时可获补助 5 万日元
- (7) 移送费 / 根据医生指示紧急移送重症病人转院等情况下花费了费用时的补助



## 後期高齢者医療制度

福祉医療課

☎34-6959 FAX34-6732(東庁舎1階)

後期高齢者医療制度は75歳(一定の障がいのある人は65歳)以上の人人が安心して医療を受け続けるための医療制度です。

### こんなときにはお届けを

こんなとき		届出に必要なもの
入るとき	豊田市に転入したとき	印鑑(スタンプ印不可)、負担区分証明書(県外からの場合)
	障がい要件の認定を受けたとき ※	障がい者手帳など、印鑑(スタンプ印不可)、保険証
市外に転出するとき		保険証、印鑑(スタンプ印不可)
やめるとき	死亡したとき	保険証、印鑑(スタンプ印不可) あわせて葬祭費の申請を届出(下記の持ち物参照)
	障がいの要件を喪失したとき ※	保険証、印鑑(スタンプ印不可)
そのほか	住所、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、汚して使えなくなったりしたとき	本人確認できるもの(免許証など)、印鑑(スタンプ印不可)

- 上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参してください
- ・上記※以外は、各支所・出張所でも受付可

### 受けられる給付

種類	持ち物	申請場所
療養費	治療費(補装具)の領収書、医師の意見書(補装具のみ)、保険証、印鑑(スタンプ印不可)、通帳	福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所
高額療養費	保険証、印鑑(スタンプ印不可)、通帳	郵送(案内文書を確認)
葬祭費	保険証、印鑑(喪主のもの、スタンプ印不可)、通帳(喪主の名義のもの)、葬儀を行ったことが分かる書類1点	福祉医療課、各支所・出張所

- 上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参してください



# 后期高龄者医疗制度

咨询 福祉医疗课 ☎34-6959 FAX34-6732 (东厅舍 1 楼)

后期高龄者医疗制度是为了让 75 岁 (有一定残疾的人士则为 65 岁) 以上的人士安心持续接受医疗服务而设的医疗制度。

## 以下情况请进行申报

以下情况		申报所需证件
加入时	迁入丰田市时	印章 (胶皮戳式印章不可使用)、负担划分证明书 (从县外迁入的情形)
	获得残疾条件的认定时 ※	残疾人手册等、印章 (胶皮戳式印章不可使用)、保险证
退出时	迁出到市外时	保险证、印章 (胶皮戳式印章不可使用)
	死亡时	保险证、印章 (胶皮戳式印章不可使用) 一并提交葬礼费的申请 (参照下述申报所需物品)
其他	丧失残疾条件时 ※	保险证、印章 (胶皮戳式印章不可使用)
	住址、姓名等有变更时	保险证
其他	保险证遗失、或有污渍无法继续使用时	本人身份证明 (驾驶执照等)、印章 (胶皮戳式印章不可使用)

- 除了上述证件以外，来窗口办理者请携带身份证明 (汽车驾驶执照、个人编号卡等) 前来。  
· 对于上述 ※ 以外的情形，各支所、出张所 (办事处) 亦可受理

## 可领取的补助

种类	申报所需物品	申报场所
疗养费	治疗费 (辅助用具) 的收据、医生意见书 (仅辅助用具需要)、 保险证、印章 (胶皮戳式印章不可使用)、存折	福祉医疗课和旭、足助、稻武、小原、 下山、藤冈支所
高额疗养费	保险证、印章 (胶皮戳式印章不可使用)、存折	邮寄 (确认介绍资料)
葬礼费	保险证、印章 (丧主的印章、胶皮戳式印章不可使用)、存折 (丧 主名下)、证明举行过葬礼的文件 1 份	福祉医疗课、各支所、出张所 (办事处)

- 除了上述证件以外，来窗口办理者请携带身份证明 (汽车驾驶执照、个人编号卡等) 前来。



# 国民年金

問 国保年金課

☎34-6638 FAX34-6007(南庁舎1階)

私たちは、だれもが老後を迎えます。また、病気やけがをして障がい者になったり、一家の働き手をなくしたりすることもあります。そんな時に、私たちの暮らしを支えてくれるのが公的年金制度です。国民年金は、その中の一つで、20歳以上60歳未満の全ての人に加入が義務付けられています。



## 受けられる年金

### (1) 老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除を受けた期間も含む)が、10年以上ある人が65歳になった時に受けることができます。ただし、60歳以降に繰り上げて減額された年金を受けることや、66歳以降で繰り下げて増額された年金を受けることもできます

### (2) 障がい基礎年金

国民年金加入中に病気やケガで障がい者になった時や、20歳前の病気やケガで障がいの状態になった時に受けることができます

### (3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡か、保険料納付済期間等が25年以上ある人が死亡した時、その人の子のある配偶者か子が受けることができます

### (4) その他

第1号被保険者の独自給付制度として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金があります

## ■国民年金被保険者の種別

**第1号被保険者** 農業・自営業・無職の人、学生など(日本に住所のある20歳以上60歳未満の第2号・第3号の被保険者でない人)

### 強制加入

**第2号被保険者** 会社員・公務員など(厚生年金保険の加入者)

**第3号被保険者** サラリーマンの妻など(第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人)

### 任意加入

#### 任意加入被保険者

- ①60歳以上65歳未満の人
- ②日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- ③65歳に達しても年金受給権を確保することができない65歳以上70歳未満の人

## 保険料 16,610円／月(令和3年度)

附加保険料 400円／月(第1号被保険者で希望者のみ)

### ■納付方法

- ①金融機関など(コンビニエンスストア含む)の窓口払い
- ②口座振替(金融機関または年金事務所で申込み)
- ③クレジットカード(年金事務所で申込み)
- ④インターネットなどの電子納付

### ■免除制度

第1号被保険者の人で、経済的な理由から保険料を納めることができ困難な人は、納付が免除される制度があります。

#### (1) 法定免除

生活保護法による生活扶助を受けているとき、障がい年金の1級・2級を受給しているときは、届出をすれば保険料が全額免除になります

#### (2) 申請免除

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下で保険料の納付が困難な人は、申請をして承認されれば保険料が全額あるいは一部免除になります。一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です

#### (3) 納付猶予

50歳未満で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の人は、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます

#### (4) 学生納付特例

学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます

### ■免除等を受けた期間は…

- 1.年金を受給するために必要な資格期間に含まれます。
- 2.年金の受給額を計算する場合、免除等が承認された期間は年金額が減額されます。保険料を後から納める(追納する)ことをおすすめします。
- 3.10年以内であればさかのぼって追納することができます。ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きます。

\*資格取得・種別変更届出は54ページをご覧ください。



## 国民年金

咨询 国保年金课

☎34-6638 FAX34-6007 (南厅舍 1 楼)

我们所有人都会迎来晚年。也有可能由于患病或受伤而成为残疾人，或失去家庭支柱。在这种情况下，支撑我们生活的是公共年金制度。国民年金就是其中之一，所有年满 20 岁未满 60 岁的人都有义务加入。

### 可领取的年金

#### (1) 老龄基础年金

保险费的缴纳年数（含免除期间）达 10 年以上者，65 岁时可以领取。但，可以在满 60 岁之后提前领取被减额的年金，也可推迟到满 66 岁之后领取增额年金。

#### (2) 残疾基础年金

在加入国民年金的过程中，由于患病或受伤成为残疾人，或在 20 岁以前由于生病或受伤而造成残疾时，可以领取。

#### (3) 遗属基础年金

在加入国民年金过程中死亡，或已缴纳保险费期间等超过 25 年的人死亡时，拥有其子女的配偶或其子女可以领取。

#### (4) 其他

作为第 1 号被保险者的独自缴纳制度，还有附加年金、寡妇年金、死亡临时补助费、短期内留外国人退出时的临时补助等。

### ■国民年金被保险者的类别

<b>强制加入</b>	<b>第 1 号被保险者</b> 农业、自营业、无职人员、学生等（在日本拥有住址、年满 20 岁未满 60 岁的非第 2 号、第 3 号被保险者）
	<b>第 2 号被保险者</b> 公司职员、公务员等（加入厚生年金保险的人）
	<b>第 3 号被保险者</b> 公司职员的妻子等（由第 2 号被保险者扶养的配偶、年满 20 岁未满 60 岁的人）
<b>自愿加入</b>	<b>自愿加入被保险者</b> (1) 年满 60 岁未满 65 岁的人 (2) 在国外居住、年满 20 岁未满 65 岁的日本人 (3) 即便到 65 岁也未能确保年金领取权的、年满 65 岁未满 70 岁的人

### 保险费 16,610 日元 / 月(2021 年度)

附加保险费 400 日元 / 月（只限于第 1 号被保险者的希望缴纳者）

### ■缴纳方法

- (1) 在金融机构等（含便利店）的窗口缴纳
- (2) 银行自动转帐（在金融机构或年金事务所申请）
- (3) 信用卡（在年金事务所申请）
- (4) 通过互联网等电子缴纳

### ■免除制度

本人为第 1 号被保险者，由于经济上的理由缴纳保险费实有困难的，可利用免除缴纳的制度。

#### (1) 法定免除

根据生活保护法接受生活扶助时、或领取 1 级、2 级残疾人年金时，一经申报即可免除缴纳全部保险费。

#### (2) 申请免除

本人、配偶、户主的前一年的收入在一定金额以下，缴纳保险费有困难的人，申请并获得批准后，即可免除缴纳全部或部分的保险费。部分免除，是通过缴纳部分保险费，可免除缴纳剩余保险费的制度。

#### (3) 缴纳延期

未满 50 岁、且本人与配偶的前一年的收入在一定金额以下的人，申请并获得批准后，可延期缴纳保险费。

#### (4) 学生缴纳特例

学生本人的前一年的收入在一定金额以下时，申请并获得批准后，可延期缴纳保险费。

### ■接受免除期间

1. 包含在领取年金所需的资格期间之内。

领取资格期间 = 为了取得领取年金权利的期间

2. 计算年金的领取额时，被批准免除期间年金额将被减额。建议事后缴纳保险费（追缴）

3. 如在 10 年以内，可以上溯追缴保险费。但，第 3 个年度以后，将在原保险费的基础上将加上保险费加算额。

※ 关于取得资格和变更种类的申报，请参阅第 55 页的记载。



## 資格取得・種別変更の届出

こんなとき	届出先／届出に必要なもの
厚生年金に加入したとき(扶養している配偶者がいるときは一緒に届出をしてください)	勤務先／本人・配偶者の年金手帳、印鑑
厚生年金の加入をやめたとき(扶養している配偶者がいるときは一緒に届出をしてください)	国保年金課、各支所・出張所／本人・配偶者の年金手帳、退職年月日の分かる書類
配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき(結婚したときや収入が減ったとき)	配偶者の勤務先／年金手帳(健康保険の被扶養者の届出と一緒にできます)
配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき(離婚や死別をしたとき、収入が増えたとき)	国保年金課、各支所・出張所／年金手帳、扶養からはずれた年月日の分かる書類
任意加入するとき	国保年金課／年金手帳、通帳、通帳届出印

- 上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参してください。



## 取得资格、变更种类的申报

以下情况	申报场所 / 申报所需证件
加入厚生年金时 (有扶养配偶时请一并申报)	工作单位 / 本人及配偶的年金手册、印章
退出厚生年金时 (有扶养配偶时一并申报)	国保养老金课、各支所、出张所 (办事处) / 本人及配偶的年金手册、注明退职日期的文件
成为配偶 (第 2 号被保险者) 的扶养人时 (结婚或收入减少时)	配偶的工作单位 / 年金手册 (可与健康保险的被扶养人申报一同办理)
不再由配偶 (第 2 号被保险者) 扶养时 (离婚或配偶死亡、收入增加时)	国保养老金课、各支所、出张所 (办事处) / 年金手册、注明不再为被扶养人日期的文件
自愿加入时	国保养老金课 / 年金手册、存折、银行预留印章

■ 除了上述证件以外，来窗口办理者请携带能够确认本人身份的身仹证明（汽车驾驶执照、个人编号卡等）前来。



## 医療費助成

子ども(乳幼児・小中学生)、心身障がい、母子・父子家庭、精神障がい者(手帳要件)医療

### ■助成内容

保険診療分の自己負担額を助成します。健康診断、予防接種、特定療養費等保険給付外の診療は助成されません。

また、他の公費負担医療を受けている場合は、助成対象とならない場合があります。

### ■愛知県内の医療機関等を受診する場合

健康保険証と一緒に医療費受給者証を提示してください。保険診療分の自己負担額が無料になります。

### ■愛知県外の医療機関等を受診する場合

医療費受給者証は使えませんので、健康保険証のみ提示し、保険診療分の自己負担額をお支払いください。後日申請手続きにより払い戻します。ただし、健康保険組合・全国健康保険協会等から高額療養費等の支給を受けたときは、保険診療分の自己負担額から高額療養費等を除いた残額を助成します。

入院の時は、加入健康保険(全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合等)発行の「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示してください。(「限度額適用認定証」の交付については

### 加入健康保険へお問合せください。)

(注意)自立支援医療受給者証を持っている人は、自立支援医療受給者証に記載されている指定医療機関等を受診する際、自立支援医療受給者証も併せて医療機関等へ提示してください。

問 福祉医療課 ☎34-6743 FAX34-6732

### 精神障がい者医療(自立支援医療要件)

### ■助成内容

自立支援医療受給者証に記載されている指定医療機関を受診したとき、自立支援医療にかかる自己負担額を助成します。

(注意)自立支援医療以外の診療や入院については助成対象となりません。

### ■愛知県内の医療機関等を受診する場合

健康保険証、自立支援医療受給者証及び精神障がい者医療費受給者証を医療機関へ提示してください。自立支援医療の自己負担額が無料になります。

### ■愛知県外の医療機関を受診する場合

医療費受給者証は使えませんので、健康保険証と自立支援医療受給者証を医療機関へ提示し、自立支援医療にかかる自己負担額をお支払いください。後日申請手続きにより払い戻します。

問 福祉医療課 ☎34-6743 FAX34-6732



## 医疗费补助

### 儿童医疗（婴幼儿、小学生及初中生）、身心残疾人医疗、母子/父子家庭医疗、精神残疾人医疗(手册条件)

#### ■ 补助内容

对保险诊疗费用中的自我负担额给以补助。体检、预防接种、特定医疗费等保险项目以外的诊疗费用不予补助。

另，如接受其他公费负担的医疗，则可能会不予补助。

#### ■ 在爱知县内的医疗机构就诊时

请一同出示健康保险证、医疗费领取者证。诊疗费用中的自我负担额可全额减免。

#### ■ 在爱知县外的医疗机构就诊时

因县外不能使用医疗费领取者证，只需出示健康保险证。请支付诊疗费用中的自我负担额，过后通过申请结算手续进行退还。但是，接受了健康保险组合、全国健康保险协会等提供的高额疗养费等时，则会对从保险诊疗费用的自我负担额中扣除高额疗养费等后的余额给予补助。

**住院时，请向医疗机构窗口出示您所加入的健康保险(全国健康保险协会等、健康保险组合、共济组合等)发行的“限度额适用认定证”。(有关“限度额适用认定证”的发放，请咨询您所加**

#### 入的健康保险机构。)

(注意) 持有自立支援医疗领取者证的人，在自立支援医疗领取者证上所记载的指定医疗机构等就诊时，请向医疗机构等一并出示自立支援医疗领取者证。

咨询 福祉医疗课 ☎34-6743 FAX34-6732

### 精神残疾人医疗（自立支援医疗条件）

#### ■ 补助内容

在自立支援医疗领取者证上所记载的指定医疗机构就诊时，对自立支援医疗费用中的自我负担额给予补助。

(注意) 自立支援医疗以外的诊疗或住院不成为补助对象。

#### ■ 在爱知县内的医疗机构等就诊时

请向医疗机构出示健康保险证、自立支援医疗领取者证及精神残疾人医疗费领取者证。自立支援医疗费用中的自我负担额可全额减免。

#### ■ 在爱知县外的医疗机构就诊时

因县外不能使用医疗费领取者证，只需向医疗机构出示健康保险证和自立支援医疗领取者证。请支付自立支援医疗费用中的自我负担额，过后通过申请结算手续进行退还。

咨询 福祉医疗课 ☎34-6743 FAX34-6732



## 子ども医療(高校生世代・大学生など)

### ■助成内容

(一旦医療機関に全額支払った後、窓口で払い戻しのための申請が必要です)

入院にかかる保険診療分の自己負担額を助成します。

(注意) 健康保険組合・全国健康保険協会等から高額療養費等の支給を受けた時は、その残額を助成します。

問 福祉医療課 ☎34-6743 FAX34-6732

## 精神障がい者医療制度 (精神科に入院している人)

### ■助成内容

(一旦医療機関に全額支払った後、窓口で払い戻しのための申請が必要です)

入院(精神科のみ)にかかる保険診療分の自己負担額の半額を助成します。

(注意) 健康保険組合・全国健康保険協会等から高額療養費等の支給を受けた時は、その残額の半額を助成します。

(保険診療分の自己負担額－高額療養費等)

×1/2=助成額

問 福祉医療課 ☎34-6743 FAX34-6732

## 福祉給付金制度

### ■助成内容

要件1~9(62ページの要件参照)の人の場合――

### ■愛知県内の医療機関等を受診する場合

医療機関等の受付窓口に後期高齢者医療被保険者証と福祉給付金受給者証を提示してください。保険診療分の自己負担額が無料になります。

### ■愛知県外の医療機関等を受診する場合

福祉給付金受給者証は使えませんので、後期高齢者医療被保険者証のみ提示し、保険診療分の自己負担額をお支払いください。後日申請手続きにより払い戻します。ただし、後期高齢者医療広域連合から高額療養費の支給を受けたときは、保険診療分の自己負担額から高額療養費を除いた残額を助成します。

要件10(62ページの要件参照)の人の場合――

自立支援医療受給者証に記載されている指定医療機関を受診したとき、自立支援医療にかかる自己負担額を助成します。

(注意) 自立支援医療以外の診療や入院については助成対象となりません。

### ■愛知県内の医療機関等を受診する場合

後期高齢者医療被保険者証、自立支援医療受給者証及び福祉給付金受給者証を医療機関へ提示してください。自立支援医療にかかる自己負担額が無料になります。ただし、後期高齢者医療広域連合から高額療養費の支給を受けたときは、自立支援医療にかかる自己負担額から高額療養費を除いた残額を助成します。

### ■愛知県外の医療機関等を受診する場合

福祉給付金受給者証は使えませんので、後期高齢者医療被保険者証と自立支援医療受給者証を医療機関へ提示し、自立支援医療にかかる自己負担額をお支払いください。後日申請手続きにより払い戻します。

要件11(62ページの要件参照)の人の場合――

精神科の入院のみ、保険診療分の自己負担額の半額を助成します。後日請求により払い戻します。

(注意) 高額療養費に該当する場合は、その分を差し引いた残りの半額を助成します。

問 福祉医療課 ☎34-6743 FAX34-6732

## B型・C型肝炎患者医療

### ■助成内容

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の自己負担額の一部を公費で負担します。

### ■対象者

B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎に罹患している人

問 感染症予防課

☎34-6180 FAX34-6929

## 特定医療費助成制度

### ■助成内容

指定難病に係る自己負担額の全部又は一部を公費で負担します。

### ■対象者

「指定難病」と診断され、認定基準を満たす人

問 保健支援課 ☎34-6855 FAX34-6051



## 儿童医疗（高中生家庭、大学生等）

### ■ 补助内容

#### （需要先在医疗机构全额支付之后，再在窗口进行退还申请）

对住院涉及的保险诊疗费用中的自我负担额给予补助。

（注意）接受了健康保险组合、全国健康保险协会等提供的高额疗养费等时，则会对余额给予补助。

咨询 福祉医疗课 ☎34-6743 FAX34-6732

## 精神残疾人医疗制度 (正在精神科住院的人)

### ■ 补助内容

#### （需要先在医疗机构全额支付之后，再在窗口进行退还申请）

对住院（仅限精神科）所花费保险诊疗费用中的自我负担额给予半额补助。

（注意）但是，接受了健康保险组合、全国健康保险协会等提供的高额疗养费等补助时，对扣除这一补助后的半额给予补助

#### （保险治疗费用中自我负担额 - 高额疗养费等）

$$\times 1/2 = \text{补助额}$$

咨询 福祉医疗课 ☎34-6743 FAX34-6732

## 福祉补助金制度

### ■ 补助内容

#### 条件 1. ~ 9.（参考第 63 页的条件）的人

### ■ 在爱知县内的医疗机构等就诊时

请向医疗机构等的接待窗口出示后期高龄者医疗被保险者证和福祉补助金领取者证。保险诊疗费用中的自我负担额可全额减免。

### ■ 在爱知县外的医疗机构就诊时

因县外不能使用福祉补助金领取者证，只需出示后期高龄者医疗被保险者证。请支付保险诊疗费用中的自我负担额，过后通过申请结算手续进行退还。但是，接受了由后期高龄者医疗广域联合提供的高额疗养费时，则会对从保险诊疗费用的自我负担额中扣除高额疗养费后的余额给予补助。

#### 条件 10.（参考第 63 页的条件）的人

在自立支援医疗领取者证所记载的指定医疗机构就诊时，对自立支援医疗费用中的自我负担额给予补助。

（注意）自立支援医疗以外的诊疗或住院不成为补助对象。

### ■ 在爱知县内的医疗机构等就诊时

请向医疗机构出示后期高龄者医疗被保险者证、自立支援医疗领取者证及福祉补助金领取者证。自立支援医疗费用中的自我负担额可全额减免。但是，接受了由后期高龄者医疗广域联合提供的高额疗养费时，则会对从自立支援医疗涉及的自我负担额中扣除高额疗养费后的余额给予补助。

### ■ 在爱知县外的医疗机构就诊时

因县外不能使用福祉补助金领取者证，只需出示后期高龄者医疗被保险者证和自立支援医疗领取者证。请支付自立支援医疗费用中的自我负担额，过后通过申请结算手续进行退还。

#### 条件 11.（参考第 63 页的条件）的人

仅限精神科住院，对保险诊疗费用中的自我负担额给予半额补助。过后通过申请结算手续进行退还。

（注意）属于高额疗养费时，扣除这部分补助对剩下的费用给予半额补助。

咨询 福祉医疗课 ☎34-6743 FAX34-6732

## 乙型、丙型肝炎患者医疗

### ■ 补助内容

干扰素治疗、无干扰素治疗及核酸类似物制剂治疗涉及的医疗费用中的自我负担额的一部分由公费负担。

### ■ 对象人员

患有乙型病毒性肝炎或丙型病毒性肝炎的人

#### 咨询 感染症预防课

☎34-6180 FAX34-6929

## 特定医疗费补助制度

### ■ 补助内容

指定疑难病症涉及的自我负担额的全部或一部分由公费负担。

### ■ 对象人员

被诊断为“指定疑难病症”、符合认定标准的人

#### 咨询 保健支援课 ☎34-6855 FAX34-6051



## 小児慢性特定疾病医療費助成制度

### ■助成内容

小児慢性特定疾病に係る自己負担額を公費で負担します。

### ■対象者

18歳未満で「小児慢性特定疾病」と診断され、認定基準を満たす人(引き続き、治療が必要であると認められ更新申請をされる場合は20歳未満まで対象)

問 保健支援課 ☎34-6855 FAX34-6051

## 医療費受給者証の交付

問 福祉医療課  
☎34-6743 FAX34-6732(東庁舎1階)

## 子ども医療費受給者証の交付申請

### ■対象者

中学校卒業(15歳に達した日以後の最初の3月31日)までの子ども

(注意)心身障がい者医療費又は母子・父子家庭医療費受給要件を備えた小・中学生は、これら医療費受給者の対象になります。

### ■交付申請に必要なもの

健康保険証(お子様の名前が載ったもの)

### ■交付申請窓口

福祉医療課、市民課、各支所・出張所

## 心身障がい者医療費受給者証の交付申請

### ■対象者

- 身体障がい者手帳1~3級の人
- 腎臓機能障がいで4級の人
- 進行性筋萎縮症で4~6級の人
- 療育手帳A、Bと判定された人
- IQ50以下と判定された人
- 自閉症状群と診断された人

(注意1)65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい要件を備えた人は対象となりません。後期高齢者医療制度の被保険者は「豊田市福祉給付金制度」の対象になります。

(注意2)未就学児は子ども医療費受給者の対象となります。

### ■交付申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳又は自閉症状群診断書
- ・健康保険証

### ■交付申請窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

## 精神障がい者医療費受給者証(手帳要件)の交付申請

### ■対象者

精神障がい者保健福祉手帳1・2級の人

(注意)65歳以上で、後期高齢者医療制度の障がい要件を備えた人は対象となりません。後期高齢者医療制度の被保険者は「豊田市福祉給付金制度」の対象になります。

### ■交付申請に必要なもの

- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・健康保険証

### ■交付申請窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

## 精神障がい者医療費受給者証(自立支援要件)の交付申請

### ■対象者

精神障がい者保健福祉手帳1・2級を持っていない人で、自立支援医療受給者証(精神通院)(以下「自立支援医療受給者証」とする。)を持っている人

(注意)75歳以上の人は対象となりません。後期高齢者医療制度の被保険者は「豊田市福祉給付金制度」の対象になります。

### ■交付申請に必要なもの

- ・自立支援医療受給者証
- ・健康保険証

### ■交付申請窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所



## 小儿慢性特定疾病医疗费补助制度

### ■补助内容

小儿慢性特定疾病涉及的自我负担额由公费负担。

### ■对象人员

未满 18 岁、被诊断为“小儿慢性特定疾病”、符合认定标准的人（如果被认为需要继续治疗而申请更新，则未满 20 岁者属于对象）

**咨询 保健支援课 ☎34-6855 FAX34-6051**

## 医疗费领取者证的发放

**咨询 福祉医疗课**

**☎34-6743 FAX34-6732 (东厅舍 1 楼)**

## 儿童医疗费领取者证的发放申请

### ■发放对象

初中毕业（15 岁生日后的第一个 3 月 31 日）前的儿童

(注意) 符合身心残疾人医疗费或母子 / 父子家庭医疗费领取条件的小学生和初中生，均属于这些医疗费领取者的对象。

### ■发放申请所需证件

健康保险证（记载孩子的名字）

### ■发放申请窗口

福祉医疗课、市民课、各支所、出张所（办事处）

## 身心残疾人医疗费领取者证的发放申请

### ■发放对象

- 身体残疾人手册 1 ~ 3 级的人
- 肾脏功能障碍 4 级的人
- 进行性肌萎缩症 4 ~ 6 级的人
- 疗育手册 A、B 的人
- IQ 被诊断为 50 以下的人
- 被诊断为自闭症的人

(注意 1) 65 岁以上且满足后期高龄者医疗制度的残疾条件的人，不再成为本制度的对象。后期高龄者医疗制度的被保险者成为“丰田市福祉补助金制度”的对象。

(注意 2) 未入学儿童属于儿童医疗费领取者的对象。

### ■支付申请所需证件

- 身体残疾人手册、疗育手册或自闭症诊断书
- 健康保险证

### ■发放申请窗口

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

## 精神残疾人医疗费领取者证（手册条件）的发放申请

### ■发放对象

持有精神残疾人保健福祉手册 1、2 级的人  
(注意) 65 岁以上且满足后期高龄者医疗制度的残疾条件的人，不再成为本制度的对象。后期高龄者医疗制度的被保险者成为“丰田市福祉补助金制度”的对象。

### ■发放申请所需证件

- 精神残疾人保健福祉手册
- 健康保险证

### ■发放申请窗口

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

## 精神残疾人医疗费领取者证（自立支援条件）的发放申请

### ■发放对象

未持有精神残疾人保健福祉手册 1、2 级的人，且持有自立支援医疗领取者证（在精神科就诊）（以下简称为“自立支援医疗领取者证”）的人  
(注意) 75 岁以上人士不成为对象。后期高龄者医疗制度的被保险者成为“丰田市福祉补助金制度”的对象。

### ■发放申请所需证件

- 自立支援医疗领取者证
- 健康保险证

### ■发放申请地点

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所



## 精神科入院半額助成の受給資格取得申請

### ■対象者

精神障がい者保健福祉手帳1・2級を持っていない人で、精神保健指定医により精神障がい(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に該当。ただし、アルコール依存症及び非精神病性の精神障がいによる者を除く。)と診断を受けて入院した人

(注意)後期高齢者医療制度の被保険者は「豊田市福祉給付金制度」の対象になります。

### ■資格取得申請に必要なもの

- 精神保健指定医による診断書

(氏名、生年月日、病名、入院日、医療機関名、医師名の記載があり、押印されているもの)

- 健康保険証

### ■資格取得申請窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

(注意)申請は医療費の支払日から5年以内にお願いします。

## 母子・父子家庭医療費受給者証の交付申請

### ■対象者

●母子家庭のうち、18歳に到達した年度の末日(以下「18歳以下」という。)までの児童を扶養している母及びその児童

●父子家庭のうち、18歳以下の児童を扶養している父及びその児童

●父母のいない18歳以下の児童

ただし、18歳以下の児童を扶養している人で次の場合も対象に含めます。

・配偶者の生死がおおむね一年以上明らかでない人

・配偶者からおおむね一年以上遺棄されている人

・配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない人

・配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている人

・配偶者がおおむね一年以上拘禁されている人

(注意1)これらの要件に当てはまつても、所得制限等の条件により該当しないこともあります。

(注意2)事前にひとり親家庭等の手当申請が必要です。詳細は「児童扶養手当」「愛知県遺児手当」「豊田市ひとり親家庭支援手当」の該当ページをご覧ください。

(注意3)未就学児は子ども医療費受給者の対象となります。また、心身障がい者医療費の受給要件を備えた人は心身障がい者医療費受給者の対象となります。

### ■交付申請に必要なもの

- 健康保険証

### ■交付申請窓口

子ども家庭課(市役所東庁舎2階)、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

## 福祉給付金受給者証の交付(受給資格取得)申請

### ■対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で、下記の要件1~11のいずれかに該当する人

申請によって、要件1~10の人には福祉給付金受給者証を交付します。要件11の人には受給資格取得決定通知書を交付します。

### ■要件

- 身体障がい者手帳おおむね3級以上の人
- 療育手帳A、Bと判定された人
- 自閉症状群と診断された人
- 母子父子家庭の人
- 介護保険の要介護度3以上に認定されていて、市県民税非課税世帯の人

(注意)次の条件を全て満たすことが条件です。

- ①税法上の被扶養者でない人か、被扶養者で税法上の扶養者も市町村民税非課税
- ②生計維持者が本人以外にいない人か、生計維持者が本人以外で、その生計維持者も市町村民税非課税

- 戦傷病者手帳所持の人

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、入院勧告・措置された結核患者の人

- ひとり暮らし高齢者で市県民税非課税の人

(注意)次の条件を全て満たすことが条件です。

- ①同一敷地や同町内に親族がいないうえ、生活費の大半を親族から援助されていない
- ②税法上の被扶養者となっていない

- 精神障がい者保健福祉手帳1・2級の人

- 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を持っていない人で、自立支援医療費受給者証を持っている人

- 精神保健指定医により精神障がい(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に該当。ただし、アルコール依存症及び非精神病性の精神障がいによる人を除く)と診断を受けて入院した人



## 精神科入院半额补助的领取资料获取申请

### ■发放对象

未持有精神残疾人保健福祉手册1、2级的人，且由精神保健指定医生诊断为患有精神残疾（符合精神保健福祉法第5条。但是，慢性酒精中毒及非精神病性的精神残疾人除外）并正在住院的人。

（注意）后期高龄者医疗制度的被保险者成为“丰田市福祉补助金制度”的对象。

### ■资格申请所需证件

- 精神保健指定医生的诊断书  
(记载姓名、出生日期、病名、住院日、医疗机构名、医师名，并盖有印章的诊断书)
- 健康保险证

### ■资格申请窗口

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

（注意）请在自医疗费支付日起5年内进行申请。

## 母子／父子家庭医疗费领取者证的申请

### ■发放对象

- 母子家庭中，正在抚养达到18岁当年的最后一天（以下称为“18岁以下”）前的儿童的母亲及该儿童
- 父子家庭中正在抚养18岁以下儿童的父亲及其子女
- 没有父母的18岁以下的儿童  
但是，正在抚养18岁以下儿童的人，如符合下述条件也包含在对象之内。
- 配偶约一年以上生死不明的人
- 被配偶遗弃约一年以上的人
- 由于配偶在海外生活，不能受其抚养的人
- 配偶者由于精神或身体的残疾，长期丧失劳动能力的人
- 配偶者被拘禁约有一年以上的人

（注意1）即使符合这些条件，但也可能会因收入限制等条件而视为不符合。

（注意2）需要事先进行单亲家庭等补贴的申请。详细情况请参阅“儿童抚养补贴”“爱知县遗儿补贴”“丰田市单亲家庭支援补贴”的相应网页。

（注意3）未入学儿童属于儿童医疗费领取者的对象。此外，符合身心残疾者医疗费领取条件者，属于身心残疾者医疗费领取者的对象。

### ■发放申请所需证件

- 健康保险证

### ■申请窗口

儿童家庭课（市役所东厅舍2楼），旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

## 福祉补助金领取者证发放（获得领取资格）申请

### ■发放对象

后期高龄者医疗制度的被保险者中，符合下述条件1. ~ 11.项中任一项的人。

通过申请，对于适合条件1. ~ 10.项的人，发放福祉补助金领取者证。对于适合条件11.项的人，发放补助金领取资格决定通知。

### ■条件

1. 身体残疾者手册基本3级以上的人
2. 疗育手册A或B的人
3. 被诊断为自闭症的人
4. 母子/父子家庭的人
5. 被认定为护理保险要护理度3以上，且为市/县民税非纳税家庭的人

（注意）条件是必须符合以下所有条件。

- (1) 税法上不属于被抚养者，或者，虽属于被抚养者但税法上的抚养者亦属于市町村民税非课税
- (2) 生计维持者只有本人，或者，虽然生计维持者为本人以外的其他人，但该生计维持者亦属于市町村民税非课税

6. 持有战伤病者手册的人

7. 根据感染症的预防及对感染症患者的医疗相关规定，接受住院劝告、住院措施的结核病患者

8. 独居生活的高龄者，并为市/县民税非纳税人

（注意）条件是必须符合以下所有条件。

- (1) 同一住宅用地或同一町内无亲属居住，而且生活费的大半得不到亲属援助
- (2) 税法上不属于被抚养者

9. 持有精神残疾者保健福祉手册1级或2级的人

10. 未持有精神残疾者保健福祉手册1、2级而持有自立支援医疗领取者证的人

11. 由精神保健指定医生诊断为精神残疾（符合精神保健福祉法第5条。但是，慢性酒精中毒及非精神病性的精神残疾人除外）并正在住院的人。



## ■資格取得申請に必要なもの

要件により必要となるものが異なります。直接受付医療課にお問い合わせください。

## ■交付(資格取得)申請窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

(注意)要件11の人

申請は医療費の支払日から5年以内にお願いします。

## 払戻し申請

愛知県外の医療機関等を受診したとき、又は愛知県内の医療機関等で医療費受給者証を提示しなかったときは払い戻します。

## ■申請に必要なもの

- 次のものを持参の上、窓口にお越しください
- ・領収書(受診者名、受診日、保険点数等の記載のあるもの)
  - ・医療費受給者証<お持ちの場合のみ>
  - ・健康保険証
  - ・振込先口座の分かるもの
  - ・限度額適用認定証<お持ちの場合のみ>
  - ・健康保険組合・全国健康保険協会等から発行される高額療養費等の支給決定通知書<支給がある場合のみ>
  - ・自立支援医療受給者証<お持ちの場合のみ>

(注意)愛知県内の医療機関等で、医療費受給者証を提示しなかった場合も同様です。

**払戻しは、1か月分をまとめて翌月以降に申請してください。**

## ■申請窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

## 変更・喪失届出

### ■変更届出

次のときは、速やかに変更届出をしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき
- ・勤務先の変更等で健康保険証が新しくなったとき

### ■喪失届出

次のときは、速やかに喪失届出をしてください。

- ・転出、死亡したとき
  - ・健康保険等の資格がなくなったとき
  - ・対象要件に該当しなくなったとき
- (注意)資格喪失日以降に医療費受給者証を使用し、医療機関等を受診したときは、医療費の返還をいただきますのでご承知ください。

## ■変更・喪失届出に必要なもの

- ・医療費受給者証
- ・健康保険証

## ■変更・喪失届出窓口

福祉医療課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

※子ども医療のみ、市民課、上記以外の各支所・出張所でも受付可能です



## ■申请所需证件

不同条件所需证件不同，请直接咨询福祉医疗课。

## ■交付(取得资格)申请窗口

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

(注意) 符合条件 11 的人士

请在自医疗费支付日起 5 年内进行申请。

## 退还申请

在爱知县外的医疗机构等就诊时，或在在爱知县内的医疗机构等未出示医疗费领取者证时，进行退还。

## ■申请所需证件

请携带以下材料，前往窗口办理。

- 收据(记载有就诊者姓名、就诊日、保险点数等)
  - 医疗费领取者证 <仅限持有时>
  - 健康保险证
  - 记载汇款账号的材料
  - 限度额适用认定证 <仅限持有时>
  - 健康保险组合、全国健康保险协会等发行的高额疗养费等的补助决定通知书 <仅限有补助时>
  - 自立支援医疗领取者证 <仅限持有时>
- (注意) 在爱知县内的医疗机构等未出示医疗费领取者证时也同样处理。

**退款请汇整 1 个月的费用，在次月之后进行申请。**

## ■申请窗口

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

## 变更、丧失申请

### ■变更申请

以下情况时，请尽快进行变更申请。

- 住所、姓名发生变更时
- 因工作单位发生变更等原因，健康保险证更新时

### ■丧失申请

以下情况时，请尽快进行丧失申请。

- 迁出、死亡时
- 不再具有健康保险等的资格时
- 不符合对象条件时

(注意) 在丧失资格日之后使用了医疗费领取者证在医疗机构等就诊时，将会请您退还医疗费，敬请知悉。

## ■变更、丧失申请所需证件

- 医疗费领取者证
- 健康保险证

## ■变更、丧失申请窗口

福祉医疗课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

※仅有儿童医疗费可在市民课以及上述以外的各支所、出张所(办事处)进行申请。



# 成人のための健診・検診ガイド

問 保健部総務課 ☎34-6956 FAX31-6320(東庁舎4階)

全ての健診・検診は、豊田市に住民登録がある人が対象です。また、「対象」欄の年齢は、年度中の誕生日に迎える年齢を指します。時期・場所については、3月下旬に対象の人へ送付する受診券をご確認ください。対象、内容、費用については変更する場合があります。ご了承ください。

種類	対象(市民)／内容	費用(令和2年度時点)
胃がん検診	①35～49歳の人、50歳以上奇数年齢の人(前年度に市の胃内視鏡検査(胃カメラ)を受診していない人)／問診、胃部X線検査(バリウム) ②50歳以上偶数年齢の人／問診、胃部X線検査(バリウム)と胃内視鏡検査(胃カメラ)のどちらか一方を選択	3,600円
大腸がん検診	35歳以上の人／問診、検便2日法(※2日分の便が必要)	400円
乳がん検診	①30、32、34、36、38歳の女性／問診、超音波検査 ②40歳以上偶数年齢の女性／問診、超音波検査またはマンモグラフィ検査のどちらか一方を選択	2,400円
子宮頸がん検診	20歳以上偶数年齢の女性／問診、視診、内診、子宮頸部細胞診	2,000円
肺がん検診	40歳以上の人／問診、胸部X線撮影(正側面2枚)、たんの検査 ※胸部X線検査を受ける場合には、受診できません。	たん検査あり 2,200円 たん検査なし 1,300円
胸部X線検査 (結核検診)	40歳以上の人／胸部X線撮影(正面1枚) ※肺がん検診を受ける場合には、受診できません。 ※国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者は特定(後期)健診と同時に受診することができます。	無料
前立腺がん検診	50～70歳の男性／問診、血液検査	800円
肝炎検診	過去に、市の肝炎検診を受診していない次の人 ①40歳以上5歳刻みの人／問診、血液検査 ②感染の不安のある人(受診券はありません)／問診、血液検査	無料
総合がん検診	40・50・60歳になる人／胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診 ※前立腺がん検診(50歳・60歳男性のみ) ※乳がん検診・子宮頸がん検診・骨密度検査(女性のみ)	40歳男性 3,700円 50・60歳男性 4,300円 40・50・60歳女性 5,600円
レディース検診 ※1	19～39歳になる女性／問診、診察、身体計測、血圧、貧血などの血液検査、検尿、骨密度検査など	1,500円
骨粗しょう症検診 ※1	40・45・50・55・60・65・70歳になる女性／問診、骨密度検査	500円
特定健康診査	40歳以上の国民健康保険加入者／問診、身体計測、血圧測定、尿・血液検査、心電図、貧血検査、基準該当者は眼底検査	無料
後期高齢者医療健康診査	後期高齢者医療制度加入者／問診、身体計測、血圧測定、尿・血液検査、心電図、貧血検査、基準該当者は眼底検査	無料
成人歯科健康診査	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75歳になる人／歯の状況、歯周疾患、粘膜、あご関節の検査など	無料

※1 受診券はありません。豊田地域医療センターで毎月2回実施。広報とよたでご確認ください。



# 成人体检、疾病筛查指南

咨询 保健部总务课 ☎34-6956 FAX31-6320 (东厅舍 4 楼)

所有体检、疾病筛查，均以在丰田市进行了居民登记的人为对象。另外，“对象”栏内的年龄，是指在该年度内过生日后达到的年龄。关于检查的时间、场所等，请在 3 月下旬向检查对象发放的就诊券中进行确认。另，检查对象、检查内容及费用有可能发生变更，敬请知悉。

种类	对象(市民) / 内容	费用(2020 年度)
胃癌筛查	(1) 35 ~ 49 岁的人、满 50 岁以上奇数年龄的人(上年度未接受本市胃内视镜检查(胃镜)的人) / 问诊、胃部造影(钡餐) (2) 满 50 岁以上偶数年龄的人 / 问诊、在胃部造影(钡餐)和胃内视镜检查(胃镜)之间任选其一	3,600 日元
大肠癌筛查	满 35 岁以下的人 / 问诊、验便 2 日法(※需检查 2 天的大便)	400 日元
乳腺癌筛查	(1) 30、32、34、36、38 岁女性 / 问诊、超声波检查 (2) 满 40 岁以上的偶数年龄女性 / 问诊、及超声波检查或乳房钼靶检查中的 1 种	2,400 日元
宫颈癌筛查	满 20 岁以上的偶数年龄女性 / 问诊、视诊、内诊、宫颈刮片检查	2,000 日元
肺癌筛查	满 40 岁以上的人 / 问诊、胸腔 X 光检查(正面及侧面 2 张)、痰的检查 ※ 接受胸腔 X 光检查时，不可检查此项。	含痰检查 2,200 日元 不含痰检查 1,300 日元
胸腔 X 光检查 (结核筛查)	满 40 岁以上 / 胸腔 X 光检查(正面 1 张) ※ 接受肺癌检查时，不可检查此项。 ※ 国民健康保险中后期高龄者医疗制度的加入者，可与特定(后期)体检同时进行。	免费
前列腺癌筛查	50 岁以上 70 岁以下男性 / 问诊、血液检查	800 日元
肝炎筛查	过去未曾在本市接受过肝炎筛查的人 (1) 满 40 岁以上逢 5 的倍数年龄的人 / 问诊、血液检查 (2) 有感染担忧的人(无就诊券) / 问诊、血液检查	免费
综合癌症筛查	40、50、60 岁的人 / 胃癌筛查、大肠癌筛查、肺癌筛查 ※ 前列腺癌筛查(仅限 50 岁、60 岁男性) ※ 乳腺癌筛查、宫颈癌筛查、骨密度筛查(仅限女性)	40 岁男性 3,700 日元 50、60 岁男性 4,300 日元 40、50、60 岁女性 5,600 日元
妇科筛查 <sup>1</sup>	19 ~ 39 岁女性 / 问诊、诊察、身体测量、血压、贫血等血液检查、尿检、骨密度检查等	1,500 日元
骨质疏松症筛查 <sup>1</sup>	40、45、50、55、60、65、70 岁女性 / 问诊、骨密度检查	500 日元
特定体检	满 40 岁以上的国民健康保险加入者 / 问诊、身体测量、血压测量、尿检、血液检查、心电图、贫血检查、符合条件者的眼底检查	免费
后期高龄者医疗体检	后期高龄者医疗制度加入者 / 问诊、身体测量、血压测量、尿检、血液检查、心电图、贫血检查、符合条件者的眼底检查	免费
成人齿科检查	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75 岁的人 / 牙齿状况、牙周疾病、粘膜、颌关节检查等	免费

※1 没有就诊券。在丰田地域医疗中心每月实施 2 次。请通过丰田广报确认。



## ■注意事項

- 健(検)診は市内の協力医療機関で受診できます。受診券に同封の「健(検)診協力医療機関一覧」又は市ホームページをご確認ください。
- 9月以降は大変混雑します。早めの予約・受診をお勧めします。
- 身体の状況によっては健(検)診が受診できない場合があります。受診券及び同封の「健康診査のご案内」をご確認ください。
- 検診で精密検査が必要と判断された人は、早急に精密検査を自己負担で受けてください。

## ■費用の免除制度があります

次の人は、免除証明書等を提出することで検診費用が無料となります。

- ①市民税の課税がない人(世帯全員)
- ②生活保護世帯の人
- ③中国残留邦人支援給付制度該当の人
- ④後期高齢者医療制度被保険者(受診時に保険証を医療機関で提示)

※①、②、③の人は検診予約前に保健部総務課で申請が必要です。(持ち物:印鑑、身分を証明できるもの、がん検診等受診券)



## 犬の登録と注射

問 市動物愛護センター ☎42-2533 FAX80-2020

### ■登録

生後91日以上の犬は登録が必要です。市動物愛護センター(鞍ヶ池公園内)か動物病院で手続きをしてください(保健衛生課、足助支所でも手続き可)。登録手数料は1頭3,000円です。

### ■狂犬病予防注射

集合注射会場か動物病院で毎年1回接種後、「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをしてください。交付手数料は1頭550円です。





## ■注意事项

- 健康检查、筛查可在市内协作医疗机构就诊，请通过与就诊券同封的《健康检查、筛查协作医疗机构一览》或丰田市网页加以确认。
- 每年9月以后预约人数多，建议您尽早接受检查。
- 根据身体状况有可能不能接受检查，敬请确认与就诊券同封的《健康检查的指引》。
- 通过筛查被医生诊断为需要精密筛查的人，请尽快自费接受精密筛查。

## ■检查费用免除制度

符合下述条件的人，通过提交免除证明书等材料，可以免除检查费用。

- (1) 无市民税课税的人（家庭全员）
- (2) 领取生活保护补助家庭的人
- (3) 符合中国残留日侨支援补助制度的人
- (4) 后期高龄者医疗制度被保险者（接受检查时请向医疗机构出示保险证）

※符合(1)、(2)、(3)条件的人，在预约疾病检查之前，需要在保健部总务课进行申请。（需携带证件：印章、可证明身份的证件、癌症检查等的就诊券）

## 犬的注册及注射

咨询 市动物爱护中心 ☎42-2533 FAX80-2020

### ■登记

出生后满91天需要进行养犬登记。请在市动物爱护中心（鞍池公园内）或动物医院办理手续。（保健卫生课、足助支所亦可办理手续）。登记手续费为1只3,000日元。

### ■狂犬病预防注射

每年请在集体注射会场或动物医院接受一次注射。注射后，请办理“狂犬病预防注射完成票”的发放手续。发放手续费为1只550日元。



## 介護保険制度

### ■介護保険の加入者

65歳以上の人(第1号被保険者)と40~64歳の人で職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人(第2号被保険者)が対象となります。

### ■介護保険の保険料

- (1) 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は本人と世帯員の前年の所得に応じて決まり、年金からの天引き(特別徴収)又は、納付書か口座振替(普通徴収)で納めます。基本的には年金天引きとなりますが、年金の受給額が年18万円以下の場合や65歳の誕生月から半年~1年程度は普通徴収となります。
- (2) 40~64歳の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

### ■主なサービス

**(1)居宅サービス**／居宅で受けるサービスや、事業所に通所や短期間入所をして受けるサービスなどです。

- ①訪問介護(ホームヘルプ)
- ②訪問看護
- ③訪問入浴介護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護(デイサービス)
- ⑥通所リハビリテーション(デイケア)
- ⑦福祉用具貸与
- ⑧短期入所生活介護(ショートステイ)
- ⑨短期入所療養介護(ショートステイ)

**(2)施設サービス**／施設に入所して受けるサービスです。

- ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院

### (3)地域密着型サービス

- ①認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ②認知症対応型通所介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④地域密着型介護老人福祉施設  
(地域密着型特別養護老人ホーム)
- ⑤地域密着型通所介護
- ⑥定期巡回・隨時対応型訪問介護看護など



## 护理保险制度

### ■ 护理保险的加入者

对象为 65 岁以上的人（第 1 号被保险者），以及年龄为 40 ~ 64 岁，并加入了工作单位的健康保险或国民健康保险等医疗保险的人（第 2 号被保险者）。

### ■ 护理保险的保险费

- (1) 满 65 岁以上的人（第 1 号被保险者）的保险费是根据其本人和家庭成员上年的收入来决定，通过从年金扣除（特别征收）的方式、或者以缴纳税单或银行自动转帐（普通征收）的方式缴纳。基本上采用从年金扣除的方式。但是，如果年金的领取额低于每年 18 万日元，或是在 65 岁的出生月之后的半年~1 年左右期间，将采用普通征收方式。
- (2) 40 ~ 64 岁的人（第 2 号被保险者）的保险费，通过所加入医疗保险的计算方法决定保险费金额，并与医疗保险费一同缴纳。

### ■ 主要服务

**(1) 居家服务** / 以居家形式接受的服务，或通过前往事业所、短期间入住等方式接受的服务等。

- 1) 登门护理（家庭护理员）
- 2) 登门看护
- 3) 登门入浴护理
- 4) 登门康复训练
- 5) 前往事业所接受护理（日间护理服务）
- 6) 前往事业所康复训练（日间照料）
- 7) 特定福利用具的出借
- 8) 短期入住生活护理（Short Stay）
- 9) 短期入住疗养护理（Short Stay）

**(2) 设施服务** / 入住设施后接受的服务。

- 1) 老人护理福利设施（特别养护老人之家）
- 2) 老人护理保健设施
- 3) 护理医疗院

### ■ 地区紧密结合型服务

- 1) 痴呆症应对型共同生活护理
- 2) 痴呆症应对型前往事务所护理服务
- 3) 小规模多功能型居家护理
- 4) 地区紧密结合型老人护理福利设施  
(地区紧密结合型特别养护老人之家)
- 5) 地区紧密结合型前往事业所护理服务
- 6) 定期巡回 / 随时应对型登门护理看护等



福利

#### (4) そのほかのサービス

- ①特定福祉用具購入費の支給
- ②住宅改修費の支給
- ③居宅療養管理指導
- ④特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)
- ⑤豊田市特別給付(要介護1~5の被保険者で在宅の人に対するおむつ購入費の支給。施設入所者などは受けられません)

**※介護サービスを利用した場合、1割、2割又は3割の自己負担が必要**

#### ■サービスを利用するには

介護サービス・介護予防サービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともでき、介護保険課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所で受け付けています。

申請後、介護認定調査員の「訪問調査」と「主治医意見書」に基づいて、「介護認定審査会」で審査判定し、要介護度を認定します。

総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用するには、介護保険課か地域包括支援センターでチェックリストにより利用判定します。



福祉



#### (4) 其他服务

- 1) 支付特定福利用具的购买费用
- 2) 支付住宅改修费
- 3) 居家疗养管理指导
- 4) 特定设施入居者生活护理（带护理的付费敬老院）
- 5) 丰田市特别补助（针对需护理1～5级的被保险者并居家的人，支付尿布购买费用。设施入住者等不可接受此项补助）

※ 利用护理服务时，需要自行负担1成、2成或3成费

#### ■ 利用护理服务须知

利用护理服务、护理预防服务，需要申请并接受需护理认定。申请除了本人或家庭成员之外，也可由地域总括支援中心、居家护理支援企业、护理保险设施代为提出，在护理保险课，旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所办理。

申请之后，将根据护理认定调查员进行的“访问调查”，以及对本人身心状况的实际调查，由“护理认定审查会”进行审查判断，认定需护理程度的等级。

利用综合事业（护理预防、生活支援服务事业）时，应在护理保险课或地域总括支援中心根据清单进行利用判定。



福利



# 介護サービスを利用するまでの流れ

問 認定事務係 ☎34-6911 FAX85-7209

サービスを利用するには、市に申請して要介護認定を受ける必要があります。  
サービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。

## 1 要介護認定の申請

市の窓口で「要介護認定」の申請をします。申請は本人や家族などのほかに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。



## 2 訪問調査

調査員がご自宅や施設などを訪問して、心身の状況などについて聞き取り調査を行います。



### 主治医意見書

本人の心身の状態について主治医の意見を求めます。

※市から直接主治医に依頼します。

### 認定審査会の審査判定

要介護状態区分の判定が行われます。



## 3 認定結果の通知

申請から認定の通知までは原則として30日以内に行われます。



## 4 ケアプランの作成依頼

### ■要支援1・2の方は

地域包括支援センターにて作成します。



### ■要介護1～5の方は

選択した居宅介護支援事業者が作成します。

※施設入所者は施設が作成します。

## 5 サービス事業者と契約

介護サービスを行うサービス事業者と契約します。



## 6 サービスの開始

サービス事業者にサービス利用票と被保険者証を提示して、サービスを利用します。

## 利用护理服务之前的流程

咨询 认定事务係 ☎34-6911 FAX85-7209

利用本服务，需要向本市申请并接受需护理认定。

利用服务之前的流程如下所示。

### 1 需护理认定的申请

在本市的窗口申请“需护理认定”。申请除了本人或家属等之外，也可由地域总括支援中心、居家护理支援企业等代为提出。



### 2 访问调查

调查员访问本人家里或所住设施等，就其身心状况等进行情况听取调查。



### 主治医生意见书

就其本人的身心状态，要求主治医生提出意见。

※本市直接委托主治医生。

### 认定审查会的审查判断

判断需护理状态的类别。

不符合	需支援1	需支援2	需护理1	需护理2	需护理3	需护理4	需护理5
-----	------	------	------	------	------	------	------

### 3 通知认定结果

从申请到认定通知，原则上在30天内完成。



### 4 委托制定护理计划

#### ■需支援1及2的人士

由地域总括支援中心制定。



#### ■需护理1-5的人士

由选择的居家护理支援企业制定。

※设施入住者由设施制作。

### 5 与服务企业签约

与开展护理服务的服务企业签订合同。



### 6 服务开始

向服务企业出示服务利用票和被保险者证，然后利用服务。



福利

## 地域包括支援センター

### ■活動内容

#### 1 総合相談支援業務

相談や悩みにお応えします  
高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。

#### 2 介護予防ケアマネジメント業務

自立して暮らせるよう支援します  
高齢者のみなさんが自立して生活できるよう、生活やサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みんなの身体の状態に合った健康づくりや介護予防の支援を行います。要支援1・2の人と、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうちで必要な人に対しては、ケアマネジメントを行い、介護予防ケアプラン等を作成します。

### ■地域包括支援センター一覧

介護やサービス等でお困りの場合は、下記の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

担当地区	名称	所在地	電話	FAX
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006	36-3002
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22 (老人福祉センターぬくもりの里内)	68-2338	68-2801
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1(豊田市福祉センター内)	32-4342	33-2346
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20(足助病院内)	62-0683	62-0684
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357	45-5650



## 地域总括支援中心

### ■活动内容

#### 1 综合商谈支援业务

响应商谈和烦恼

响应来自诸位高龄者、其家属、地域人员的商谈和烦恼，为其提供信息和介绍服务。

#### 2 护理预防护理管理业务

为能够自立生活提供支援

为使诸位高龄者能够自立生活，就生活和服务的利用等事宜给予建议和介绍，提供符合诸位身体状态的健康促进及护理预防支援。对于需支援1及2的人士、以及护理预防/生活支援服务事业对象中有需要的人士，实施护理管理，制定护理预防护理计划等。

#### 3 权利拥护业务

维护高龄者的权利

采取措施维护诸位高龄者的权利，以使其能够安心地度过日常生活。就成人监护制度的介绍、虐待的及早发现、消费者受害的防患未然等予以应对。

#### 4 总括式 / 持续式护理管理支援业务

支持地域的协作、协助体制

为使诸位高龄者能够在住惯的地域持续生活，我们致力于构建能够与地域各种机构及专家进行协作或协助的体制，例如护理管理方面的指导和支持、与医疗机构等相关机构建立联系网络等。

### ■地域总括支援中心一览

就护理或服务等发现困难时，请随时向下述地域总括支援中心咨询。

担当地区	名称	所在地	电话	FAX
逢妻	<b>Hottokan 地域总括支援中心</b>	本新町 7-48-6 (收费老人之家丰田 Hottokan 内)	<b>36-3006</b>	<b>36-3002</b>
旭	<b>温暖之乡总括支援中心</b>	池岛町屋平 22 (老人福祉中心温暖之乡内)	<b>68-2338</b>	<b>68-2801</b>
朝日丘	<b>社协总括支援中心</b>	锦町 1-1-1 (丰田市福祉中心内)	<b>32-4342</b>	<b>33-2346</b>
足助	<b>足助地域总括支援中心</b>	岩神町仲田 20 (足助医院内)	<b>62-0683</b>	<b>62-0684</b>
井乡	<b>丰田福寿园地域总括支援中心</b>	高町东山 7-46 (特别养护老人之家丰田福寿园内)	<b>45-5357</b>	<b>45-5650</b>



担当地区	名称	所在地	電話	FAX
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711	42-1116
稻武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5(稻武福祉センター内)	82-2530	82-3604
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1(豊田地域医療センター内)	34-3209	34-3398
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574 (小原福祉センターふくしの里内)	65-1600	65-3705
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148 (老人保健施設かずえの郷内)	21-6725	21-6780
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717	41-6544
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小 笹116 (特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677	46-9901
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335	90-2419
浄水	豊田厚生病域包括支援センター	浄水町伊保原500-1(豊田厚生病院内)	43-5022	43-5025
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000	24-3601
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801	33-0809
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255	52-0727
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244	80-1108
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2 (藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294	76-3608
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町才ケ洞10-5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258	76-0200
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1(老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623	24-0621
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004	48-3317



福祉



担当地区	名称	所在地	电话	FAX
石野	<b>石野之乡地域总括支援中心</b>	东广瀬町神田 26-1 (特别养护老人之家石野之乡内)	<b>78-6711</b>	<b>42-1116</b>
稻武	<b>稻武总括支援中心</b>	桑原町中村 5 (稻武福祉中心内)	<b>82-2530</b>	<b>82-3604</b>
梅坪台	<b>丰田地域护理支援中心</b>	西山町 3-30-1 (丰田地域医疗中心内)	<b>34-3209</b>	<b>34-3398</b>
小原	<b>福祉之乡总括支援中心</b>	泽田町梅之木 574 (小原福祉中心福祉之乡内)	<b>65-1600</b>	<b>65-3705</b>
上乡	<b>地域总括支援中心和会之乡</b>	和会町东乡 148 (老人保健设施和会之乡内)	<b>21-6725</b>	<b>21-6780</b>
猿投	<b>地域总括支援中心猿投乐园</b>	加纳町向井山 9-1 (特别养护老人之家猿投乐园内)	<b>45-3717</b>	<b>41-6544</b>
猿投台	<b>小笠之乡地域总括支援中心</b>	越户町上西小笠 116 (特别养护老人之家小笠之乡内)	<b>46-9677</b>	<b>46-9901</b>
下山	<b>Madoi 之丘总括支援中心</b>	神殿町中切 7-2 (下山保健福祉中心 Madoi 之丘内)	<b>90-4335</b>	<b>90-2419</b>
净水	<b>丰田厚生地域总括支援中心</b>	净水町伊保原 500-1 (丰田厚生医院内)	<b>43-5022</b>	<b>43-5025</b>
末野原	<b>南福寿园地域总括支援中心</b>	永觉新町 5-194 (特别养护老人之家南福寿园内)	<b>24-5000</b>	<b>24-3601</b>
崇化馆	<b>Himawari 邸地域总括支援中心</b>	荣生町 5-20 (特别养护老人之家 Himawari 邸内)	<b>33-0801</b>	<b>33-0809</b>
高冈	<b>若林园地域总括支援中心</b>	若林西町北山 76 (特别养护老人之家丰田若林园内)	<b>51-1255</b>	<b>52-0727</b>
高桥	<b>地域总括支援中心鞍池</b>	岩泷町高入 40-1 (特别养护老人之家鞍池内)	<b>80-1244</b>	<b>80-1108</b>
藤冈	<b>藤之乡总括支援中心</b>	藤冈饭野町坂口 1207-2 (藤冈福祉中心藤之乡内)	<b>76-5294</b>	<b>76-3608</b>
藤冈南	<b>地域总括支援中心藤冈乐园</b>	西中山町才洞 10-5 (特别养护老人之家藤冈乐园内)	<b>75-1258</b>	<b>76-0200</b>
丰南	<b>丰田地域总括支援中心</b>	平和町 1-1 (老人保健设施 Joy Stay 内)	<b>24-0623</b>	<b>24-0621</b>
保见	<b>地域总括支援中心保见之乡</b>	保见町南山 109-1 (特别养护老人之家保见之乡内)	<b>48-3004</b>	<b>48-3317</b>



福利



担当地区	名称	所在地	電話	FAX
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206	55-0061
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788	41-7070
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152	58-4166
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700	88-1724
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158	53-8830
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361	53-6382

## こんな施設があります

### ■福祉センター

福祉に関する相談や福祉関係団体の活動支援等の他、ホールや会議室を備えた施設です。  
**【休館日】**事務所:日曜日、月曜日、祝日、年末年始  
 ホール、貸し会議室:祝日を除く月曜日、年末年始

**【利用時間】**事務所:午前8時30分～午後5時15分  
 ホール、貸し会議室:午前9時～午後9時  
 ※休館日、利用時間は一部異なる場合がありますので、  
 詳細はお問合せください

**問 錦町** ☎34-1131 FAX32-6011

### ■老人福祉センター豊寿園

高齢者の皆さんのが気軽に集い、レクリエーションなどを通じて、健康増進や生きがいづくりを行う施設です。

**【休館日】**日曜日、祝日(敬老の日を除く)、年末年始

**【利用時間】**午前9時～午後4時30分

**【利用対象】**市内在住の60歳以上の人

**問 渡刈町** ☎27-2200 FAX28-7343

### ■老人福祉センターぬくもりの里

高齢者のデイサービス事業等を行う施設です。

**【休館日】**日曜日、年末年始

**【利用時間】**午前8時30分～午後5時

**【利用対象】**市内在住の60歳以上の人

**問 池島町** ☎68-3890 FAX68-2801



担当地区	名称	所在地	电话	FAX
前林	堤园地域总括支援中心	堤町堤 18-1 (特别养护老人之家丰田堤园内)	51-5206	55-0061
益富	地域总括支援中心益富乐园	古瀬间町古宿 131 (特别养护老人之家益富乐园内)	41-7788	41-7070
松平	欢笑之家地域总括支援中心	泷胁町杉长入 23 (特别养护老人之家欢笑之家内)	58-5152	58-4166
美里	地域总括支援中心丰田苑	野见山町 5-80-1 (特别养护老人之家丰田苑内)	87-3700	88-1724
龙神	Himawari 街区地域总括支援中心	本町本龙 48 (特别养护老人之家 Himawari 街区内)	47-8158	53-8830
若园	Minori 园地域总括支援中心	中根町男松 79 (特别养护老人之家丰田 Minori 园内)	53-6361	53-6382

## 有以下设施

### ■ 福祉中心

这里提供有关福利制度的咨询及对福利相关团体的活动支援等，还备有大厅和会议室等设施。

**【休馆日】** 事务所：星期日、星期一、节假日、年末年初  
大厅、出借会议室：星期一、年末年初

**【利用时间】** 事务所：上午8点30分~下午5点15分  
大厅、出借会议室：上午9点~下午9点  
※部分休馆日、利用时间可能有所不同，详情请咨询

**咨询 锦町** ☎34-1131 FAX32-6011

### ■ 老人福祉中心丰寿园

让高龄者可以轻松愉快地聚集一堂，通过娱乐活动等增进健康并获得生活意义的设施。

**【休馆日】** 星期日、节假日（敬老日除外）、年末年初

**【利用时间】** 上午9点~下午4点30分

**【利用对象】** 在市内居住的60岁以上的人

**咨询 渡刈町** ☎27-2200 FAX28-7343

### ■ 老人福祉中心温暖之乡

向高龄者提供日间护理等服务的设施。

**【休馆日】** 星期日、年末年初

**【利用时间】** 上午8点30分~下午5点

**【利用对象】** 在市内居住的60岁以上的人

**咨询 池岛町** ☎68-3890 FAX68-2801



## ■百年草

デイサービス事業や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

【休館日】水曜日(老人デイサービスセンターは日曜日、年末年始)

【利用時間】午前9時～午後9時(老人デイサービスセンターは午前10時～午後4時)

問 足助町 ☎62-0100 FAX62-2389  
老人デイサービスセンターは ☎61-1118

## ■介護予防拠点施設 足助まめだ館

高齢者の介護予防、レクリエーション活動などの場を提供する施設です。

【休館日】日曜日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

問 足助町 ☎62-1857 FAX61-1115

## ■稻武福祉センター

デイサービス事業や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

問 桑原町 ☎82-2068 FAX82-3604

## ■藤岡福祉センターふじのさと

デイサービス事業や福祉に関する相談等を行う施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

問 藤岡飯野町 ☎76-3606 FAX76-3608

福 祉

## ■小原福祉センターふくしの里

デイサービス事業や福祉に関する相談等を行う施設です。

【休館日】日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

問 沢田町 ☎65-3350 FAX65-3705

## ■下山保健福祉センターまどいの丘

デイサービス事業や福祉に関する相談等を行う施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後5時

問 神殿町 ☎90-4488 FAX90-2419

## ■高齢者温泉休養施設 寿楽荘

高齢者の皆さんのがんの休養、健康増進を図る温泉付き宿泊施設です。一般の人も利用できます。

【休館日】月曜日、年末年始

【利用時間】宿泊(要予約)／午後4時～翌日午前10時  
休憩／午前10時30分～午後3時

問 平畠町 ☎65-3611 FAX65-2837

## ■豊田ほっとかん

60歳以上の人を対象としたケア付きマンション(有料老人ホーム)と温水を利用して心身をリフレッシュする健康増進施設(温浴施設じゅわじゅわ)などを備えた多目的施設です。年中無休(健康増進施設の利用時間は午前10時～午後9時。休館日は第1月曜日、年末年始)

問 本新町 ☎36-3000 FAX36-3002

## ■福祉就業センター ふれあいの家

高齢者および障がい者が就業活動を通じて社会参加するなど、生きがい活動を推進する施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後4時30分

問 喜多町／シルバー人材センター  
☎31-1007 FAX34-3238

## ■福祉就業センター 山室花はうす

高齢者が草花を栽培するという就労活動を通じて社会参加するなど、生きがいと健康づくりを推進するための施設です。

【休館日】土・日曜日、祝日、年末年始

【利用時間】午前9時～午後4時30分

問 室町 ☎58-3055 FAX58-3132



福  
祉



## ■百年草

提供日间护理服务并为高龄者提供合适场所，充实其生活的设施。

**【休馆日】**星期三(老人日间服务中心的休息日为星期日、年末年初)

**【利用时间】**上午9点~下午9点(老人日间服务中心为上午10点~下午4点)

**咨询 足助町** ☎62-0100 FAX62-2389  
老人日间服务中心 ☎61-1118

## ■护理预防据点设施 足助 Mameda 馆

就高龄者的护理预防、娱乐活动等提供合适场所的设施。

**【休馆日】**星期日、年末年初

**【利用时间】**上午9点~下午5点

**咨询 足助町** ☎62-1857 FAX61-1115

## ■稻武福祉中心

提供日间护理服务并为高龄者提供合适场所，充实其生活的设施。

**【休馆日】**星期六、星期日、年末年初、节假日

**【利用时间】**上午9点~下午5点

**咨询 桑原町** ☎82-2068 FAX82-3604

## ■藤冈福祉中心藤之乡

提供日间护理服务及福利制度咨询等的设施。

**【休馆日】**星期六、星期日、节假日、年末年初

**【利用时间】**上午9点~下午5点

**咨询 藤冈饭野町** ☎76-3606 FAX76-3608

## ■小原福祉中心福祉之乡

提供日间护理服务及福利制度咨询等的设施。

**【休馆日】**星期日、节假日、年末年初

**【利用时间】**上午9点~下午5点

**咨询 泽田町** ☎65-3350 FAX65-3705

## ■下山保健福祉中心 Madoi 之丘

提供日间护理服务及福利制度咨询等的设施。

**【休馆日】**星期六、星期日、节假日、年末年初

**【利用时间】**上午9点~下午5点

**咨询 神殿町** ☎90-4488 FAX90-2419

## ■高龄者温泉休养设施 寿乐庄

为高龄者进行休养，增进健康的温泉住宿设施。普通客人也可利用。

**【休馆日】**星期一、年末年初

**【利用时间】**住宿(需预约)/下午4点~次日上午10点

休息/上午10点30分~下午3点

**咨询 平畠町** ☎65-3611 FAX65-2837

## ■丰田 HOT TOKAN

针对60岁以上老人的带护理服务的公寓(收费老人之家)，同时设有利用温水让身心精神焕发的健康增进设施(温浴设施 JYUWAJYUWA)，属于多功能性设施。全年无休(健康增进设施的利用时间为上午10点~下午9点。休馆日为第一个星期一、年末年初)

**咨询 本新町** ☎36-3000 FAX36-3002

## ■福祉就业中心 交流之家

通过高龄者及残疾人的就业活动促进其参与社会，促进他们获得充实生活的设施。

**【休馆日】**星期六、星期日、节假日、年末年初

**【利用时间】**上午9点~下午4点30分

**咨询 喜多町 / 高龄人材中心**

☎31-1007 FAX34-3238

## ■福祉就业中心 山室花房

让高龄者通过栽培花草的劳动参与社会，从而促进高龄者充实生活，维持健康的设施。

**【休馆日】**星期六、星期日、节假日、年末年初

**【利用时间】**上午9点~下午4点30分

**咨询 室町** ☎58-3055 FAX58-3132



## 介護予防・健康づくり支援サービス

### 元気アップ教室

自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行います。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援します。

**【実施回数】**おおむね8回

**【実施場所】**自治区、地域ふれあいサロン、地域包括支援センター等

**【自己負担金】**原則無料

**【問】**地域保健課 ☎85-7710 FAX85-7733

## 生活支援・安心支援サービス

**【問】**高齢福祉課

☎34-6984 FAX34-6793

福祉総合相談課

☎34-6791 FAX33-2940

### ひとり暮らし高齢者等登録制度

(担当:福祉総合相談課)

登録された人の情報を消防本部や民生委員、地域包括支援センターに提供し、地域の見守り体制を支援します。

#### 【条件等】

同一敷地内や隣地に配偶者や子もしくは同一生計の親族がない人

### 緊急通報システム設置事業

(担当:高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者の自宅に緊急通報システムを設置します。

#### 【条件等】

①ひとり暮らし高齢者等登録があり、介護保険の認定及び特定疾患(呼吸器系・循環器系等)のある人

②ひとり暮らしで、身体障がい者手帳1級又は2級の人

**【自己負担金】**世帯の所得状況により一部本人負担有り

### 福祉電話訪問事業

(担当:高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者に対して、週1回の電話訪問を行います。

#### 【条件等】

①介護保険の認定とひとり暮らし高齢者等登録のある人

②ひとり暮らしの重度身体障がい者

曜日:月～金曜日のうち1日

時間:午前9時～午後4時

### 「食」の自立支援事業(配食サービス)

(担当:高齢福祉課)

調理が困難な高齢者世帯等へ栄養バランスのとれたお弁当の配達と安否確認を行います。

#### 【条件等】

安否確認が必要で、調理が困難な65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等の人

※1日のうち、昼食又は夕食のいずれか1食のみ

**【自己負担金】**1食300円

### 生活管理指導短期宿泊事業

(担当:福祉総合相談課)

日常生活を営むのに支障があると認められる高齢者等を、一時的に養護老人ホームに受け入れ、生活の支援や生活習慣の改善を行います。

#### 【条件等】

利用は1回につき7日以内で1年間に2回まで

※介護保険の要介護認定者は利用できません。

**【自己負担金】**1日につき1,720円

### 成年後見制度利用支援事業

(担当:福祉総合相談課)

身寄りのない認知症高齢者等で判断能力が不十分な人への後見開始等の審判請求を行います。また、後見人等の報酬費用を支払うことが困難な人に対して、その費用を助成します。

### ■成年後見支援センター

成年後見制度の利用を推進するとともに、制度に関する相談を受け付け、各関係機関と連携しながら支援していく相談支援窓口です。

**【実施機関】**社会福祉協議会(☎63-5566、

FAX32-6011)

**【休館日】**日・月曜日、祝日、年末年始

**【利用時間】**午前8時30分～午後5時15分



## 护理预防、健康促进援助服务

### 元气提升教室

以护理预防为目的，采用培训班的形式，在自治区集会所等学员熟悉的地域就近场所进行伸展运动、提升肌肉力量的体操、或提升脑力的训练等活动。培训班结束后，还会派遣保健师等讲师提供支援，帮助学员能够自主地继续进行活动。

**【举办次数】**大概 8 次

**【实施地点】**自治区、地域交流沙龙、地域总括支援中心等

**【自己负担费】**原则上免费

咨询 地域保健课 ☎85-7710 FAX85-7733

## 生活支援、安心支援服务

咨询 高龄福祉课

☎34-6984 FAX34-6793

福祉综合商谈课

☎34-6791 FAX33-2940

### 独居生活高龄者等登记制度

(担当：福祉综合商谈课)

向消防本部、民生委员、地域总括支援中心提供已登记者的信息，支援地域的守护体制。

**【条件等】**

在同一住宅用地内或邻地内无配偶、子女或共同生活的亲属的人。

### 紧急通报系统设置项目

针对独居生活高龄者、重度残疾人，在其住宅内设置紧急通报系统。

**【条件等】**符合以下条件者：

(1) 作为独居生活高龄者已进行登记，或得到护理保险认定及患有特定疾病（呼吸系统、循环系统）的人

(2) 独居生活、身体残疾者手册 1 级或 2 级的人

**【自己负担费】**根据家庭收入状况，本人负担一部分

### 福祉电话访问项目 (担当：高龄福祉课)

对独居高龄者及重度残疾人每周进行 1 次电话访问。

**【条件等】**符合以下条件者：

(1) 得到护理保险认定及作为独居生活高龄者已进行登记的人

(2) 独居的重度身体残疾人

星期：星期一 ~ 星期五的其中一天

时间：上午 9 点 ~ 下午 4 点

### “餐食”自立支援项目(送饭服务) (担当：高龄福祉课)

对自行烹饪有困难的高龄者家庭，配送提供营养全面的盒饭并确认是否平安无事。

**【条件等】**

需要确认是否平安无事、自行烹饪有困难、满 65 岁以上的独居生活或高龄者家庭等的人

※1 天仅限午饭或晚饭当中的一餐

**【自己负担费】**一餐 300 日元

### 生活管理指导短期住宿项目 (担当：福祉综合商谈课)

对被认定日常生活有障碍的高龄者等，由养护老人之家临时收住，提供生活支援和改善生活习惯。

**【条件等】**

利用限每次 7 日以内，1 年内不超过 2 次

※ 护理保险的需护理认定者不能利用本项服务。

**【自己负担费】**1 天 1,720 日元

### 成人监护制度利用援助项目 (担当：福祉综合商谈课)

为无依无靠的痴呆症高龄者且不具备充分判断能力的人，办理开始对其进行监护等的审判申请手续。此外，对难以支付监护人等薪酬费用的人补助相应费用。

### 成人监护支援中心

在推进利用成人监护制度的同时，受理有关制度的商谈，并与各相关机构开展协作、联合提供支援的商谈支援窗口。

**【实施机构】**社会福祉协议会 (☎63-5566、FAX32-6011)

**【休馆日】**星期日、星期一、节假日、年末年初

**【利用时间】**上午 8 点 30 分 ~ 下午 5 点 15 分



## ささえあいネット～高齢者見守り ほっとライン～(担当:高齢福祉課)

地域の事業者等(会社や個人店など)が高齢者の見守り支援のために、関係協力機関として登録を行い、地域で支えあうネットワークを構築しています。

## 自動車学校のスクールバス事業 (担当:高齢福祉課)

市内自動車学校の教習生送迎用バスの空きスペースに高齢者や障がい者が無料で乗車できるバスカードを交付します。

### 【条件 等】

一人で車両の乗降ができること

## 徘徊高齢者・障がい者等家族支援事業 (担当:高齢福祉課)

「見守り安心マーク」の配布、行方不明になる可能性のある人の事前登録を行います。

また、高齢者等が徘徊により行方不明になつた場合、家族からの依頼により、メール登録者に発見協力を依頼する情報配信を行います。

### 【対 象】

65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能性がある人

### 【条件 等】

見守り安心マークの配布は年間10枚まで

## 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業(担当:高齢福祉課)

認知症高齢者等が、第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に市が加入します。

### 【対 象】

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者で、歩行可能で行方不明になる可能性のある人  
【自己負担金】なし 【補償限度額】1億円

## 徘徊者検索機器利用促進補助金(GPS 機器助成)(担当:高齢福祉課)

GPS機器の導入費用を全額補助します。市指定の2機器から選べます。(ベルト等につけて持ち運べるもの、専用の靴に入れられるもの)

### 【対 象】

65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で徘徊のおそれのある人

## 避難行動要支援者名簿制度 (担当:福祉総合相談課)

災害時等の避難の際に特に支援を必要とする人(避難行動要支援者)の名簿を自治区や民生委員等に提供して地域における支援体制を整備します。

### 【対 象】

- ①介護保険における要介護3～5の認定者
- ②ひとり暮らし高齢者等登録者
- ③在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1～2級の人
- ⑤上記に準ずる人で希望する人



## 相互支持网络～守护高龄者热线～ (担当：高龄福祉课)

区域内的企业经营者等(公司或个人商店等)为守护高龄者进行援助，可作为协助机构进行登记，在区域构建相互支持的网络。

## 汽车驾驶学校校车项目 (担当：高龄福祉课)

利用市内汽车驾驶学校学员接送用校车的空座位，让高龄者或残疾人能免费乘车。

### 【条件等】

可自己独力上下车

## 徘徊高龄者及残疾人等家属支援项目 (担当：高龄福祉课)

发放“安心守护标记”，对有失踪可能的人进行事前登记。

此外，如高龄者因徘徊而失踪，可根据其家属申请，对邮件登记者发送请求协助寻找的邮件。

### 【对象】

满65岁以上的人、取得需护理或需支援认定的未满65岁的人等当中，有失踪可能的人

### 【条件等】

安心守护标记，全年最多发放10张

## 痴呆症高龄者等个人赔偿责任保险事业 (担当：高龄福祉课)

本市将会加入相应保险，以便在痴呆症高龄者等因对第三方造成损害而负有损害赔偿责任时，作出相应赔偿。

### 【对象】

徘徊高龄者及残疾人等事前登记制度的利用者当中，可以步行且有失踪可能的人

【自己负担费】无 【赔偿限额】1亿日元

## 徘徊者搜索设备利用促进补助金(GPS设备补助) (担当：高龄福祉课)

对GPS设备的导入费用进行全额补助。可以从本市指定的2种设备中选择。(能够固定在皮带等上携带的设备；能够放入专用鞋子的设备)

### 【对象】

满65岁以上的人、取得需护理或需支援认定的未满65岁的人等当中，有徘徊游走可能的人

## 避难行动需支援者名册制度 (担当：福祉综合商谈课)

向自治区和民生委员等提供在灾害发生时等避难之际尤其需要支援的人(避难行动需支援者)的名册，完善地域的支援体制。

### 【对象】

- (1) 认定为护理保险的需护理级别3～5级的人
- (2) 独居生活的高龄者等登记者
- (3) 居家的重度身心残疾人补贴领取人
- (4) 持有身体残疾人手册，其视觉、听觉、下肢、躯干的一部分为1～2级残疾的人
- (5) 符合上述条件并提出要求的人



## 訪問理美容サービス事業 (担当:高齢福祉課)

理美容所へ出かけることが困難な高齢者や障がい者を対象に訪問理美容サービスの出張費用を助成します。

### 【対 象】

次のいずれかの認定や交付を受けている在宅の人

- ①介護保険の要介護3～5の認定者
- ②身体障がい者手帳1・2級の人
- ③療育手帳A判定の人
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級の人

助成券は年間6枚まで(交付月により異なります)

### 【自己負担金】散髪等にかかる費用

## ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業 (担当:高齢福祉課)

移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らし高齢者等を対象にタクシーの乗車料金の一部を助成します。

### 【対 象】

介護保険の認定を受けている65歳以上の人で、次に掲げる在宅の人

- ①単身世帯
- ②世帯の構成員が次に掲げる人である世帯
  - (ア)介護保険の認定を受けている人
  - (イ)障がい者タクシー料金助成の対象の人
  - (ウ)普通自動車運転免許証を持っていない人
- ③家族等が同居、同一敷地内及び隣地に居住している場合であっても仕事等による外出のため、①又は②に掲げる人である世帯

### 【自己負担金】乗車料金の半額を自己負担

### 【助 成 金 額】上限16,000円／年

## シルバーカー購入費助成事業 (担当:高齢福祉課)

65歳以上の人で、足腰の衰えにより歩行に不安のある人を対象に、歩行の補助として使うシルバーカー(歩行補助車)を購入する費用の一部を助成します。

### 【条 件 等】一人1回限り

### 【助 成 金 額】購入費の1/2(上限10,000円)

## 認知症に関する事業 (担当:高齢福祉課)

### ▶認知症介護家族会

認知症の人を介護する家族が集まっています。

対応方法や制度を学ぶ勉強会や、介護の悩みを共有する交流会を開催します。

### 【対 象】

認知症の人を介護する家族(施設入所中や過去に介護していた家族も可)

\*日程・会場等の詳細は基幹包括支援センター(☎63-5279、FAX63-5281)までお問い合わせください。

### ▶若年性認知症本人家族会スマイル

認知症発症が65歳未満の人とその家族が集まっています。

同じ経験を持つ人同士の交流会や、専門職による相談会を開催します。

### 【対 象】

認知症発症が65歳未満の人と家族

\*日程・会場等の詳細は高齢福祉課までお問い合わせください。



## 登门理发服务项目 (担当：高龄福祉课)

以外出理发困难的高龄者、残疾人为对象，对上门理发服务的上门费给予补助。

### 【对 象】

目前获得下列任一认定或补助券发放的居家人士

- (1) 护理保险制度的需护理级别3～5级的认定者
- (2) 身体残疾者手册1、2级者
- (3) 疗育手册A判定者
- (4) 精神残疾者保健福祉手册1级者

全年最多发放6张补助券(根据发放月不同而异)

### 【自己负担费】理发费用

## 独居生活高龄者出行费补助项目 (担当：高龄福祉课)

对出行时无法得到家人支援的独居生活高龄者等，提供部分出租车乘车费补助。

### 【对 象】

取得护理保险认定、年满65岁以上，且符合下列条件的居家人士

- (1) 单身家庭
- (2) 家庭成员仅为下列人员的家庭
  - 1) 取得护理保险认定的人
  - 2) 残疾人出租车费用补助对象
  - 3) 没有普通汽车驾驶执照的人
- (3) 虽然家属等一同居住、或在同一住宅用地内或在邻地内居住，但家属由于工作等原因外出，导致仅有(1)或(2)所列人员的家庭

### 【自己负担费】乘车费用的一半为自己负担

### 【补助金额】上限为16,000日元/年

## 高龄者手推车购买费补助项目 (担当：高龄福祉课)

以满65岁以上、因腿脚衰弱以致行走不便的人士为对象，在其购买高龄者手推车(步行辅助车)作为行走辅助工具时，对购买费用提供部分补助。

### 【条 件 等】1个人只限1次

### 【补 助 金 额】购买费用的1/2(上限为10,000日元)

## 老年痴呆症相关项目 (担当：高龄福祉课)

### ➤老年痴呆症护理家属会

由护理老年痴呆症患者的家属集合组成。

举办旨在学习应对方法及制度的学习会、以及让大家共享护理烦恼的交流会。

### 【对 象】

护理老年痴呆症患者的家属(目前正入住设施或过去有过护理经验的家属亦可)

※关于日程和会场等详情，请咨询基干总括支援中心(☎63-5279、㈹63-5281)。

### ➤青年型痴呆症本人家属会 Smile

由未满65岁患有痴呆症的人及其家属集合组成。

举办具有相同经历者之间的交流会、以及由专职人员主导的商谈会。

### 【对 象】

未满65岁患有痴呆症的人及其家属

※关于日程和会场等详情，请咨询高龄福祉课。



## すこやか住宅リフォーム助成事業

問 介護保険課 ☎34-6634 FAX34-6034

介護保険の要介護または要支援認定者のうち、在宅で介護を受けている、介護保険自己負担割合が1割負担の人の住宅改修工事に要する経費の一部を助成します。(介護保険制度の住宅改修を優先)

### 【助 成 額】

対象工事費の9割(上限18万円)

注)必ず工事前にご相談ください。

## 高齢者寝具貸与及び寝具クリーニング事業

問 介護保険課 ☎34-6634 FAX34-6034

独居等で衛生管理が困難な高齢者に寝具の貸与・交換または自己所有の寝具クリーニングの費用の一部を助成します。

### 【条 件 等】

在宅で次のいずれかに該当する人

①介護保険の要介護1以上の認定者

②65歳以上の障がい高齢者

日常生活自立度B又はCに該当

### 【助 成 額】

1か月につき 上限5,000円の9割

## 心身に障がいのある人

問 障がい福祉課 ☎34-6751 FAX33-2940(東庁舎1階)

手当、助成など	対象／内容／窓口
豊田市 心身障がい者扶助料	市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者(所得制限あり)。ただし市内の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している人・市外の施設に入所している人は除く／障がいの程度に応じて月額2,500円、4,000円又は4,500円／障がい福祉課
豊田市在宅重度 心身障がい者手当(※1)	次のすべてに該当する人 ①市内在住 ②小学生以上65歳未満(※2) ③身体障がい者手帳1～3級か療育手帳A・Bを所持し、常時介護を必要とする／月額5,500円／障がい福祉課
愛知県在宅重度 障がい者手当(※1)	次のすべてに該当する人(所得制限あり)。65歳以上のは、障がい者手帳の交付時期により、受給できない場合があります ①県内在住②身体障がい者手帳1・2級か療育手帳A(IQ35以下)又は、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B ③病院などに3か月を超えて入院していない／障がいの程度に応じて月額6,750円か15,500円／障がい福祉課
特別障がい者手当(※1)	20歳以上で身体障がい者手帳2級程度以上の障がいが重複するか、これと同等程度の障がいがあり、家庭で常時特別な介護を必要とする人(所得制限あり)。ただし、病院などに3か月を超えて入院している人は除く／障がいの程度に応じて月額27,350円、28,400円又は34,200円(※3)／障がい福祉課



福祉



## 健康住宅改建补助项目

咨询 护理保险课 ☎34-6634 FAX34-6034

在护理保险认定需护理或需援助的人当中，接受居家护理、且护理保险自己负担比例为1成的人，其改建住宅的施工经费，将由政府提供部分补助。(以护理保险制度的住宅改建项目为优先)

### 【补助额】

对象施工费用的9成(上限为18万日元)  
注)请务必在施工前事先咨询。

## 老年人寝具出借及被褥清洗项目

咨询 护理保险课 ☎34-6634 FAX34-6034

向独居等卫生管理困难的高龄者，提供寝具的出借、交换服务，或对本人所持有寝具的清洗费用给予部分补助。

### 【条件等】

居家且符合下述任何一条的人

- (1) 护理保险认定为需护理级别1级以上的人
- (2) 满65岁以上的残疾高龄者
- 日常生活自立度为B或C的人

### 【补助额】

每月 上限为5,000日元的9成

## 有身心残疾的人

咨询 残疾福祉课 ☎34-6751 FAX33-2940 (东厅舍1楼)

补助及服务等	对象/内容/窗口
丰田市 身心残疾人扶助费	在本市居住的持有身体残疾人手册、疗育手册、精神残疾人保健福祉手册的人(有收入限制)。但是，已入住市内养护老人之家或特别养护老人之家的人、入住市外设施的人除外/根据残疾程度，补助金每月为2,500日元、4,000日元或4,500日元/残疾福祉课
丰田市居家重度 身心残疾人补助 <sup>1</sup>	符合以下所有条件的人 (1) 在本市居住 (2) 小学生以上未满65岁 <sup>2</sup> (3) 持有身体残疾人手册1~3级或疗育手册A、B，随时需要护理 /每月5,500日元/残疾福祉课
爱知县居家重度 残疾人补助 <sup>1</sup>	符合以下所有条件的人(有收入限制。满65岁以上者，根据残疾人手册发放的时期，有可能无法领取) (1) 在本县居住 (2) 持有身体残疾人手册1、2级或疗育手册A(IQ35以下)，又或持有身体残疾人手册3级并有疗育手册B (3) 住院等未超出3个月/根据残疾程度，补助金每月为6,750日元或15,500日元/残疾福祉课
特别残疾人补助 <sup>1</sup>	满20岁以上，重复患有身体残疾人手册2级以上残疾，或与此同等程度的残疾，在家庭生活中随时需要特别护理的人(有收入限制)。但是，住院等超过3个月的人除外/根据残疾程度补助金每月为27,350日元、28,400日元或34,200日元 <sup>3</sup> /残疾福祉课



福利



手当、助成など	対象／内容／窓口
<b>障がい児福祉手当(※1)</b>	20歳未満で身体障がい者手帳1級(2級の一部を含む)程度の障がいがあり、家庭で常時介護を必要とする人(所得制限あり)／障がいの程度に応じて月額14,880円、16,030円又は21,780円(※3)／障がい福祉課
<b>特別児童扶養手当(※1)</b>	身体障がい者手帳3級程度以上か療育手帳B程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している人(所得制限あり)／障がいの程度に応じて月額34,970円又は52,500円(※3)／障がい福祉課
<b>居宅介護 (ホームヘルプ)の利用</b>	障がいがあるため日常生活を営むことに支障のある身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等(※2)／身体介護及び家事援助、通院などの外出介助／障がい福祉課
<b>移動支援の利用</b>	重度の視覚障がい児者・全身性障がい児者・知的障がい児者、精神障がい者／社会生活上外出を必要とする時の付き添い／障がい福祉課
<b>移動入浴の利用</b>	重度の身体障がい児者(※2)／移動入浴車による入浴サービスの提供／障がい福祉課
<b>短期入所の利用 (ショートステイ)</b>	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等(※2)／介護者の病気や、冠婚葬祭などの理由により介護ができない場合、障がい児者を一時的(原則として8日以内)に施設へ入所／障がい福祉課
<b>日中活動サービスの利用</b>	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等／日中活動の場を提供／障がい福祉課
<b>手話通訳者・要約筆記者の派遣</b>	聴覚障がい者など／公的機関や病院での意志疎通を円滑にするための手話通訳・要約筆記／障がい福祉課(障がい福祉課には開庁日午前8時30分～午後5時は手話通訳者がいます)
<b>補装具費の支給</b>	身体障がい者手帳の交付を受けている人、難病患者等／視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置など(※4)の購入費等の支給／障がい福祉課
<b>日常生活用具の給付・貸与</b>	身体障がい者手帳、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人(障がい等級による制限があります)、難病患者等／読書器、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、吸引器、頭部保護帽、ストーマ装具、住宅改修など(※3) 貸与：寝具／障がい福祉課
<b>声の広報</b>	目の不自由な人／広報とよたをCDに録音したものを配布(再生には専用プレイヤーやパソコン用ソフトが必要)／障がい者福祉会館(☎34-2940 FAX35-2833)

※1 福祉施設、介護保険施設に入所している人を除きます

※2 介護保険の要介護または要支援の認定を受けている人を除きます

※3 年平均の消費者物価指数の比率により、改定されることがあります。

※4 介護保険の要介護または要支援の認定を受け、介護保険で福祉用具として貸与を受けることのできる品目を除きます



补助及服务等	对象/内容/窗口
<b>残疾儿童福祉补助<sup>1</sup></b>	未满 20 岁, 患有身体残疾者手册 1 级(包含部分 2 级)程度的残疾, 在家庭生活中随时需要护理的人(有收入限制) / 根据残疾程度不同, 补助金每月为 14,880 日元、16,030 日元或 21,780 日元 <sup>3</sup> / 残疾福祉课
<b>特别儿童抚养补助<sup>1</sup></b>	在家庭中抚养未满 20 岁、患有身体残疾者手册 3 级以上或疗育手册 B 级以上残疾儿童的人(有收入限制) / 根据残疾程度补助金每月为 34,970 日元或 52,500 日元 <sup>3</sup> / 残疾福祉课
<b>居家护理 (家庭帮手) 的使用</b>	因患有残疾, 日常生活有困难的身体残疾儿童(者)、智力残疾儿童(者)、精神残疾人、疑难病症患者等 <sup>2</sup> / 身体护理及家务劳动援助、前往医院等外出帮助 / 残疾福祉课
<b>外出支援的利用</b>	重度视觉残疾儿童(者)、全身性残疾儿童(者)、智力残疾儿童(者)、精神残疾人 / 因社会生活需要外出时提供陪同服务 / 残疾福祉课
<b>移动入浴服务的利用</b>	重度身体残疾儿童(者) <sup>2</sup> / 以移动入浴车提供入浴服务 / 残疾福祉课
<b>短期入住服务的利用 (Short Stay)</b>	身体残疾儿童(者)、智力残疾儿童(者)、精神残疾人、疑难病症患者等 <sup>2</sup> / 因护理人生病、婚丧嫁娶等原因理由无法进行护理时, 残疾儿童(者) 可短期入住相应设施(原则上不超过 8 天) / 残疾福祉课
<b>白天活动服务的利用</b>	身体残疾儿童(者)、智力残疾儿童(者)、精神残疾人、疑难病症患者等 / 提供白天活动的场所 / 残疾福祉课
<b>手语翻译、概要记录员的派遣</b>	听觉残疾者等 / .....需要与正常人顺利进行沟通时的手语翻译、概要记录 / 残疾福祉课(残疾福祉课在开厅日的上午 8:30 ~下午 5:00 有手语翻译常驻)
<b>辅助用具费的发放</b>	持有身体残疾者手册的人、疑难病症患者等 / 视觉障碍者用安全手杖、假眼、眼镜、助听器、假肢(手、足等)、残疾辅助用具、轮椅、电动椅、步行器、座位固定装置等 <sup>4</sup> 的购买费用等的发放 / 残疾福祉课
<b>日常生活用具的发放、出借</b>	持有身体残疾者手册、疗育手册或精神残疾人保健福祉手册的人(根据残疾等级不同而有限制)、疑难病症患者等 / 读书器、特殊睡床、入浴辅助用具、吸入器、吸引器、头部保护帽、造口用具、住宅改建等 <sup>3</sup> 出借 : 寝具被褥 / 残疾福祉课
<b>有声广报</b>	盲人 / 将丰田广报录制成 CD 后发放(播放需要专用播放器或电脑用播放软件) / 残疾者福祉会馆(☎34-2940 FAX35-2833)

- 1) 入住福祉设施、护理保险设施的人除外  
 2) 取得护理保险的需护理或需支援认定的人除外  
 3) 可能会根据年均消费者物价指数的比率进行修改。  
 4) 取得护理保险的需护理或需支援认定的人, 可在护理保险范围内作为福利用具获得出借的物品除外。



# 母子のための健診・教室・制度

問 子ども家庭課 ☎34-6636 FAX32-2098(東庁舎2階)

## 母子健康手帳交付

### ■対象

市内在住の妊婦

### ■とき／ところ

随時／子ども家庭課(東庁舎2階)

### ■内容

母子健康手帳と妊婦・産婦・乳児健康診査受診票をお渡しします。

### ■持ち物

- 妊娠届出書
- 妊婦の個人番号カードか通知カード
- 本人確認ができる証明書(写真付き証明書1点か写真表示のない証明書2点)

## パパママ教室

### ■対象

市内在住の妊婦と家族

### ■とき／ところ／内容

広報とよた、市ホームページを参照ください

### ■種類

妊娠中の生活や食事について保健師や管理栄養士・薬剤師がお話しします。予約が必要です。  
※多胎パパママ教室、2ndマタニティ教室も開催します。

## 妊産婦健康診査

### ■対象

豊田市に住所を有している(住民基本台帳に記載されている人)妊婦と出産後8週以内の産婦

### ■持ち物

母子健康手帳・妊婦・産婦健康診査受診票

### ■場所

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

### ■受診票の配布

母子健康手帳交付時にお渡しします。

### ■その他

助産所または愛知県以外の医療機関にて妊産婦健康診査を受診される人は、別に払い戻しの手続きが必要です。

## 妊産婦歯科健康診査

### ■対象

市内在住の妊婦と出産後1年未満の産婦(※)  
(注意)転入、紛失等の理由で受診票を持っていない人は、母子健康手帳を持って子ども家庭課へ  
※産後1年未満とは、出産した日から1歳の誕生日の2日前までの期間です

### ■とき

随時



# 为了母婴健康的体检、课堂、制度

咨询 儿童家庭课 ☎34-6636 FAX32-2098 (东厅舍 2 楼)

## 母子健康手册的发放

### ■ 对象

在市内居住的孕妇

### ■ 时间 / 地点

随时 / 儿童家庭课 (东厅舍 2 楼)

### ■ 内容

发放母子健康手册和孕妇、产妇、婴幼儿健康检查就诊单。

### ■ 携带物品

- 怀孕申报书
- 孕妇的个人编号卡或通知卡
- 能够确认本人身份的证明书 (附照片的证明书 1 份或不附照片证明书 2 份)

## 爸爸妈妈课堂

### ■ 对象

在市内居住的孕妇及其家属

### ■ 时间 / 内容

请参照丰田广报或本市主页。

### ■ 种类

对孕妇生活、饮食等内容，由保健师或营养管理师进行讲解。需预约。

※ 还举办多胎爸爸妈妈课堂、二胎课堂。

## 孕产妇体检

### ■ 对象

在丰田市内拥有住所 (居民基本台帐上有记载的人) 的孕妇或产后不出 8 周的产妇

### ■ 携带物品

母子健康手册及孕妇、产妇健康检查就诊单

### ■ 地点

爱知县内的医疗机构 (部分医疗机构除外)

### ■ 就诊单的发放

与母子健康手册同时发放

### ■ 其他

在助产所或爱知县以外的医疗机构接受孕产妇体检的人，需另行办理退还手续。

## 孕产妇齿科检查

### ■ 对象

在市内居住的孕妇和产后未满 1 年的产妇 (※)  
(注意) 因迁入、遗失等原因无就诊单的人，请持母子健康手册前来儿童家庭课办理手续

※ 产后未满 1 年是指从生产日到 1 岁生日的两天前为止的期间

### ■ 时间

随时



生育、育儿、教育



**■ところ**

指定歯科健診実施医療機関(市ホームページを参照ください)

**■持ち物**

母子健康手帳交付時に配布する妊婦・産婦歯科健康診査受診票、母子健康手帳

**3、4か月児健康診査****■対象**

3~6か月未満

**■とき／ところ**

個人通知(要予約)

※乳幼児健康診査は、予約制です。

「健診のご案内」(個人通知)に記載されている「予約番号」「パスワード」をもとに希望の場所・日時を予約します。予約はインターネットから行います(パソコン、スマートフォン、携帯電話)。

なお、お手持ちの機器の不具合や操作方法などでご不明な点がある場合は、子ども家庭課に問合せください。

**■内容**

発育・発達の診察、身長・体重・頭囲の測定、保健師等による相談を行います。

**1歳6か月児健康診査****■対象**

満1歳6か月~2歳未満児

**■とき／ところ**

個人通知(要予約)

※3、4か月児健康診査を参照してください

**■内容**

発育・発達の診察、身長・体重の測定、歯科診察、保健師等による相談を行います。

**3歳児健康診査****■対象**

満3歳5か月~4歳未満児

**■とき／ところ**

個人通知(要予約)

※3、4か月児健康診査を参照してください

**■内容**

発育・発達の診察、身長・体重の測定、歯科診察、保健師等による相談、視聴覚検査を行います。

**乳児健康診査****■対象**

豊田市に住所を有している(住民基本台帳に記載されている)1歳未満児

**■持ち物**

母子健康手帳・乳児健康診査受診票

**■場所**

愛知県内の医療機関(一部医療機関を除く)

**■受診票の配布**

母子健康手帳交付時にお渡しします。

**■その他**

愛知県以外の医療機関にて乳児健康診査を受診される人は、別に払い戻しの手続きが必要です。

使用期限は受診票裏面をご確認ください。

**幼児歯科健康診査****■対象**

市内在住の1歳6か月~5歳未満児

※1歳6か月~2歳、3歳、4歳の各1回

(注意)対象者がいて、受診券のない人は、母子健康手帳を持って子ども家庭課へ

※2歳、3歳、4歳とは3歳、4歳、5歳の誕生日の2日前までの期間です。

**■とき**

随時

**■ところ**

指定歯科健診実施医療機関(市ホームページを参照ください)



**■ 地点**

指定的齿科检查实施机构（请参照本市主页）

**■ 携带物品**

交付母子健康手册时发放的孕妇、产妇齿科检查就诊单、母子健康手册

**3、4个月婴儿体检****■ 对象**

3个月～未满6个月的婴儿

**■ 时间 / 地点**

个人通知（需预约）

※ 婴幼儿体检为预约制。

请参照《体检通知》（个人通知）中记载的“预约号码”和“密码”，预约体检的地点和时间。预约可通过网络进行（电脑、智能手机、手机）。

另，如果所使用的电子设备出现问题，或在操作方法等方面有不明之处，请向儿童家庭课咨询。

**■ 内容**

检查婴儿的成长发育状况，测量身高、体重、头围，由保健师等提供咨询。

**1岁零6个月幼儿体检****■ 对象**

满1岁零6个月～未满2岁的幼儿

**■ 时间 / 地点**

个人通知（需预约）

※ 请参照3、4个月婴幼儿体检的说明

**■ 内容**

检查婴儿的成长发育状况，测量身高、体重，进行齿科检查，由保健师等提供咨询。

**3岁幼儿体检****■ 对象**

满3岁零5个月～未满4岁的幼儿

**■ 时间 / 地点**

个人通知（需预约）

※ 请参照3、4个月婴幼儿体检的说明

**■ 内容**

检查幼儿的成长发育状况，测量身高、体重，齿科检查，由保健师提供咨询，以及视力听力检查。

**婴儿体检****■ 对象**

在丰田市拥有住所（在居民基本台帐有记载）的未满1岁的婴儿

**■ 携带物品**

母子健康手册、婴儿健康检查就诊单

**■ 地点**

爱知县内的医疗机构（部分医疗机构除外）

**■ 就诊单的发放**

与母子健康手册同时发放

**■ 其他**

在爱知县以外的医疗机构接受婴儿体检的人，需另行办理退还手续。

关于使用期限，请确认就诊单背面。

**幼儿齿科检查****■ 对象**

在市内居住的1岁零6个月～未满5岁的幼儿  
※ 1岁零6个月至2岁、3岁、4岁各1次

（注意）虽为检查对象，但无就诊单的人，请持母子健康手册前来儿童家庭课办理手续。  
※ 2岁、3岁、4岁分别是指3岁生日、4岁生日、5岁生日的两天前为止的期间。

**■ 时间**

随时

**■ 地点**

指定的齿科检查实施机构（请参照本市主页）



## ■持ち物

豊田市幼児歯科健康診査受診券、母子健康手帳  
※受診券は、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査時に配布します

## ■産後ケア事業

産後間もない母児が宿泊や通所・訪問を行い授乳指導や離乳食指導、育児支援などが受けられる事業です。  
※所得に応じ自己負担有り

## ■対象

出生後1年未満の母児

## ■ところ

委託の医療機関・助産所、委託事業所

## ■産前産後ヘルパー事業

妊娠中や産後間もない家庭にヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う制度です。

## ■対象

妊婦又は出生後1年未満の子どもがいる家庭  
(多胎児は出生後3年未満まで)

## ■利用料

1時間あたり800円

## ■利用時間

午前8時～午後6時のうち1日4時間以内  
※通算60時間まで(多胎の場合は180時間まで)

## ■申請窓口

子ども家庭課

## ■家庭児童相談室

子育てのいろいろな悩みをご相談いただけます。子育てに負担や不安を感じ始めたら、お気軽にご相談ください。

## ■対象

18歳未満の子ども、保護者

## ■内容

子どもの養育上の悩み

## ■相談時間

月～金曜日 午前9時～午後5時15分  
(年末年始・祝日を除く)

電話(☎35-1152)

## いじめ、不登校に関する相談

相談先	相談日時	電話番号
豊田市 青少年相談センター (パルクとよた)	月～土曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	33-9955
愛知県 豊田加茂児童・ 障害者相談センター	月～金曜日 午前8時45分～ 午後5時30分 (年末年始・祝日を除く)	33-2211

## 児童虐待に関する相談

相談先	相談日時	電話番号
子ども家庭課	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分 (年末年始・祝日を除く)	34-6636
愛知県 豊田加茂児童・ 障害者相談センター	月～金曜日 午前8時45分～ 午後5時30分 (年末年始・祝日を除く) ※緊急の場合は夜間・休日も受け付けます	33-2211
児童相談所 虐待対応ダイヤル	24時間・365日	いちはやく 189

## 母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭の父または母及び寡婦の人が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行っています。

## ■相談時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(年末年始・祝日を除く)

## ■対象

市内在住のひとり親家庭および寡婦の人

## ■内容

ひとり親家庭の父または母及び寡婦の自立等に関するこ



## ■携带物品

丰田市幼儿齿科健康检查就诊单、母子健康手册  
※ 就诊单在1岁零6个月幼儿体检及3岁幼儿体检时发放

## 产后护理项目

产后不久的母婴以入住事业所或前往事业所、工作人员登门拜访的方式，接受哺乳指导、婴儿辅食指导、育儿支援等。  
※ 根据收入，需自行负担部分费用

## ■对象

出生后未满1年的母婴

## ■地点

委托的医疗机构、助产所、委托事业所

## 产前产后助手项目

该制度将向正在怀孕或产后不久的家庭派遣助手，实施家务育儿支援。

## ■对象

有孕妇或出生后未满1年的孩子的家庭  
(多胎儿为出生后未满3年)

## ■利用费

每小时800日元

## ■利用时间

上午8点~下午6点之间，1天4小时以内  
※ 总计最多60个小时(多胎情形最多180个小时)

## ■申请窗口

儿童家庭课

## 家庭儿童商谈室

您可倾诉有关育儿的各种烦恼。如果对育儿生活感到有负担或不安，请随时前来商谈。

## ■对象

未满18岁的儿童、家长

## ■内容

儿童养育方面的烦恼

## ■商谈时间

星期一~星期五 上午9点~下午5点15分  
(年末年初、节假日除外)

电话(☎35-1152)

## 有关霸凌、拒绝上学等的商谈

商谈对象	商谈时间	电话号码
丰田市 青少年商谈中心 (Paruku Toyota)	星期一~星期六 上午9点~下午5点 (年末年初、节假日除外)	33-9955
爱知县 丰田加茂儿童及 残疾人商谈中心	星期一~星期五 上午8点45分~ 下午5点30分 (年末年初、节假日 除外)	33-2211

## 有关虐待儿童的商谈

商谈对象	商谈时间	电话号码
儿童家庭课	星期一~星期五 上午8点30分~ 下午5点15分 (年末年初、节假日 除外)	34-6636
爱知县 丰田加茂儿童及 残疾人商谈中心	星期一~星期五 上午8点45分~ 下午5点30分 (年末年初、节假日 除外) ※ 紧急情况时夜间及 休息日也可受理。	33-2211
儿童商谈所 虐待应对热线	24小时、365天	189

## 由母子／父子自立支援员进行的商谈

为帮助单亲家庭的父亲、母亲以及寡妇实现自立，提供有关稳定生活、养育子女及就业方面的综合性商谈。

## ■商谈时间

星期一~星期五 上午8点30分~下午5点15分  
(年末年初、节假日除外)

## ■对象

在市内居住的单亲家庭及寡妇

## ■内容

单亲家庭的父亲、母亲以及寡妇的生活自立等事项



## 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用するなど入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

### ■実施場所

指定養育医療機関の指定を受けている病院等で、給付を受けることができます。

### ■申請場所

子ども家庭課(東庁舎2階)  
(注意)郵送での申請は受け付けていません。

### ■申請期間

入院中に速やかに申請してください。

### ■その他

- 申請されると、審査を行い、2~3週間ほどで結果をご自宅に送付します。
- 一度、医療機関に支払われたものにつきまして、市からの還付はありません。

## 自立支援医療(育成)給付

心臓病、内反足、斜視、ヘルニア、口蓋裂などの病気の人で手術等により改善が認められる場合に、医療費の保険診療自己負担額を公費で負担する制度です。

### ■対象

保護者が豊田市に住所を有する18歳未満の児童

### ■実施場所

自立支援医療の指定を受けている医療機関等で、給付を受けることができます

### ■申請場所

子ども家庭課(東庁舎2階)  
(注意)郵送での申請は受け付けていません。

### ■申請期間

事前申請が原則です。  
治療の予定が決まったら、できるだけ早く申請してください。

### ■その他

- 所得制限があります。
- 補装具申請の人は補装具見積書も必要になります(後日提出可)。

- 申請されると、審査を行い、2~3週間ほどで結果をご自宅に送付します。
- 一度、医療機関に支払われたものにつきまして、市からの還付はありません。

## 母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給する制度です。

なお、いずれも母子・父子自立支援員(子ども家庭課)への事前相談が必要です。

### ■自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために市指定の職業能力開発講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

#### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等で、受講費用が20,002円以上のもの

#### 支給額

対象講座の受講料の6割相当額(上限800,000円)

#### 相談期間

随時(受講前に相談し決定を受けること)

#### 申請方法

講座受講前に対象講座指定を受けてください。講座修了後、支払った受講料の分かる領収書と、講座修了証を持参し支給申請をしてください。

### ■高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関で受講した場合に支給します。必ず事前に相談してください。(原則通信不可)

#### 対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等

#### 支給期間

修業期間の全期間(最長4年間)

#### 支給額

- 市町村民税非課税世帯は、月額100,000円、修了時50,000円
  - 市町村民税課税世帯は、月額70,500円、修了時25,000円
- ※修業する期間の最後の1年については、月額40,000円を増額



## 发育不成熟儿童养育医疗补助

本制度针对出生时身体发育不成熟、因生命力衰弱需使用保育器等设备进行住院治疗的婴儿，对其治疗所需要的医疗费，以公费负担的形式进行支付。

### ■实施场所

在接受指定养育医疗机构指定的医院等，可以接受该项补助。

### ■申请场所

儿童家庭课（东厅舍 2 楼）  
(注意) 恕不受理邮寄方式的申请。

### ■申请期限

在住院期间请尽快申请。

### ■其他

- 申请后，要进行审查，在 2 ~ 3 周后将结果邮寄上门。
- 对已向医疗机构支付的费用，本市将不再办理返还。

## 自立支援医疗（育成）补助

本制度在心脏病、内翻足、斜视、椎间盘突出、兔唇等疾病的患者通过手术等可获得改善的情况下，其医疗费中的自我负担额由公费给予支付。

### ■对象

家长在丰田市拥有住所的未满 18 岁的儿童

### ■实施场所

在接受自立支援医疗指定的医疗机构等，可领取补助

### ■申请场所

儿童家庭课（东厅舍 2 楼）  
(注意) 恕不受理邮寄方式的申请。

### ■申请期间

原则为事前申请。

治疗计划确定后，请尽快申请。

### ■其他

- 有收入限制。
- 申请辅助用具的人，需要提交辅装具的报价单（可日后提交）

- 申请后，将进行审查，在 2 ~ 3 周后将结果邮寄上门。
- 对已向医疗机构支付的费用，本市将不再办理返还。

## 母子家庭等自立支援补助

本制度在单亲家庭的父亲、母亲为取得有利于就业的技能或资格，参加各种讲座的学习或在各种学校等培训机构学习时，将给予下述费用的支付。

另外，上述任何情况均需向母子/父子自立支援员（儿童家庭课）进行事前咨询。

### ■自立支援教育训练补助

为经济自立在本市指定的职业能力开发讲座听讲后，可申请自立支援教育训练补助。

#### 对象讲座

雇用保险制度的教育训练补助指定讲座等，听讲费用为 20,002 日元以上的讲座

#### 支付金额

对象讲座听讲费的 6 成（上限为 800,000 日元）

#### 商谈期间

随时（听讲前咨询并接受决定）

#### 申请方法

开始听讲前请接受对象讲座的指定。讲座结束后，请携带记载已支付听讲费用的收据与讲座结业证办理支付申请。

### ■高等职业训练促进补助

为取得有利于就业的资格或为达到经济自立，在培训机构听讲达 1 年以上时给予支付。请务必事前咨询。（原则上不可通过通信方式）

#### 对象资格

护士、护理福祉士、保育员、理学疗法师、作业疗法师等

#### 支付期间

整个学习期间（最长为 4 年）

#### 支付额

- 市町村民税非课税家庭，每月 100,000 日元，结业时 50,000 日元
- 市町村民税课税家庭，每月 70,500 日元，结业时 25,000 日元

\* 在学习期间的最后 1 年，每月增加 40,000 日元



## ■高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親もしくは子(20歳未満)が対策講座を修了後および試験合格後に支給します。

### 支給額

#### ●受講終了時給付金

受講料の4割相当額(上限10万円)

#### ●合格時給付金

受講料の2割相当額(受講終了時給付金と併せて上限15万円)

## ■母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭の父または母及び寡婦の人が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるために、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。

## ■貸付について

修学資金をはじめとした12種類の資金があり、金額は、資金の種類によって異なります。

貸付けには、原則、保証人が必要となります。また審査があり、貸付けできない場合があります。

## 予防接種

### 問 感染症予防課

☎34-6180 FAX34-6929(東庁舎4階)

子どもの予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期の予防接種と、それ以外の任意の予防接種があります。

### 定期の予防接種

#### ■種類

ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、ポリオ、4種混合、麻しん風しん混合、水痘、2種混合、日本脳炎、子宮頸がん予防

#### ■持ち物

予防接種券・母子健康手帳(小・中学生、高校生はある人)・健康保険証

#### ■その他

- 法改正等の都合により、種類や内容等が変更される場合があります。
- 日本脳炎は、対象年齢を超えていても特例の対象になる場合がありますので、希望する場合は感染症予防課へご連絡ください。
- 受け方、対象年齢等詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種券の定期発送は見合わせています。接種を希望する場合は感染症予防課へご連絡ください。

### 任意の予防接種

任意の予防接種の費用の一部を助成しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



## ■高中毕业程度认定考试合格支援补助

高中未毕业(包括中途退学)的单亲家庭的父亲/母亲或孩子(未满20岁)修读完对策讲座且考试合格后,予以支付。

### 支付金额

- 讲座结束时的补助金

听讲费的4成(上限为10万日元)

- 合格时的补助金

听讲费的2成(与讲座结束时的补助金合计,上限为15万日元)

## 母子/父子、寡妇福祉资金贷款

为使单亲家庭的父亲、母亲以及寡妇能主动地设法自立,并努力稳定、提高家庭生活及职业生活,同时为了提高儿童福利,对必要的资金提供贷款。

### ■关于贷款

设有修学资金等12种资金,金额因资金种类而异。

原则上,贷款需有保证人。此外还要经过审查,有些情况将无法贷款。

## 预防接种

咨询 感染症预防课

☎34-6180

FAX34-6929(东厅舍4楼)

儿童的预防接种有根据预防接种法规定对象疾病、接种对象及接种期间等的定期预防接种,此外还有任意预防接种。

### 定期预防接种

#### ■种类

诺如病毒、乙肝、HIB(b型流感嗜血杆菌)、小儿肺炎球菌、BCG、脊髓灰质炎疫苗、4种混合、麻疹风疹混合、水痘、2种混合、日本脑炎、宫颈癌预防

#### ■携带物品

预防接种券、母子健康手册(有小学生、中学生、高中生子女的人)、健康保险证

### ■其他

- 因为法律修改等原因,接种的种类或内容有可能变更。
- 日本脑炎即使超过对象年龄也可能会成为特例对象。如希望接种,请联系感染症预防课。
- 接种方法、对象年龄等详细信息请在本市主页上确认。
- 宫颈癌预防疫苗的预防接种券暂停定期发送。如希望进行接种,请与感染预防课联系。

### 任意的预防接种

自费负担自愿接受的预防接种,对其部分费用将给予补助。详细请在本市主页上确认。



## 教育・子育て

問 保育課  
次世代育成課  
学校教育課  
教育政策課

☎34-6809 FAX32-2088(東庁舎2階)  
☎34-6630 FAX34-6938(東庁舎2階)  
☎34-6661 FAX31-9145(東庁舎6階)  
☎34-6658 FAX34-6771(東庁舎6階)

### こども園等に入るには(担当:保育課)

市は市立保育園・私立保育園・市立幼稚園の名称を「こども園」に統一し、一体的な運用をしています。

年度当初の入園の受付、日程等は、10月頃の広報とよたにて掲載予定です。

年度途中の入園申込みは、入園希望月の前々月の15日～月末に保育課で、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡地区については園のある各地区的支所でも受け付けます。

入園できるのは、就労等により家庭での保育ができない場合に限ります。4・5歳児は、就労等の要件がなくても、定員に余裕のある場合は入園できます(一部の園を除く)。

詳しくは、「こども園等のご案内」をご覧ください。

※私立幼稚園・幼保連携型認定こども園(旧幼稚園型)(3～5歳児)については8月頃広報とよたにて掲載予定です。

### 小・中学校に入るには(担当:学校教育課)

小学校へ入学する時は、教育委員会からその年の1月下旬までに入学指定通知書(ハガキ)を送りますので、入学式に学校へ提出してください。

中学校へ入学する時は、各小学校を通じて入学指定通知書を送ります。

1月以降に転入・転居する人は住民異動届を提出した窓口で入学指定通知書を発行します。

国立や私立、特別支援学校などへ入学を希望する時や、病気やそのほかの理由で就学できない時は学校教育課へご連絡ください。



<b>教育、育儿</b>	<b>咨询</b>	<b>保育课</b>	<b>☎34-6809</b>	<b>FAX32-2088 (东厅舍 2 楼)</b>
		<b>次世代育成课</b>	<b>☎34-6630</b>	<b>FAX34-6938 (东厅舍 2 楼)</b>
		<b>学校教育课</b>	<b>☎34-6661</b>	<b>FAX31-9145 (东厅舍 6 楼)</b>
		<b>教育政策课</b>	<b>☎34-6658</b>	<b>FAX34-6771 (东厅舍 6 楼)</b>

## ■ 儿童园等入园的有关事项 (担当: 保育课)

本市将市立保育园、私立保育园和市立幼稚园的名称统一为“儿童园”，进行一体化运营。

年度之初的入园申请、日程安排等事项，将在10月左右的丰田广报上刊登。

年度中途的入园申请，请在希望入园月的上上个月的15日～月末向保育课申请。旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈地区的申请在有儿童园的各地区支所受理。

能够入园的仅限于家长因工作等原因无法在家庭内进行保育时。4、5岁的儿童即使没有工作等必要条件，如儿童园未达到规定儿童数量，也可以入园（除了部分儿童园）。

详细信息请阅览“儿童园等的介绍”。

※关于私立幼稚园、幼保协作型认定儿童园(旧幼稚园型)(3～5岁儿童)将在8月左右的丰田广报予以通知。

## ■ 小学、中学入学的有关事项 (担当: 学校教育课)

小学入学时，到该年度1月下旬为止，教育委员会将邮寄入学指定通知书(明信片)，请将该通知书在入学典礼时提交给学校。

中学入学时，通过各小学校送达入学制定通知书。

1月以后迁入、迁居的人，可在提交居民迁移申报的窗口获取入学指定通知书。

希望在国立学校、私立学校或特别支援学校等入学时，因疾病和其他原因不能就学的，请与学校教育课联系。

## ■ 就学援助 (担当: 学校教育课)

针对接受生活保护补助等生活有困难的人，或到特别支援班级学习的人，可通过本制度享受学习用品费或修学旅行费等援助。申请手续在各学校进行。

## ■ 转学时 (担当: 学校教育课)

### ■ 转入到市内其他学校时

在市民课或各支所、出张所办理迁入、迁居申报(请参照21页)时，将发行入学指定通知书。

### ■ 转入到市外学校时

由现所在学校开具转学资料，在迁入地的市町村办理迁入手续，并遵照迁入地教育委员会的指示。

## ■ 丰田市奖学金制度 (担当: 教育政策课)

对高中生等支付每年96,000日元，对大学生、大专生支付每年270,000日元的奖学金制度。详细信息请参照5月左右的丰田广报。

## ■ 私立高中等的学费补助 (担当: 教育政策课)

对全日制私立高中的在籍学生及专业学校高中课程(限学习年限为3年的课程)的在籍学生(截至10月1日)的一部分家长，给予学费补助。详细信息请参照9月左右的丰田广报。



## 放課後児童クラブ(担当:次世代育成課)

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全育成を行う事業です。

### ■対象

小学1～4年生及び、支援を要する5・6年生※  
で就労等により保護者が昼間家庭にいない児童  
※支援を要する5・6年生:療育手帳(A・B判定)の写しも  
しくは医師の意見書等が必要

### ■実施場所

青木・朝日・市木・五ヶ丘・五ヶ丘東・井上・伊保・岩倉・畠部・梅坪・大畑・大林・加納・上鷹見・九久平・幸海・小清水・古瀬間・駒場・挙母・衣丘・四郷・浄水・浄水北・寿恵野・高嶺・滝脇・竹村・土橋・堤・寺部・童子山・豊松・中金・西広瀬・西保見・根川・野見・東広瀬・東保見・東山・平井・広川台・平和・前山・美山・元城・矢並・山之手・若園・若林西・若林東・飯野・石畠・中山・御作・本城・足助・追分・大蔵・新盛・則定・冷田・萩野・御蔵・明和・大沼・花山・小渡・敷島・巴ヶ丘の各小学校

### ■とき

月～金曜日の学校開校日／  
授業終了後～午後6時30分  
春・夏・冬休み、一部の祝日、  
学校代休日／午前7時30分～  
午後6時30分



子ども条例マスコットキャラクター  
「チルコ」

### ■負担金

月額5,500円 8月／8,000円

※その他長期休みのみの料金設定有り  
※減免規定有り

## 子育てひろば(担当:保育課)

こども園の園庭や空き保育室を就学前の親子に開放しています。子育て相談にも応じますので、お気軽にご来園ください。

### ■とき

毎週2回程度、実施時間帯は各園によって異なります。

### ■問合せ

各園(子育て支援センター併設園を除く)  
※公共施設電話番号一覧(148ページ～) 参照

## とよたファミリー・サポート・センター 事業(担当:保育課)

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、援助をしたい人(協力会員)が、お互いに助け合う会員組織です。

### ■会員の資格

依頼会員:市内在住・在勤で小学6年生以下の子どもを養育している人

協力会員:市内在住で、子どもが好きな人、社会参加したい人(資格・経験・性別不問)

### ■問合せ

とよたファミリー・サポート・センター  
(☎37-7135)

## 放学后儿童俱乐部 (担当: 次世代育成课)

以家长因工作等原因白天不在家的儿童为对象，在上课结束放学后等，提供合适的“玩耍”及“生活”场所，培养儿童健全成长的事业。

### ■ 对象

在小学1～4年级学生及需要支援的5、6年级学生<sup>\*</sup>当中，家长因工作等原因白天不在家的儿童

\* 需要支援的5、6年级学生：需要提供疗育手册(A、B判定)的副本或医生的意见书等

### ■ 实施场所

青木、朝日、市木、五之丘、五之丘东、井上、伊保、岩仓、畠部、梅坪、大畠、大林、加纳、上鹰见、久久平、幸海、小清水、古瀬间、驹场、举母、衣丘、四乡、净水、净水北、寿惠野、高岭、泷脇、竹村、土桥、堤、寺部、童子山、丰松、中金、西广瀬、西保见、根川、野见、东广瀬、东保见、东山、平井、广川台、平和、前山、美山、元城、矢井、山之手、若园、若林西、若林东、饭野、石叠、中山、御作、本城、足助、追分、大藏、新盛、则定、冷田、荻野、御藏、明和、大沼、花山、小渡、敷岛、巴丘的各小学

### ■ 时间

星期一～星期五的学校上课日/  
放学后～下午6点30分

春、夏、冬的假期、部分节假日，  
学校调休日/上午7点30分～  
下午6点30分

### ■ 费用

每月5,500日元 8月/8,000  
日元

\* 其他还设有仅针对长假的服务费用  
\* 有减免规定



儿童条例吉祥物角色  
“CHIRUKO”

## 育儿广场 (担当: 保育课)

将儿童园的庭院或空置保育室向学龄前儿童的父母和孩子进行开放。也提供育儿方面的咨询，欢迎前来。

### ■ 时间

每周2次左右，实施时间带各园不一

### ■ 咨询

各园(育儿支援中心并设园除外)  
\* 请参照公共设施电话号码一览(149页~)

## 丰田家族支援中心事业(担当: 保育课)

是希望接受育儿方面援助的人(依赖会员)与希望提供援助的人(协助会员)互帮互助的会员组织。

### ■ 会员资格

依赖会员：于市内居住、就业的抚养小学6年级以下儿童的人

协助会员：于市内居住，喜欢孩子，愿意参与社会的人(不问资格、经验、性别)

### ■ 咨询

丰田家族支援中心(☎ 37-7135)



## 施設紹介

子育て支援センターでは、隨時、来所・電話・出張で育児に関する相談に応じているほか、親子で参加できる催しなども開催しています。また、子育てを応援する子育て情報メールマガジン「すくすく・わくわくこそだて」を発行しています。

※市ホームページから配信登録ができます

施設名	電話番号	FAX	所在地	開館時間	休館日
とよた子育て総合支援センター「あいあい」	37-7071	37-7072	若宮町1-57-1 A館 T-FACE9階	午前10時～午後6時	火曜、年末年始
志賀子どもつどいの広場「ゆうゆう」	80-1522	80-1533	志賀町香九礼1-286	午前9時～午後5時	日曜、年末年始
柳川瀬子どもつどいの広場「にこにこ」	25-0008	21-2800	畠部東町船場8-1	午前9時～正午 午後1時～5時	日曜、年末年始
伊保子育て支援センター※	43-1291	48-4632	保見町権堂坊28 (伊保こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始
越戸子育て支援センター※	45-3106	45-4080	越戸町松葉52-2 (越戸こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始
堤子育て支援センター※	52-0207	47-2011	本田町本田1 (堤こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始
渡刈子育て支援センター※	74-1056	28-9476	渡刈町3-98 (渡刈こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始
宮口子育て支援センター※	32-7118	32-2977	宮口町2-50 (宮口こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始
山之手子育て支援センター※	26-0775	27-6963	山之手1-78-1 (山之手こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時	土・日曜、祝日、年末年始
若園子育て支援センター※	52-3102	52-4140	中根町永池192-18 (若園こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始
足助子育て支援センター※	62-1145	62-1728	岩神町築瀬25-1 (足助もみじこども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、年末年始

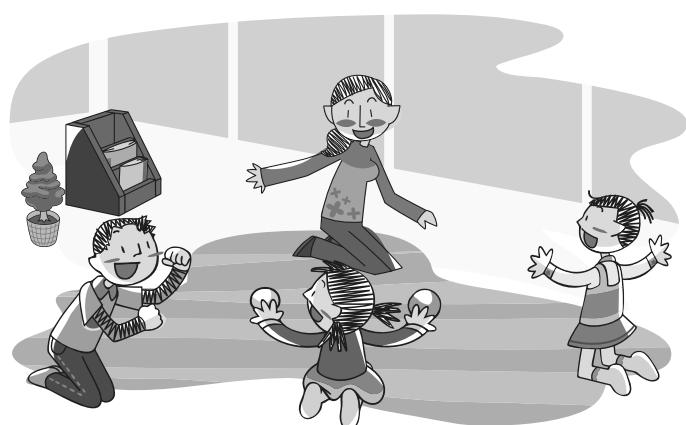


## 设施介绍

育儿支援中心除随时提供设施入住、电话、上门等形式的育儿咨询外，也举办各种亲子能参加的活动。同时，还发行对育儿提供支援的育儿信息电子邮件杂志《健康快乐育儿》。

※可在本市主页进行订阅注册。

设施名称	电话号码	传真	地址	开馆时间	闭馆日
TOYOTA 育儿综合支援中心“AI-AI”	37-7071	37-7072	若宫町1-57-1 A馆 T-FACE9楼	上午 10点~下午 6点	周二、年末年初
志贺儿童集会广场“YUYU”	80-1522	80-1533	志贺町香九礼1-286	上午 9点~下午 5点	周日、年末年初
柳川濑子儿童集会广场“NIKONIKO”	25-0008	21-2800	畠部东町船场8-1	上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点	周日、年末年初
伊保育儿支援中心※	43-1291	48-4632	保见町权堂坊28 (伊保儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初
越户育儿支援中心※	45-3106	45-4080	越户町松叶52-2 (越户儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初
堤育儿支援中心※	52-0207	47-2011	本田町本田1 (堤儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初
渡刈育儿支援中心※	74-1056	28-9476	渡刈町3-98 (渡刈儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初
宫口育儿支援中心※	32-7118	32-2977	宫口町2-50 (宫口儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初
山之手育儿支援中心※	26-0775	27-6963	山之手1-78-1 (山之手儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点	周六、周日、节假日、年末年初
若园育儿支援中心※	52-3102	52-4140	中根町永池192-18 (若园儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初
足助育儿支援中心※	62-1145	62-1728	岩神町築瀬25-1 (足助红叶儿童园内)	(周一~周五) 上午 9点~ 12点 下午 1点~ 5点 (周六) 上午 9点~ 12点	周日、节假日、年末年初



生育、育儿、教育



施設名	電話番号	FAX	所在地	開館時間	休館日
飯野子育て支援センター※	75-1236	75-1237	藤岡飯野町出口1122 (飯野こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始
稻武子育て支援センター※	82-2025	83-1012	武節町神田96-1 (稻武こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始
大草子育て支援センター※	65-2045	65-2750	小原町北洞268-2 (大草こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始
大沼子育て支援センター※	90-3021	90-3072	大沼町船橋21 (大沼こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始
杉本子育て支援センター※	68-2701	68-2852	杉本町三斗成36 (杉本こども園内)	(月～金) 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土) 午前9時～正午	日曜、祝日、 年末年始

※未就園児のみ利用可。また都合による臨時休館もあります。

## 特別保育

保育課

☎34-6809 FAX32-2088(東庁舎2階)



出産  
育児  
教育

### 一時保育

一時的にお子さんの世話を困難な場合に、こども園等でお預かりします。

### ■対象

市内在住の満1歳～5歳児(実施園により異なる)

### ■とき

実施園の開園日・開園時間

### ■ところ

市内のこども園、認定こども園

### ■内容

緊急保育／1か月に7日以内 育児疲労等／1か月に2日以内

### ■定員

各園の定員に余裕がある範囲

※園の状況等によりお預かりできない場合があります。

### ■利用料

1日あたり、満1歳～2歳児は2,000円、3歳児以上は1,000円(延長は1時間100円)。ただし、生活保護法による被保護世帯は申請後、還付。

### ■申込み

事前に希望する実施園へ連絡の上、申込書を実施園に提出

※申込書は事前配布可

设施名称	电话号码	传真	地址	开馆时间	闭馆日
饭野育儿支援中心※	75-1236	75-1237	藤冈饭野町出口 1122 (饭野儿童园内)	(周一~周五) 上午 9 点~12 点 下午 1 点~5 点 (周六) 上午 9 点~12 点	周日、节假日、年末年初
稻武育儿支援中心※	82-2025	83-1012	武节町神田 101 (稻武儿童园内)	(周一~周五) 上午 9 点~12 点 下午 1 点~5 点 (周六) 上午 9 点~12 点	周日、节假日、年末年初
大草育儿支援中心※	65-2045	65-2750	小原町北洞 268-2 (大草儿童园内)	(周一~周五) 上午 9 点~12 点 下午 1 点~5 点 (周六) 上午 9 点~12 点	周日、节假日、年末年初
大沼育儿支援中心※	90-3021	90-3072	大沼町船桥 21 (大沼儿童园内)	(周一~周五) 上午 9 点~12 点 下午 1 点~5 点 (周六) 上午 9 点~12 点	周日、节假日、年末年初
杉本育儿支援中心※	68-2701	68-2852	杉本町三斗成 36 (杉本儿童园内)	(周一~周五) 上午 9 点~12 点 下午 1 点~5 点 (周六) 上午 9 点~12 点	周日、节假日、年末年初

※仅未就园的儿童可利用。此外也有根据情况临时闭馆的情形。

## 特别保育

咨询 保育课 ☎34-6809 FAX32-2088 (东厅舍 2 楼)

### 临时保育

在临时出现难以照看孩子的情况时，将孩子托给儿童园照看。

#### ■ 对象

市内在住的 1 周岁~5 周岁儿童(依实施园而异)

#### ■ 时间

各实施园的开园日、开园时间

#### ■ 地点

市内儿童园、认定儿童园

#### ■ 内容

紧急保育/1个月内不超过 7 天 育儿疲劳等/  
1个月内不超过 2 天

#### ■ 规定人数

在未达到各儿童园规定人数的范围内  
※也有根据儿童园的情况等不能托管的情形。

#### ■ 利用费

1 周岁~2 岁幼儿：2,000 日元/天，3 周岁以上幼儿：1,000 日元/天(延时费为 1 小时 100 日元)。但生活保护法规定的受保护家庭经申请后可退还费用。

#### ■ 申请

事先联络有意向的实施儿童园，然后向实施儿童园提交申请书  
※申请书可提前发放



生育、育儿、教育



## 休日保育

休日において、就労等により家庭での保育が困難な場合に園で保育を行います。

### ■対象

原則としてこども園等に通園している市内在住の子ども

### ■とき／ところ

日曜日・祝日／いばらこども園、みずほこども園、わかばこども園 祝日／丸山こども園、こじまこども園(一部の祝日を除く)  
※いずれも午前7時30分～午後7時(年末年始を除く)

### ■定員

各園20人程度

### ■利用料

1日あたり、0歳児は3,500円、1・2歳児は2,500円。3歳児以上は1,500円。ただし、生活保護法による被保護世帯は、申請後、還付。

### ■申込み

事前に希望する実施園へ連絡の上、申込書を実施園に提出

※申込書は事前配布可

## 病児保育

入院する必要はないが、安静を必要とするため集団保育・学校生活に入れないお子さんを、保護者の仕事等の都合により自宅で療養できない場合にお預かりします。

すくすくこどもクリニック「すくすくの森」(☎80-1633)

休室日	日曜日・祝日、クリニック休診日
保育時間	午前8時30分～午後5時 (土曜日は午後1時まで) ※延長あり
定員	8人
対象年齢	市内在住の生後6か月～小学6年生

豊田厚生病院「ぴよっこ」(☎43-5082)

休室日	土・日曜日・祝日、病院休診日
保育時間	午前8時30分～午後5時30分 ※延長あり
定員	4人
対象年齢	市内在住の生後6か月～小学3年生

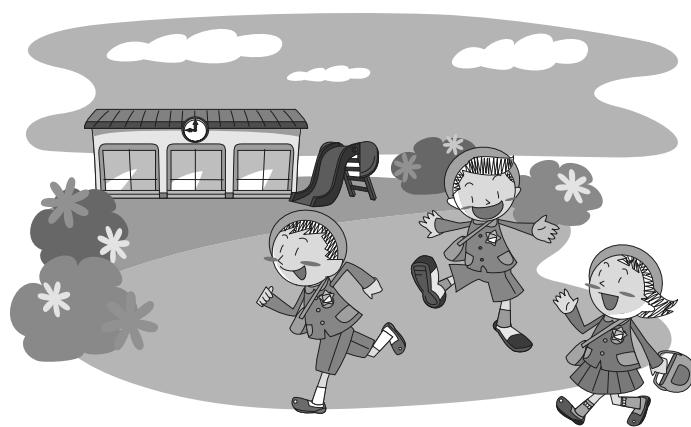
※上記とは別にトヨタ記念病院でも実施していますが、実施方法・使用様式などが異なりますので、トヨタ記念病院のホームページをご確認ください。

### ■利用料

2,000円／日(食事代別途、延長は500円／30分)ただし、生活保護法による被保護世帯は、申請後、還付。

### ■申込方法

医師診断の上、実施施設



## 节日保育

在节假日家长因工作等原因难以在家实施保育时，可将孩子托给儿童园照看。

### ■对象

原则上是上儿童园等的市内在住儿童

### ■时间

周日、节假日 / Ibobara 儿童园、瑞穗儿童园、若叶儿童园 节假日 / 丸山儿童园、小岛儿童园(除部分节假日外)

※ 时间均为上午 7 点 30 分~下午 7 点 (年末年初除外)

### ■规定人数

各儿童园 20 人左右

### ■利用费

0岁幼儿为 3,500 日元 / 天, 1、2 岁幼儿为 2,500 日元 / 天。3 岁以上幼儿为 1,500 日元 / 天。但生活保护法规定的受保护家庭经申请后可退还费用。

### ■申请

事先联络有意向的实施儿童园，然后向实施儿童园提交申请书

※ 申请书可提前发放

## 病儿保育

当虽无住院需要，但因需要静养而不能参加集体保育或学校生活的儿童，在其家长因工作等原因外出而不能在家疗养时，可托给儿童园照看。

### Sukusuku 小儿科诊所 “Sukusuku 森林” (☎80-1633)

<b>休息日</b>	周日、节假日、诊所休诊日
<b>保育时间</b>	上午 8 点 30 分~下午 5 点 (周六到下午 1 点) ※ 有延时保育
<b>规定人数</b>	8 人
<b>对象年龄</b>	市内在住的满 6 个月~小学 6 年级学生

### 丰田厚生医院 “Piyokko” (☎43-5082)

<b>休息日</b>	周六、周日、节假日、医院休诊日
<b>保育时间</b>	上午 8 点 30 分~下午 5 点 30 分 ※ 有延时保育
<b>规定人数</b>	4 人
<b>对象年龄</b>	市内在住的满 6 个月~小学 3 年级学生

※ 除上述以外，丰田纪念医院也有实施。但实施方法和使用方式等不同，请通过丰田纪念医院的主页确认。

### ■利用费

2,000 日元 / 天 (饮食费另收、延时费为 500 日元 / 30 分钟) 但生活保护法规定的受保护家庭经申请后可退还费用。

### ■申请方法

经医生诊断后，咨询实施设施



## 手当の概要

### ■手当を受給できる人

中学3年生までの児童を養育している家庭の生計中心者

### ■支給額

児童の年齢 (学年)	支給月額 (所得制限未満の人)	支給月額 (所得制限以上の人)
0歳～3歳未満 (3歳の誕生日の属する月まで)	15,000円	
3歳～ 小学生	第1・2子 10,000円	5,000円
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

(備考)第1・2・3子の数え方は、養育する18歳到達後の年度末までの児童の人数を、年齢が上の児童から順に数えます。

### ■所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

### ■支給月

毎年6月、10月、2月

## 申請手続き

児童手当は申請がないと支給できません。出生、転入などの翌日から15日以内に手続きをしてください。

### ■初めての申請に必要なもの

- 児童手当認定請求書(用紙は窓口にあります。また市ホームページからもダウンロードできます)
- 請求者(児童にとっての生計中心者)名義の普通預金通帳
- 状況によってはこの他にも手続きに必要なものがある場合があります。詳しくはお尋ねください。

### ■申請窓口

子ども家庭課、各支所・出張所

## 寄附について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、子育て支援の事業のために市へ寄附をしていただく制度があります。関心のある人は、子ども家庭課へ問い合わせください。



**补贴概要****能够领取补贴的人**

抚养初中 3 年级以下儿童的家庭的收入主要来源者

**支给金额**

儿童年龄(年级)	月支给额 (未达到收入限制的人)	月支给额 (超过收入限制的人)
0岁~未满3岁 (截止3岁生日所在月)	15,000 日元	
3岁~ 小学生 第1、2个孩子	10,000 日元	5,000 日元
第3个孩子以下	15,000 日元	
初中生	10,000 日元	

(备注) 第1、2、3个孩子的计算方法，是将所抚养的到18岁那一年年末为止的儿童人数，按年龄大小顺序排列进行计算。

**收入限制金额**

抚养家属等的人数	所得金额	收入金额
0人	6,220,000 日元	8,333,000 日元
1人	6,600,000 日元	8,756,000 日元
2人	6,980,000 日元	9,178,000 日元
3人	7,360,000 日元	9,600,000 日元
4人	7,740,000 日元	10,021,000 日元
5人	8,120,000 日元	10,421,000 日元

**支给月**

每年的6月、10月、2月

**申请手续**

如未申请儿童补贴，将不予支给。请在出生、迁入日的次日起15天内办理申请手续。

**初次申请所需证件**

- 儿童补贴认定请求书(格式可在窗口领取。亦可从本市主页下载)
- 申请人(对于儿童而言的家庭主要收入来源者)名义的储蓄存折
- 根据情况，有可能需要上述之外的证件。具体情况请咨询。

**申请窗口**

儿童家庭课、各支所、出张所(办事处)

**有关捐献**

本市设有不接收全部或一部分儿童补贴，将该捐献给本市以支持育儿支援事业发展的捐献制度。如有兴趣，请咨询儿童家庭课。



生育、育儿、教育



# 児童扶養手当

問 子ども家庭課

☎34-6636 FAX32-2098(東庁舎2階)

## 新規申請 新たに児童扶養手当の対象となる人

### ■受給資格者

死亡・離婚や婚姻せず出産等の理由で父又は母と生計を同じくしていないか、父又は母に一定の障がいがある18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を養育している父、母又は養育者。

- 児童入所施設等に入所している児童は対象になりません。
- 児童が父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているときは対象になりません。ただし父又は母に一定の障がいがある場合は除きます。
- 所得制限があります。
- 公的年金の額が手当の額より高い場合には、手当の支給はありません。



出産  
育児  
教育

### ■手当の支払い

市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

# 愛知県遺児手当

問 子ども家庭課

☎34-6636 FAX32-2098(東庁舎2階)

## 新規申請 新たに愛知県遺児手当の対象となる人

### ■受給資格者

県内に住所があり、死亡・離婚や婚姻せず出産等の理由により父又は母がないか、父又は母が一定の障がいの状態にある18歳以下(18歳到達の年度末日)の児童を養育する父、母、又は養育者。

- 公的年金を受給している人(子の加算含む)は対象なりません。
- 児童が児童入所施設等に入所しているときは対象なりません。
- 児童が県外に住所があるときは対象なりません。
- 児童が父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているときは対象なりません。ただし父又は母に一定の障がいがある場合は除きます。
- 所得制限があります。

### ■手当の支払い

県の認定を受けると、認定請求をした日の属する月分から支給されます。

### ■支給月

毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月

### ■支給額(月額)

手当の認定申請をした月を支給開始月として、

- 1年目から3年目(3年間)  
…児童1人につき月額4,350円
- 4年目から5年目(2年間)  
…児童1人につき月額2,175円
- 6年目から…手当の支給はなくなります。

### ■申請窓口

子ども家庭課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

新規申請には事前相談が必要です。



## 新申请 新成为儿童抚养补贴发放对象的人

### ■ 领取资格者

由于死亡、离婚或未婚生育等原因，未与父亲或母亲共同生活，或在父母一方一定程度残疾的家庭中，抚养 18 岁以下(到 18 岁那一年的最后一天) 儿童(如有一定残疾，则为不满 20 岁) 的父亲、母亲或其他抚养人。

- 入住儿童设施等的儿童，不能作为补贴对象。
- 儿童由父亲或母亲的配偶(含未办理结婚手续的) 抚养时，不能作为补贴对象。  
但是，如父亲或母亲有一定程度的残疾时不在此限。
- 有收入限制。
- 公共年金的金额高于补贴金额时，不支给补贴。

### ■ 补贴的支付

经市长认可后，自申请日所属月份的次月起开始支给。

## 新申请 新成为爱知县遗儿补贴对象的人

### ■ 领取资格人

在本县拥有住所，由于死亡、离婚或未婚生育等原因，无父亲或母亲，或在父母一方有一定程度残疾的家庭中，抚养 18 岁以下(到 18 岁那一年的最后一天) 儿童的父亲、母亲或其他抚养人。

- 领取公共年金的人(包括加上孩子的部分)，不能作为补贴对象。
- 儿童入住儿童入住设施等时，不能作为补贴对象。
- 儿童的住所在本县以外时，不能作为补贴对象。
- 儿童由父亲或母亲的配偶(含未办理结婚手续的) 抚养时，不能作为补贴对象。  
但是，如父亲或母亲有一定程度的残疾时不在此限。
- 有收入限制。

### ■ 支给月

每年 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月

### ■ 支给金额(每月)

- 1 名儿童时

43,160 ~ 10,180 日元(根据收入而调整)

- 2 名儿童时

上述金额之外另加 10,190 ~ 5,100 日元

- 3 名及以上儿童时

每增加 1 人另加 6,110 ~ 3,060 日元

(注) 可能会根据年平均消费者物价指数的比率进行修订。

### ■ 申请窗口

儿童家庭课、旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

新申请时需事先咨询。



### ■ 补贴的支付

经本县认可后，自申请日所属月份起开始支付。

### ■ 支给月

每年 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月

### ■ 支给金额(每月)

以补贴申请的月份为支给开始月，

- 第 1 年至第 3 年(为期 3 年)

...每 1 名儿童 4,350 日元/月

- 第 4 年至第 5 年(为期 2 年)

...每 1 名儿童 2,175 日元/月

- 第 6 年起...不再支给补贴。

### ■ 申请窗口

儿童家庭课、旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

新申请时需事先咨询。



# 豊田市ひとり親家庭等支援手当

問 子ども家庭課 ☎34-6636 FAX32-2098(東庁舎2階)

## 新規申請 新たに豊田市ひとり親家庭等支援手当の対象となる人

### ■受給資格者

市内に居住しており、死亡・離婚や婚姻せず出産等の理由により父又は母がないか、父又は母が障がい(身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A判定又はB判定、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級)の状態にある18歳以下(18歳到達の年度末日)の児童を養育する父、母、又は養育者。

- 児童が児童入所施設等に入所しているときは対象になりません。
- 児童が父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているときは対象なりません。ただし父又は母に一定の障がいがある場合は除きます。
- 所得制限があります。

### ■手当の支払い

市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

### ■支給月

毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月

### ■支給額(月額)

児童1人3,000円

(両親死亡の場合は月額4,500円)

### ■申請窓口

子ども家庭課、旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡支所

新規申請には事前相談が必要です。



# 丰田市单亲家庭等支援补贴

咨询 儿童家庭课 ☎34-6636 FAX32-2098 (东厅舍 2 楼)

## 新申请 新成为丰田市单亲家庭等支援补贴发放对象的人

### ■ 领取资格人

居住在本市内，由于死亡、离婚或未婚生育等原因，无父亲或母亲，或在父母一方有残疾（身体残疾人手册1～3级、疗育手册A或B、精神残疾人保健福祉手册1级或2级）的家庭中，抚养18岁以下（到满18岁那一年的最后一天）儿童的父亲、母亲或其他抚养人。

- 儿童入住儿童入住设施等时，不能作为补贴对象。
- 儿童由父亲或母亲的配偶（含未办理结婚手续的）抚养时，不能作为补贴对象。  
但是，如父亲或母亲有一定程度的残疾时不在此限。
- 有收入限制。

### ■ 补贴的支付

经市长认可后，自申请认可日所属月份的次月起开始支给。

### ■ 支给月

每年5月、7月、9月、11月、1月、3月

### ■ 支给金额（每月）

每1名儿童补贴3,000日元  
(父母双亡者每月4,500日元)

### ■ 申请窗口

儿童家庭课、旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈支所

新申请时需事先咨询。



生育、育儿、教育



## ごみの分別と出し方

資源・ごみの分け方、出し方、収集日などは「ごみカレンダー」(3月頃の広報とよたに折り込み)や「ごみガイドブック」(市役所・支所・出張所で配布)又は市ホームページで確認するか、ごみ減量推進課(☎71-3001)へお問い合わせください。

※古紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック)、古布類(古着等)は、地域の集団回収又は、リサイクルステーションへお出しください。

一般ごみの不法投棄の処分や不法投棄パトロール隊(地域の清掃やまち美化活動を行うボランティア団体)への支援、ごみ・し尿の収集、道路上の動物の死骸処理については清掃業務課(☎71-3003)へお問い合わせください。

粗大ごみの収集は粗大ごみ受付センター(☎25-5353)にお申込みください。

※旭・足助・稻武・小原・下山・藤岡地区については各支所へお申し込みください。



## 垃圾的分类和丢弃方法

资源及垃圾的分类方法、丢弃方法及回收日等信息，可通过“垃圾回收日历”（3月左右丰田广报中的夹页）或“垃圾指南”（在市役所、支所、出张所（办事处）发放）或本市主页确认，也可致电垃圾减量推进课（☎71-3001）咨询。

※旧纸类（报纸、杂志、碎纸、纸箱、纸盒包装）、旧布类（旧衣物等）由所在地区集中回收，或可送至回收站。

关于对违法丢弃一般垃圾的处理与违法丢弃垃圾防范巡逻队（从事清洁、美化地区环境的志愿活动团体）的支援、回收垃圾和粪便、处理道路上的动物尸体，请致电清扫业务课（☎71-3003）进行咨询。

大件垃圾的收集请致电大件垃圾受理中心（☎25-5353）进行申请。

※旭、足助、稻武、小原、下山、藤冈地区，请向各支所申请。



## ごみ出しルール4か条

- きちんと分別して出しましょう。
- 指定日の午前8時30分までに出しましょう。
- 指定のごみステーションに出しましょう。
- 指定ごみ袋に入れて出しましょう。

## 資源・ごみ分別アプリ

ごみ収集日のカレンダー表示、資源・ごみの出し方のポイント、品目別の出し方一覧、臨時や緊急時の市からのお知らせなどの機能があります。

App Store



Google Play



※インストール方法…各ストアから「さんあーる」で検索か、右記二次元コードをスキャンしてダウンロードしてください

## リサイクルステーションを利用しましょう

### ■回収品目

古紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック)、古布類(古着等)、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック製容器包装、食品トレイ、有害ごみ、危険ごみ

※宝来町、前田町は回収品目が一部異なります。ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

### ■設置場所

設置場所については、ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

### ■利用日時

年中無休(年末年始を除く)午前10時～午後6時

※下山トレーニングセンター南側  
(大沼町)は水・土・日曜日のみ開設  
午前9時～午後5時

※小原支所駐車場(小原町)、稻武交流館駐車場(稻武町)、旭総合体育館駐車場(下切町)は土・日曜日のみ開設 午前9時～午後5時

## 市では収集しないもの

### ■家電4品目の出し方

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法に基づき小売業者、メーカー等が回収・リサイクルをしています。

### ■パソコンの出し方

家庭用パソコンは製造メーカー等が回収・リサイクルをしています。認定事業者による宅配便での自宅回収の方法と製造メーカーへ回収を依頼する方法があります。

### ■消火器の出し方

消火器メーカー等が回収してリサイクルをしています。

※いずれも詳細は、ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

### ■その他

タイヤ、バッテリー、農薬・薬品、石・土・砂、ボンベ、廃油・廃液、農業用機械、自動車・自動二輪車・原付、ピアノ等は販売店にご相談ください。

## 集団回収報奨金制度

子ども会や自治区など市に登録した団体が資源の回収を行った場合、回収重量に応じて報奨金が出ます。

### ■報奨金額

- 雑誌、雑紙…各1キログラムにつき7円
- 新聞紙、段ボール、紙パック、古布類(古着等)  
…各1キログラムにつき5円
- 2品目以上を同時回収…1回につき2,000円



## 丢弃垃圾4 规则

- 认真分类。
- 在指定回收日上午 8 点 30 分前拿到外面。
- 将垃圾放在指定的垃圾站。
- 使用指定的垃圾袋。

## 资源与垃圾的分类APP

具有显示垃圾收集日的日历、资源与垃圾的丢弃要点、按品项进行丢弃的方法一览、本市临时或紧急通知等功能。

※ 安装方法...在各大应用商店搜索“3R”或扫描右方二维码进行下载。

App Store



Google Play



## 请利用回收站

### ■ 回收品项

旧纸类 (报纸、杂志、碎纸、纸箱、纸盒包装)、旧布类 (旧衣服等)、饮料罐、塑料瓶、玻璃瓶、塑料包装容器、食品包装盒、有害垃圾、危险垃圾

※ 宝来町、前田町的回收品项有部分不同。请通过垃圾回收日历或本市主页以及 APP 进行确认。

### ■ 设置地点

有关回收站设置地点, 请通过垃圾回收日历或本市网站以及 APP 进行确认。

### ■ 使用时间

全年无休 (年末年初除外) 上午 10 点~下午 6 点

※ 下山健身中心南侧 (大沼町) 只在周三、六、日开设  
上午 9 点~下午 5 点

※ 小原支所停车场 (小原町)、稻武交流馆停车场 (稻武町)、旭综合体育馆停车场 (下切町) 只在周六、日开设  
上午 9 点~下午 5 点

## 本市不予回收的物品

### ■ 4 品项家电的丢弃方法

空调、电视机、冰箱、冰柜、洗衣机、烘干机等根据家电回收利用法, 由零售商、厂家等进行回收和再利用。

### ■ 电脑的回收方法

家用电脑由制造厂家等进行回收和再利用。也可委托有许可的商家通过宅急送方式进行自家回收使用, 或委托厂家进行回收。

### ■ 灭火器的丢弃方法

由灭火器厂家等进行回收, 并进行再利用。

※ 详细情况均可通过垃圾回收日历或本市主页以及 APP 进行确认。

### ■ 其他

汽车轮胎、蓄电瓶、农药和药品、石头、泥土、砂石、气瓶、废油和废液、农用机械、汽车、摩托车、小型摩托车、钢琴等请咨询销售店。

## 集团回收奖励金制度

由儿童会或自治区等已在本市登记的团体, 进行集中资源回收时根据回收重量发放奖励金。

### ■ 奖励金额

- 杂志、碎纸...各为 7 日元/公斤
- 报纸、纸箱、纸盒包装、旧布类 (旧衣服等)...各为 5 日元/公斤
- 同时回收 2 品项以上物品时...每次 2,000 日元



## 再生品の利用

### ■粗大ごみの再生施設 リユース工房

家庭から粗大ごみとして排出された家具などを清掃・補修し、リユース(再使用)家具として展示販売しています。

#### ■リユース家具購入の流れ

- ①リユース工房(渡刈町、清掃事業所内)で展示品の状態を確認
  - ②入札書に入札価格などを記入して入札箱へ
  - ③落札者の決定(毎月第3木曜日の午後。落札者に電話連絡)
  - ④落札者は、落札金額を納入し(エコポイントの利用も可)、家具を自分で搬出  
※市ホームページで展示品の一覧・過去の入札結果をご覧いただけます
  - ※粗大ごみの受け入れはしていません。排出方法に変更はありません
- 問合せ  
リユース工房(☎42-6010)  
※火・木・日曜日午前10時～午後3時



## 不用品紹介窓口

家庭の不用品を活用するための情報交換制度です。さしあげます(無料)、ゆずります(有料)、ゆずってくださいの3種類の情報が集まっています。

#### ■利用の流れ

- ①不用品紹介窓口(A館 T-FACE7階)に連絡・登録
- ②該当品があれば情報を提供
- ③登録者同士が話し合って決定  
※市ホームページで登録品の一部をご覧いただけます

#### ■問合せ

豊田消費生活センター不用品紹介窓口  
(☎33-2447、FAX33-0998)

※月～金曜日午前10時～午後6時

## 環境

### ■環境政策課

☎41-7391 FAX41-7392(環境センター1階)

## 豊田市エコファミリー支援補助金

スマートハウス等エコ住宅を構成する設備・機器や次世代自動車の導入に要する費用の一部を補助します。

### ■スマートハウス等エコ住宅構成設備・機器の導入に対する補助

#### (1)対象

自ら居住する住宅に對象の設備・機器を導入する人

※一体的導入・ZEHに関しては、太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び蓄電池又は次世代自動車充給電設備(V2H)を同時に導入する人が対象

※電気事業者との系統連系日(機器単体補助の場合は保証開始日、エコ窓改修の場合は支払完了日)までに環境政策課へ予定届出の提出が必要

#### (2)補助額

対象設備・機器	補助金額	上限額
太陽光+HEMS+蓄電池又はV2H(一体的導入)	定額	15万円
ZEH	定額	20万円
燃料電池(単体)	設置費用の5%	5万円
HEMS(単体)	設置費用の1/4	1万円
蓄電池又はV2H(単体)	蓄電容量1kWhあたり1万円	9万円
エコ窓改修	工事費の5%	6万円

## 再生品的利用

### ■ 大件垃圾的再生设施 再利用工房

将家庭作为大件垃圾丢弃的家具等物品，经过清理、修补后作为再利用家具进行展示销售。

#### ■ 再利用家具购买流程

- (1) 确认再利用工房(渡刈町、清扫事业所内)的展品状态
  - (2) 在投标卡上填写投标价格后投入投标箱
  - (3) 决定中标者(每月第3个星期四下午。电话联系中标者)
  - (4) 中标者支付中标金额(也可使用环保积分)，自行搬运中标家具
- ※ 可在本市主页查看展品一览及以往的中标结果  
 ※ 本设施不接收大件垃圾。大件垃圾的丢弃方法不变。

#### ■ 咨询

再利用工房 (☎42-6010)

※ 周二、四、日上午10点~下午3点

## ■ 不用物品介绍窗口

是将家庭中不使用的物品利用起来的信息交换制度。收集了赠送(免费)、转让(付费)、请转让这3个种类的信息。

#### ■ 利用流程

- (1) 与不用物品介绍窗口(A馆T-FACE7楼)联系并进行登记
  - (2) 如有符合物品则提供信息
  - (3) 登记人之间相互协商决定
- ※ 可在本市主页查看部分登记物品

#### ■ 咨询

丰田消费生活中心不用物品介绍窗口

(☎33-2447、FAX33-0998)

※ 周一~周五上午10点~下午6点

## 环境

### 咨询 环境政策课

☎41-7391 FAX41-7392 (环境中心1楼)

## 丰田市环保家庭支援补助金

对导入智能家居等环保住宅的组成设备/仪器和导入新一代环保型汽车所需费用，提供部分补助。

### ■ 对导入智能家居等环保住宅的组成设备/仪器提供补助

#### (1) 对象

以自住的住宅为对象导入设备/仪器的人  
 ※ 关于一体式导入和ZEH(零能耗住宅)，是以同时导入太阳能发电系统、家用能源管理系统(HEMS)及蓄电池或新一代环保型汽车充电设备(V2H)的人为对象  
 ※ 需要在与电气商之间的联网日(设备单体补助的情形为保证开始日，环保窗改建的情形为支付完成日)之前，向环境政策课提出预定计划申报

#### (2) 补助额

对象设备/仪器	补助金额	上限额
太阳能+HEMS+蓄电池或V2H(一体式导入)	定额	15万日元
ZEH(零能耗住宅)	定额	20万日元
燃料电池(单体)	设置费用的5%	5万日元
HEMS(单体)	设置费用的四分之一	1万日元
蓄电池或V2H(单体)	蓄电容量每1kWh1万日元	9万日元
环保窗改建	工程费的5%	6万日元



### 次世代自動車購入に対する補助

### (1) 対象

新車登録日の時点で1年以上前から豊田市内に住所を有し、自ら使用する目的で対象の次世代自動車を購入する人

上・下水道

## 問 料金課 下水道施設課 下水道建設課

## (2) 補助額

対象車種	補助金額	上限額
電気自動車 プラグインハイブリッド車	車両本体費用の購入に係る費用(税抜)の5%	15万円※1
燃料電池自動車		32万円
超小型電気自動車		3.5万円※2

※1 充電設備機能を導入した場合は2万円上乗せ

※2 申請者が満65歳以上の場合は4万円上乗せ

## 水道の使用開始・使用中止・使用者変更(担当:料金課)

希望される日の3日前までに電話で連絡して下さい。ただし、土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。

連絡事項

- (1) 使用開始／希望日、氏名、開始する場所(住所、マンションなどの名称、号数)、現住所、電話番号、料金請求先
  - (2) 使用中止／希望日、氏名、お客様番号、中止する場所(住所、マンションなどの名称、号数)、料金の支払方法、転居先の住所、転居先電話番号
  - (3) 使用者変更／変更日、新使用者名、使用中の場所(住所、マンションなどの名称、号数)、料金の支払方法、電話番号、郵便物の送付先

**上下水道料金のお支払いは口座振替をご利用ください(担当:料金課)**

申込みは、料金課で配布の「豊田市上下水道料金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、押印して料金課まで返信するか、金融機関窓口に備え付けの申込み用紙で申込みください。(預金通帳、通帳届出印、上下水道使用場所のお客様番号のわかるもの(水道使用開始のお知らせ、または領収書、使用水量のお知らせなど)が必要です。)

## 取扱い金融機関

三菱UFJ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・三十三銀行・百五銀行・三井住友信託銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・岡崎信用金庫・瀬戸信用金庫・豊田信用金庫・碧海信用金庫・信用組合愛知商銀・イオ信用組合・東海労働金庫・あいち豊田農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

## ■对购置新一代汽车的补助

### (1) 对象

截至新车登记日，在丰田市居住时间达 1 年以上，并以自己使用为目的购买对象新一代汽车的人

### (2) 补助额

对象车型	补助金额	上限额
电动汽车		15 万日元 <sup>1</sup>
插入式混合动力车	购买车辆本身所花费用(不含税)的 5%	32 万日元
燃料电池汽车		
超小型电动汽车		3.5 万日元 <sup>2</sup>

1) 如果导入了充电设备功能，另加 2 万日元

2) 如果申请者满 65 岁以上，另加 4 万日元

## 自来水及下水道

咨询 料金课  
下水道设施课  
下水道建设课

☎34-6654 FAX34-6655 (西厅舍 1 楼)  
☎34-6964 FAX32-3171 (西厅舍 2 楼)  
☎34-6624 FAX32-3171 (西厅舍 2 楼)

### 自来水的使用开始、使用中止和使用者变更 (负责部门：料金课)

请最晚在希望开始日的 3 天前电话联系。但是，周六、日及节假日、年末年初除外。

### ■联系事项

- (1) 使用开始 / 希望开始使用日、姓名、开始地点 (住址、公寓等的名称、房间号)、现住址、电话号码、通知缴费单邮送地址
- (2) 使用中止 / 希望中止日、姓名、客户号码、中止地点 (住址、公寓等的名称、房间号)、费用的支付方法、迁居地的住址、迁居地的电话号码
- (3) 使用者变更 / 变更日、变更后使用人的姓名、使用中的地点 (住址、公寓等的名称、房间号)、费用的支付方法、电话号码、邮件的邮寄地址

### 自来自助水制及度下水道费的支付请使用银行自动转帐方式 (负责部门：料金课)

自动转帐申请，需在料金课发放的“丰田市上下水道费用自动转帐委托书及自动转帐申请单”上填写所需项目并盖章后，邮寄至料金课，或使用金融机构窗口备有的申请单进行申请。(需要出示银行存折、预留印鉴、可得知使用上下水道地址的客户编号的材料 (开始使用水道的通知，或收据、用水量通知等))

### ■办理金融机构

三菱 UFJ 银行、瑞穗银行、三井住友银行、大垣共立银行、十六银行、三十三银行、百五银行、三井住友信托银行、爱知银行、名古屋银行、中京银行、冈崎信用金库、濑户信用金库、丰田信用金库、碧海信用金库、信用组合爱知商银、永旺信用组合、东海劳动金库、爱知丰田农业协同组合、邮储银行 (邮局)



生活、环境



# 補助制度

## 下水道接続(改造)工事融資あっせん制度(担当:料金課)

### 下水道が供用開始されたら接続工事をしてください

下水道が供用開始された地域で浄化槽やくみ取り便所をお使いのご家庭は、水質汚濁防止や生活環境の改善のために、生活排水の処理ができる下水道への接続を申し込んでください。

下水道への接続工事は、豊田市下水道排水設備指定工事店(市ホームページの「豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店」を参照)に申し込んでください。

### ■対象

以下のすべてに当てはまる人

- 1.下水道事業受益者負担金や市税の滞納をしていない
- 2.融資金の償還能力がある
- 3.連帯保証人(条件あり)がいる

### ■融資額

工事1件あたり40万円以内。ただし、トイレが1か所増すごとに10万円を加算

### ■利子

無利子(市が利子を負担)

### ■返済方法

40回以内の元金均等月賦償還

例／融資額40万円の場合、毎月1万円の返済

## 合併処理浄化槽設置費補助制度 (担当:下水道施設課)

公共下水道等の整備構想のない区域における「合併処理浄化槽への転換」を補助します。単独処理浄化槽や汲取り便槽からの切替えや、破損に伴う合併処理浄化槽の更新にご活用ください。

(注意)自身が居住する住宅以外への補助や設置後の補助金交付申請は不可など、補助には一定の条件があります。

## 浄化槽雨水貯留施設転用事業補助制度(担当:下水道建設課)

下水道へ接続するときに、不用となる浄化槽を改造し、雨水貯留施設(雨水をためておく槽)に転用する場合、工事費の一部を補助します。

### ■補助金額

工事に要した経費の2分の1

※上限60,000円

### ■注意点

施工前に下水道排水設備申請書(料金課へ提出)と同時に下水道建設課へ申請。工期は、申請年度内に工事が完了するものが対象となります。

# 补助制度

## 下水道连接（改造）工程融资斡旋制度 (负责部门：料金课)

### 下水道开始供用后，请实施连接工程

在下水道开始供用的区域使用净化槽或汲取式厕所的家庭，为防止水质污染并改善生活环境，请申请与能处理生活排水的下水道进行连接。

下水道连接的施工，请向丰田市下水道排水设备指定施工店（请参照本市主页“丰田市指定给水装置工程施工商家及丰田市排水设备指定施工店”）进行申请。

#### ■ 对象

符合下述所有条件的人

1. 未延迟缴纳下水道事业受益者负担费和市税
2. 对融资有偿还能力
3. 拥有连带保证人（有限制）

#### ■ 融资额

每项施工不超过40万日元。但是，每增加1处厕所，可另加10万日元

#### ■ 利息

无利息（利息由本市负担）

#### ■ 偿还方法

40次以内的本金按月均等偿还

例/贷款金额为40万日元时，每月偿还1万日元

## 合并处理净化槽设置费补助制度 (负责部门：下水道设施课)

在尚无公共下水道等整备计划的区域，对“转换为合并处理净化槽”给予补助。请用于从单独处理净化槽或汲取式便槽进行升级转换，以及对伴有破损的合并处理净化槽进行更新。

（注意）补助申请具有一定条件，例如不得为不是自身居住的住宅申请补助，以及不得在设置之后才进行补助金交付申请等。

## 净化槽雨水贮留设施转用事业补助制度 (负责部门：下水道建设课)

连接下水道时，如将不再使用的净化槽改造转用做雨水贮留设施（储存雨水的槽），则对部分施工费给予补助。

#### ■ 补助金额

施工所需经费的二分之一

※ 上限为60,000日元

#### ■ 注意点

在施工前提交下水道排水设备申请书（提交给料金课）的同时，向下水道建设课进行申请。以工期可在申请年度内完成的工程为对象。



## 雨水貯留浸透施設補助制度(担当:下水道建設課)

### ■雨水貯留施設

雨水を一時的に貯める貯留タンクが補助の対象です。庭木の散水等雨水の有効利用や、大雨への対策に役立ちます。

が補助の対象です。水循環機能の再生や、大雨への対策に役立ちます。

### ■雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる施設で、浸透ます、浸透トレーンチ(有孔管)、浸透側溝、透水性舗装

### ■補助制度

「豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付要綱」に基づき実施します。

### ■補助金額

施設	規模	補助率	上限
雨水貯留槽	100リットル以上300リットル未満	2分の1	30,000円
	300リットル以上1,000リットル未満	2分の1	50,000円
	1,000リットル以上	2分の1	60,000円
浸透ます	内径又は内法200ミリメートル以上	2分の1	8,000円/基
浸透トレーンチ	口径50ミリメートル以上	2分の1	8,000円/メートル
浸透側溝	内幅150ミリメートル以上	2分の1	4,000円/メートル
透水性舗装	透水性材厚40ミリメートル以上	2分の1	1,000円/平方メートル
	路盤材厚100ミリメートル以上		
	フィルター砂厚50ミリメートル以上		
1申請当たりの補助上限額			200,000円

### ▶ 主な注意事項(担当:下水道建設課)

#### ■施設の購入・工事

必ず施設の購入又は工事を始める前に補助金交付申請をしてください。購入又は工事開始後は申請できませんのでご注意ください。

#### ■申請件数

申請は、1年度につき1人1回です。

#### ■完了報告

工事の完了後14日以内に完了報告書を提出してください。ただし、年度末は3月15日(休日の場合は前日)が最終提出期限になります。必ずそれまでに工事を完了してください。

#### ■施設の存続責任

補助を受けた施設については、申請者の責任で7年間は適正な維持管理に努めてください。

## 雨水贮留渗透设施补助制度（负责部门：下水道建设课）

### ■ 雨水贮留设施

临时储存雨水的贮留罐是补助对象。可通过浇灌草木等对雨水进行有效利用，并对大雨对策做出贡献。

对象。可对水循环功能的再生、大雨对策做出贡献。

### ■ 雨水渗透设施

是使雨水渗透到地下的设施，渗透量器、渗透孔管、渗透排水沟、透水性材料铺设是补助

### ■ 补助制度

基于“丰田市雨水贮留渗透设施补助金发放纲要”的规定开展实施工作。

### ■ 补助金额

设施	规模	补助率	上限
雨水贮留槽	100 升以上 300 升以下	二分之一	30,000 日元
	300 升以上 1,000 升以下	二分之一	50,000 日元
	1,000 升以上	二分之一	60,000 日元
渗透量器	内径或内部尺寸 200mm 以上	二分之一	8,000 日元 / 台
渗透孔管	口径 50mm 以上	二分之一	8,000 日元 / 米
渗透排水沟	内宽 150mm 以上	二分之一	4,000 日元 / 米
透水性材料铺设	透水性材料厚度 40mm 以上	二分之一	1,000 日元 / 平米
	道路底材厚度 100mm 以上		
	过滤砂厚度 50mm 以上		
每项申请的补助上限额			200,000 日元

## 》主要注意事项（负责部门：下水道建设课）

### ■ 设施的购置及工程

请务必在设施的购置及工程开始之前办理补助金发放申请。购置设施或工程开始之后将不可申请，敬请注意。

### ■ 申请件数

每年度中每人可申请 1 次。

### ■ 完工报告

请在工程完工后 14 日以内提交完工报告书。但是，年度末的 3 月 15 日（如为节假日则往前一天）为最终提出期限。请务必在此之前完成施工。

### ■ 设施的存续责任

对于接受了补助的设施，申请人负责在 7 年内尽力进行适当的设施维持和管理。



生活  
环境



## 水のトラブル対処法

### ①水が漏れている！

水道メーターのパイロットマークを確認してください。



- 家の中の蛇口がすべて閉まった状態で、パイロットマークが回っている場合／市指定給水装置工事事業者へ連絡して修繕してください。(修繕には料金が発生し、お客様の負担となります)
- パイロットマークが回っていない場合／(一財)豊田市水道サービス協会(☎31-1421、FAX31-1430)へ連絡してください。

### ②水道水に色がある！

- 白い水：水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になって出ることがあります。その場合は、しばらくすると泡が消えてきれいになりますので、そのまま使用しても差し支えありません。
- 赤茶色のにごり水：まず、にごり水が出ている水道水を止めてください。
- 消防活動や突発事故・水道工事などにより、にごり水が出ることがあります。
- 近所でも同じようににごり水が出ている場合は水の使用を控え、水道整備課(☎34-6656、FAX33-9096)へご連絡ください。

※業務時間外(午後5時15分～午前8時30分、土・日曜日、祝日)は(一財)豊田市水道サービス協会(☎31-1421、FAX31-1430)

近所が同じような状況でない場合は、宅内の配管が原因の可能性があります。しばらく屋外にある水栓で水道水を出して、にごりがなくなれば使用できます。

### ③水道水が出ない！

近所の水道水も出ないときは、水道工事や突発事故で断水していることが考えられますので、水道整備課(☎34-6656、FAX33-9096)へご連絡ください。

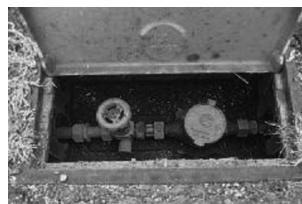
※業務時間外(午後5時15分～午前8時30分、土・日曜日、祝日)は(一財)豊田市水道サービス協会(☎31-1421、FAX31-1430)

一軒のみ水道水が出ない場合は、止水栓が開いているかどうかお調べください。(給水停止により止水栓を閉めている場合もあります)また、集合住宅の場合は、受水槽の清掃、点検の可能性がありますので建物の管理者にご確認ください。

### ④水道が凍った！

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて解かします。※急に熱湯をかけると蛇口が破裂することがあります

水道管が破裂してしまったとき：メーターボックス内の止水栓をしめ、市指定給水装置工事事業者へ連絡して修繕してください。



※市指定給水装置工事業者の連絡先は、市ホームページ掲載の豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店を参照してください。



## 水的问题应对方法

### (1) 漏水!

请注意确认水表的流量计。



- 在已关闭家中所有水龙头的状态下，流量计仍转动时 / 请联系本市指定的给水装置工程施工商家进行修缮。(修缮所需费用由客户自行承担)
- 流量计不转动时：请联系（一般财团法人）丰田市水道服务协会（**☎31-1421、FAX31-1430**）。

### (2) 自来水有颜色！

- 白色的水：进入到水管中的空气有时会产生大量小气泡。这种情况时，过一段时间气泡会消失，颜色会变清澈，所以那样使用也不会产生影响。
- 褐色混浊水：首先请关闭有流出混浊水的水管。
- 消防活动或突发事件、水道施工等，可能会导致混浊用水的出现。
- 如果附近人家同样出现混浊水的现象，请停止用水，并联系水道整备课（**☎34-6656、FAX33-9096**）。

※ 业务时间外（下午5点15分～上午8点30分、周六、周日、节假日），请联系（一财）丰田市水道服务协会（**☎31-1421、FAX31-1430**）

如附近人家未出现相同现象，有可能是因为自家住宅管道出现问题。可使用户外的水龙头排出自来水，混浊水消失后便可开始使用。

### (3) 不出自来水！

如附近人家也不出自来水，则有可能是因为水道施工或突发事故导致停水，此时请联系水道整备课（**☎34-6656、FAX33-9096**）。

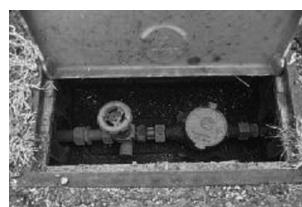
※ 业务时间外（下午5点15分～上午8点30分、周六、周日、节假日），请联系（一财）丰田市水道服务协会（**☎31-1421、FAX31-1430**）

如果仅一家不出自来水，请检查止水栓是否已开启。（有可能因停水而关闭了止水栓）另，公寓等建筑可能由蓄水槽的清扫和检查等原因造成，请联系相关管理人进行确认。

### (4) 水管冻结！

请包裹上毛巾，缓慢浇灌温水来解冻。※ 突然浇灌大量滚水有可能导致水管破裂，请注意。

水管破裂时：关闭水表箱中的止水栓，联系本市指定给水装置施工事业者进行修缮。



※ 本市指定给水装置施工事业者的联络方式，请参考本市主页刊登的丰田市指定给水装置工程事业者及丰田市排水设备指定工程店。



生活  
、  
环境



こせませいえん  
古瀬間聖苑

### ■葬祭の時は

利用する場合は、予約(受付専用電話☎29-5936)をしたうえで、市民課、各支所・出張所に利用申請してください。

### ■使用料

- ①火葬料／10歳以上4,000円、10歳未満2,500円
  - ②式場／午前9時～午後4時の7時間以内20,000円、午後5時～翌午前9時の16時間以内10,000円
  - ③祭壇／1回3,000円
- ※豊田市、みよし市以外の人が利用する場合は別料金

### ■お願い

書籍、携帯電話、陶器、金属製品、危険物(ガスライター、ペースメーカーなど)等を棺内に入れた場合、遺体の損傷や火葬時間の遅れの原因となりますのでご遠慮ください。詳しくは、施設へお問い合わせください。

### ■休業日

1月1日、友引の日

## 自治区

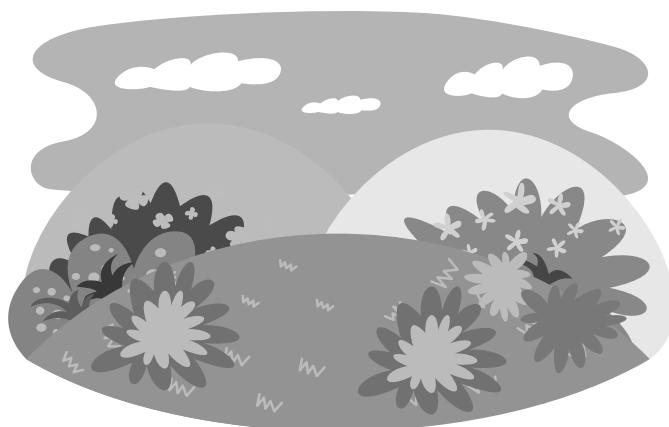
問 豊田市長会事務局(地域支援課内) ☎34-6629 FAX35-4745

暮らしへ  
環境

豊田市では各自治区が、地域にお住まいの方との親睦と結びつきを深めながら、豊かで住みよいまちづくりを目指し、自主的に様々な活動を行っています。

「支えあいのまちづくり」や「ふれあいづくり」のため自治区に加入されることをお勧めします。

- 加入方法、区費、活動内容の詳細については各自治区にお問い合わせください。
- お住まいの住所がどの自治区に該当するかについては、豊田市長会ホームページをご確認ください。



**古瀬间圣苑****■葬礼时**

如需使用, 请提前预约(预约专用电话☎29-5936), 并在市民课、各支所、出张所(办事处)申请使用。

**■使用费**

- (1) 火葬费 / 10 岁以上为 4,000 日元, 未满 10 岁为 2,500 日元
  - (2) 葬礼会场 / 上午 9 点~下午 4 点的 7 个小时以内为 20,000 日元, 下午 5 点~次日上午 9 点的 16 个小时以内为 10,000 日元
  - (3) 祭坛 / 1 次 3,000 日元
- ※ 丰田市、三好市以外的人使用时, 另行收费。

**■注意事项**

请勿将书籍、手机、陶器、金属制品、危险物品(气体打火机、心脏起搏器等)放入棺内, 否则有可能损伤遗体或造成火化时间延迟。详情请咨询本设施。

**■休息日**

1月1日、友引日(日本的习俗不宜出殡的日子)

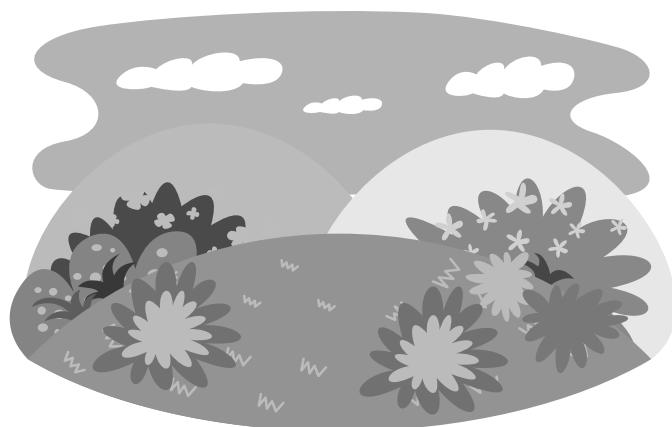
**自治区**

**咨询 丰田市区长会事务局(地域支援课内) ☎34-6629 FAX35-4745**

在丰田市, 各自治区一边加深与地域居民的睦邻友好及联系, 一边为建设丰富多彩的宜居城市而自主开展各种活动。

为了“建设互助城市”和“建立友好交往关系”, 建议您加入自治区。

- 关于加入方法、区费、活动内容详情, 请咨询各自治区。
- 关于您居住的住址属于哪个自治区, 请通过丰田市区长会主页确认。



# 市民相談課

問 市民相談課

☎34-6626 FAX31-8252(南庁舎1階)

相談名	相談日・時間／内容／相談員	予約
法律	週3～4回・午後、月1回・午前／相続・遺言・離婚・借金などについて法的な意見／弁護士	要
家庭悩みごと	週3回・午前または午後／夫婦、親子関係など／元家庭裁判所調停委員又は元簡易裁判所調停委員	要
税務	月1～5回(2月を除く)・午前または午後／相続税、贈与税、所得税など税務全般／税理士	要
登記(名義変更)	月2～3回・午前／土地・家屋の名義変更、相続、成年後見など／司法書士	要
登記(境界・分筆)	月1回・午前／土地境界・分筆・地目変更・建物登記(新築、増築、取壊し)など／土地家屋調査士	要
不動産	月1回・午後／土地や建物の購入や売却、不動産活用など／宅地建物取引士	要
労働・年金	月2回・午後／職場での悩みごと、労使間での困りごと、社会保険、年金／社会保険労務士	要
行政への手続き	月1回・午後／相続、遺言、契約書、農地転用、開発許可などの手続き／行政書士	要
外国人関連手続き	月1回・午後／在留資格、国際結婚や帰化など／入国管理局長届出済行政書士	要
くらしの人権	月2回・午前／いじめ、差別、嫌がらせなど／人権擁護委員	不要
国などの行政困りごと	月3回・午前または午後／国などの仕事の要望、意見／行政相談委員	不要

- 相談の日程、予約の受付開始日など詳細は、広報とよたをご覧ください
- 職員による相談は、土・日曜日、祝日、年末年始などを除く毎日行っています



相  
談

商谈事宜	商谈日、时间/内容、商谈员	预约
法律	每周3~4次、下午，每月1次、上午/继承、遗嘱、离婚、借款等方面的意见/律师	需
家庭烦恼	每周3次，上午或下午/夫妻、亲子关系等/原家庭法院调解委员或原简易法院调解委员	需
税务	每月1~5次(2月份除外)、上午或下午/继承税、赠与税、所得税等所有税务事宜/税理士	需
登记(过户)	每月2~3次、上午/土地或房屋的过户、继承、成年监护等/司法书士	需
登记(界线、分划)	每月1次、上午/土地界线、分划、地目变更、建筑物登记(新建、增建、拆除)等/土地家屋调查士	需
不动产	每月1次、下午/土地及建筑物的购置、出售、房地产利用等/宅地建筑交易士	需
劳动就业、年金	每月2次、下午/职场烦恼、劳资纠纷、社会保险、年金/社会保险劳务士	需
行政手续	每月1次、下午/继承、遗嘱、合同、农地转用、开发许可等手续/行政书士	需
外国人相关手续	每月1次、下午/在留资格、国际婚姻、归化入籍等/入国管理局长认可行政书士	需
生活中的人权	每月2次、上午/欺凌、歧视、刁难找茬等/人权拥护委员	不需
国家行政的困扰	每月3次、上午或下午/对国家等工作的要求、意见/行政咨询委员	不需

- 咨询的日程、预约受理开始日等详情，请参阅丰田广报
- 由职员提供的咨询，除星期六、日及节假日、年末年初外，每天进行。



咨询

相談名	相談日・時間／内容／相談員	予約
法律	祝日を除く第1・3土曜日午後1時～4時(30分単位)／福祉センター内／法律的知識を要する相談／弁護士／各日先着5人、関係書類を持参、弁護士の指名はできません／電話・FAXで予約( <b>☎31-9671、Fax33-2346</b> )	要
ボランティア	毎週火～土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)午前8時30分～午後5時15分／福祉センター内／ボランティアに関する総合相談／ボランティアセンター職員／相談は直接来所か専用電話・FAX( <b>☎31-1294、Fax33-2346</b> ) ※社会福祉協議会の各支所・出張所(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)でも受け付けています	不要

- 相談の日程、予約の受付開始日など詳細は、広報とよたをご覧ください
- 職員による生活の困りごと相談は、毎週火～土曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分に行ってています(**☎34-1132、Fax33-2346**)



相談

商谈事宜	商谈日、时间/内容、商谈员	预约
法律	节假日以外的第1和第3个周六下午1点~4点(每次30分钟左右) / 福祉中心内 / 需要法律知识的商谈 / 律师 / 每天按序受理5人, 请携带相关材料, 恕不接受律师的指名 / 电话、传真预约 ( <b>☎31-9671, FAX33-2346</b> )	需
志愿者活动	每周二~周六(节假日、12月29日~1月3日除外) 上午8点30分~下午5点15分 / 福祉中心内 / 有关志愿者活动的综合商谈 / 志愿者活动中心职员 / 可直接来访或致电专用号码、传真商谈 ( <b>☎31-1294, FAX33-2346</b> ) ※ 社会福祉协议会的各支所、办事处(周六、周日、节假日、12月29日~1月3日除外)也受理	不需

- 咨询的日程、预约受理开始日等详情, 请参阅丰田广报
- 由职员提供的生活烦恼商谈, 每周二~周六(节假日除外) 上午8点30分~下午5点15分进行 (**☎34-1132, FAX33-2346**).



咨询

## そのほか

### 問 各連絡先

#### 健康

相談名	相談日・時間／内容／相談員
栄養・歯科	土・日曜日、祝日、振替休日などを除く午前8時30分～午後5時15分／保健部総務課(☎34-6723、FAX31-6320)／栄養、歯科に関すること／電話は隨時、来所の場合は要予約
成人健康	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)／地域保健課中部地区担当(市役所内☎34-6627、FAX34-6186)、東部地区担当(足助支所内☎62-0603、FAX62-0606)、南部地区担当(高岡コミュニティセンター内☎85-7710、FAX85-7733)、北部地区担当(猿投コミュニティセンター内☎41-3081、FAX41-3083)／生活習慣病予防に関すること／電話は隨時、来所の場合は要予約
精神科医による精神保健福祉相談	毎月原則第2・4火曜日(祝日を除く)午後1時30分～3時／こころの病について／精神科医師／保健支援課(☎34-6855、FAX34-6051)で予約。相談時間は1人30分程度
保健師等によるこころの悩み相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)／保健支援課(☎34-6855、FAX34-6051)、地域保健課東部地区担当(足助支所内☎62-0603、FAX62-0606)／こころの健康、社会復帰、福祉制度、仲間づくり、家族の対応など
心理職員によるこころの悩み相談	原則第1水曜日午後2時30分～4時30分／18歳以上でひきこもりなどのこころの悩みについて／心理職員／保健支援課(☎34-6855、FAX34-6051)で予約。相談時間は1人1時間程度
保健師・助産師の家庭訪問	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)／健康・子育て(授乳・発育・発達)に関する相談／保健師・助産師／要予約 地域保健課中部地区担当(市役所内☎34-6627、FAX34-6186)、東部地区担当(足助支所内☎62-0603、FAX62-0606)、南部地区担当(高岡コミュニティセンター内☎85-7710、FAX85-7733)、北部地区担当(猿投コミュニティセンター内☎41-3081、FAX41-3083)
育児健康相談	地域保健課 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)／発育・発達・育児・健全全般に関する相談／保健師／来所相談は要予約 ※地域保健課中部地区担当(市役所内☎34-6627、FAX34-6186)、東部地区担当(足助支所内☎62-0603、FAX62-0606)、南部地区担当(高岡コミュニティセンター内☎85-7710、FAX85-7733)、北部地区担当(猿投コミュニティセンター内☎41-3081、FAX41-3083)
各子育て支援センター	各子育て支援センター 広報とよた・市ホームページで確認／身体計測・健康相談／保健師・管理栄養士／要予約(各子育て支援センターへ)

相談

#### 子育て・教育

施設名	相談日・時間／電話番号／内容／対象者／そのほか
青少年相談センター(パルクとよた)	日曜日、祝日、振替休日などを除く午前9時～午後5時／(☎33-9955)／不登校、いじめ、非行、家庭教育、特別支援教育など／6歳(就学児)～19歳、保護者
豊田市こども発達センター	土・日曜日、祝日、振替休日などを除く午前8時30分～午後5時15分／(☎32-8981、FAX32-8902)／発達に関すること／18歳未満、保護者
家庭児童相談室	土・日曜日、祝日、振替休日などを除く午前9時～午後5時15分／(☎35-1152)／児童の養育上の悩み／18歳未満の子ども、保護者／子ども家庭課内
愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター	土・日曜日、祝日、振替休日などを除く午前8時45分～午後5時30分／(☎33-2211、FAX33-2212)／養護(児童虐待含む)、非行、障がい、健全育成、里親に関する相談など／18歳未満の子ども、保護者
はあとラインとよた	日曜日、祝日、振替休日などを除く午前9時～午後5時／(☎31-7867)／子ども・青少年についての保護者の悩み、本人の悩み／19歳までの人または保護者
とよた子どもの権利相談室(こことよ)	水・木・土・日曜日午後1時～6時、金曜日午後1時～8時／(☎0120-797-931)／子ども自身の悩みや子どもに関すること／原則18歳未満の子どもやその関係者



## 健康

商谈事宜	商谈日、时间/内容、商谈员
营养、齿科	周六、日、节假日、调休日等以外的每天上午8点30分~下午5点15分/保健总务课 <b>(☎34-6723、FAX31-6320)</b> /有关营养、齿科方面的商谈/随时可电话咨询，来访需提前预约。
成人健康	周一~周五上午8点30分~下午5点15分(年末年初、节假日除外) /地域保健课中部地区担当(市役所内 <b>☎34-6627、FAX34-6186</b> )、东部地区担当(足助支所内 <b>☎62-0603、FAX62-0606</b> )、南部地区担当(高冈社区中心内 <b>☎85-7710、FAX85-7733</b> )、北部地区担当(猿投社区中心内 <b>☎41-3081、FAX41-3083</b> ) /有关预防生活习惯病的事宜/随时可电话咨询，来访需提前预约
心理方面商谈	<p><b>由精神科医生提供的精神保健福祉商谈</b></p> <p>原则上每月第2、第4个周二(节假日除外)的下午1点30分~3点/有关心理疾病/精神科医师/在保健支援课进行预约(<b>☎34-6855、FAX34-6051</b>)。商谈时间为每人30分钟左右</p> <p><b>由保健师等提供的心理烦恼商谈</b></p> <p>周一~周五上午8点30分~下午5点15分(年末年初、节假日除外) /保健支援课 <b>(☎34-6855、FAX34-6051)</b>、地域保健课东部地区担当(足助支所内 <b>☎62-0603、FAX62-0606</b>) /心理健康、重返社会、福祉制度、结识朋友、家庭关系处理等</p> <p><b>由心理工作者提供的心理烦恼商谈</b></p> <p>原则上每月第1个周三的下午2点30分~4点30分/关于18岁以上者的闭门不出等心理烦恼/心理工作者/在保健支援课进行预约(<b>☎34-6855、FAX34-6051</b>)。商谈时间每人1小时左右</p>
保健师、助产师的家庭访问	周一~周五上午8点30分~下午5点15分(年末年初、节假日除外) /健康、育儿(哺乳、成长、发育)相关商谈/保健师、助产师/需预约 地域保健课中部地区担当(市役所内 <b>☎34-6627、FAX34-6186</b> )、东部地区担当(足助支所内 <b>☎62-0603、FAX62-0606</b> )、南部地区担当(高冈社区中心内 <b>☎85-7710、FAX85-7733</b> )、北部地区担当(猿投社区中心内 <b>☎41-3081、FAX41-3083</b> )
育儿健康商谈	<p>地区保健课</p> <p>周一~周五上午8点30分~下午5点15分(年末年初、节假日除外) /成长、发育、育儿、健康相关全领域商谈/保健师/来访商谈需预约 ※ 地域保健课中部地区担当(市役所内 <b>☎34-6627、FAX34-6186</b>)、东部地区担当(足助支所内 <b>☎62-0603、FAX62-0606</b>)、南部地区担当(高冈社区中心内 <b>☎85-7710、FAX85-7733</b>)、北部地区担当(猿投社区中心内 <b>☎41-3081、FAX41-3083</b>)</p> <p>各育儿支援中心</p> <p>在丰田广报、本市主页上确认/身体测量、健康商谈/保健师、管理营养士/需预约(各育儿支援中心)</p>

## 育儿及教育商谈事宜

设施名称	商谈日、时间/电话号码/内容/对象/其他
青少年商谈中心 (PalcTOYOTA)	周日、节假日、调休日等以外的每天上午9点~下午5点 / ( <b>☎33-9955</b> ) /拒绝上学、霸凌、不良行为、家庭教育、特别支援教育等 / 6岁(学龄儿童) ~ 19岁及家长
丰田市儿童成长发育中心	周六、日、节假日、调休日等以外的每天上午8点30分~下午5点15分 / ( <b>☎32-8981、FAX32-8902</b> ) /关于儿童成长发育 / 不满18岁的儿童及家长
家庭儿童商谈室	周六、日、节假日、调休日等以外的上午9点~下午5点15分 / ( <b>☎35-1152</b> ) /儿童抚养中的各种烦恼 / 不满18岁的儿童及家长 / 儿童家庭课内
爱知县加茂儿童及残疾人商谈中心	星期六、日、节假日、调休日等以外的上午8点45分~下午5点30分 / ( <b>☎33-2211、FAX33-2212</b> ) /儿童抚养(包括儿童虐待)、不良行为、残疾、健全成长、领养相关商谈等 / 不满18岁的儿童及家长
丰田爱心热线 (Heart Line TOYOTA)	周日、节假日、调休日等以外的上午9点~下午5点 / ( <b>☎31-7867</b> ) /有关儿童、青少年成长的家长烦恼、本人烦恼 / 19岁以下的人及家长
丰田儿童权利咨询室	周三、四、六、日下午1点~6点、周五下午1点~8点 / ( <b>☎0120-797-931</b> ) /儿童自身的烦恼及与儿童相关的事宜 / 原则上为18岁以下的儿童及相关人士



施設名	相談日・時間／電話番号／内容／対象者／そのほか
とよた急病・子育てコール24	24時間・365日／(☎0120-799192)／子育てに関すること／市内在住の人
若者サポートステーション	月曜日を除く午前9時～午後6時／(☎33-1533)／若者の自立に関する悩みや不安／15～39歳までの若者とその家族

## そのほか

相談名	相談日・時間／窓口／内容／相談員／そのほか
消費生活	月～金曜日午前10時～午後5時15分、土曜日(電話のみ)午前10時～午後4時30分／豊田消費生活センター(専用電話☎33-0999)／訪問販売など、商品の購入契約に苦情、疑問が生じた場合など／消費生活相談員
就労支援	火曜日、年末年始を除く午前10時～午後6時／就労支援室(☎31-1330)／仕事や就職に関する不安や悩みなど／就職支援ナビゲーター
女性の就労支援	火曜日、年末年始を除く午前10時～午後6時／女性しごとテラス(☎41-7555(予約優先))／仕事や就職に関する不安や悩みなど／キャリアコンサルタント
クローバーコール (女性のための電話相談)	祝日、年末年始を除く毎週火・木・金・土曜日午前10時～午後4時、毎週水曜日午前10時～午後1時、午後4時～7時／相談専用電話(☎33-9680)／DV、夫婦や家族関係など女性の様々な悩み／女性相談員
メンズコール☆とよた (男性のための電話相談)	祝日、年末年始を除く毎月第2・4金曜日午後6時～8時／相談専用電話(☎37-0034)／夫婦、家族関係、職場、生き方など男性の様々な悩み／男性相談員
人権	土・日曜日、祝日、年末年始などを除く午前10時～正午、午後1時～4時／名古屋法務局豊田支局(☎32-0006)／人権に関すること／人権擁護委員
景観	金曜日午前9時～11時／建築相談課(☎34-6649, FAX34-6948)／周辺環境に調和した建築物や工作物の設計、広告物のデザインなど／景観アドバイザー／要予約
花とみどり	年末年始を除く火・金・日曜日の午前9時～正午、午後1時～4時／西山公園(☎31-2108, FAX33-8718)／庭木の管理・せん定、草花の育て方、花壇づくりなど花と緑に関する相談／緑の相談員
障がい者就労・生活支援センター	日曜日、祝日、振替休日などを除く月～土曜日午前9時～午後5時／けやきワークス内障がい者就労・生活支援センター(☎36-2120, FAX36-0567)／障がいのある人の就労などの相談全般／支援ワーカーほか
医療安全支援センター	土・日曜日、祝日、振替休日などを除く午前8時30分～正午、午後1時～5時／医療安全支援センター(専用電話☎34-6776(面接相談希望の場合は事前予約が必要))／医療に関する心配ごと、医療機関の紹介
福祉の相談窓口(高岡)	土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分／福祉の相談窓口(高岡)(☎53-2694, FAX53-3516)／誰に相談したらよいか分からない、問題がたくさんあってどうすればよいか分からないなど
福祉の相談窓口(猿投)	土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分／福祉の相談窓口(猿投)(☎45-1214, FAX45-4824)／誰に相談したらよいか分からない、問題がたくさんあってどうすればよいか分からないなど
福祉の相談窓口(上郷)	土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分／福祉の相談窓口(上郷)(☎21-0001, FAX21-5095)／誰に相談したらよいか分からない、問題がたくさんあってどうすればよいか分からないなど
福祉の相談窓口(高橋)	土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分／福祉の相談窓口(高橋)(☎80-0077, FAX80-0092)／誰に相談したらよいか分からない、問題がたくさんあってどうすればよいか分からないなど
福祉の相談窓口(松平)	土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分／福祉の相談窓口(松平)(☎58-0001, FAX58-0049)／誰に相談したらよいか分からない、問題がたくさんあってどうすればよいか分からないなど



设施名称	商谈日、时间/电话号码/内容/对象/其他
<b>丰田急病、育儿热线 24</b>	24 小时、365 天 / (☎ 0120-779192) (日语谐音：在烦恼之前) / 育儿方面事宜 / 市内在住者
<b>青年支援站</b>	周一以外的每天上午 9 点~下午 6 点 / (☎ 33-1533) / 关于年轻人自立方面的烦恼和不安 / 15 ~ 39 岁的青年及其家属

## 其他

商谈事宜	商谈日、时间/窗口/内容/商谈员/其他
<b>消费生活</b>	周一~周五上午 10 点~下午 5 点 15 分、周六 (仅电话受理) 上午 10 点~下午 4 点 30 分 / 丰田消费生活中心 (专用电话 ☎ 33-0999) / 对上门推销等商品购买合同的投诉或产生疑问时 / 消费生活商谈员
<b>就业支援</b>	周二、年末年初 以外的每天上午 10 点~下午 6 点 / 女性工作平台 (☎ 31-1330 (预约优先)) / 有关工作及就业的不安或烦恼等 / 就业支援领航员
<b>女性就业支援</b>	周二、年末年初 以外的每天上午 10 点~下午 6 点 / 女性工作平台 (☎ 41-7555 (预约优先)) / 有关工作和就业的不安和烦恼等 / 职业顾问
<b>三叶草热线 (女性电话商谈热线)</b>	节假日、年末年初等 以外的每周二、四、五、六上午 10 点~下午 4 点、每周三上午 10 点~下午 1 点、下午 4 点~7 点 / 商谈专用电话 (☎ 33-9680) / 有关家庭暴力、夫妻及家庭关系等女性的各种烦恼 / 女性商谈员
<b>男性热线☆TOYOTA (男性电话商谈热线)</b>	除节假日、年末年初 以外的每月第 2、第 4 个周五下午 6 点~8 点 / 商谈专用电话 (☎ 37-0034) / 有关夫妻、家庭关系、职场、生活方式等男性的各种烦恼 / 男性商谈员
<b>人权</b>	周六、日、节假日、年末年初等 以外的每天上午 10 点~中午、下午 1 点~4 点 / 名古屋法务局丰田支局 (☎ 32-0006) / 有关人权的事宜 / 人权拥护委员
<b>景观</b>	周五上午 9 点~11 点 / 建筑商谈课 (☎ 34-6649) / 与周边环境相协调的建筑物、建造物的景观设计和广告设计等 / 景观顾问 / 需预约
<b>花草树木</b>	年末年初 以外的每个周二、周五、周日上午 9 点~12 点、下午 1 点~4 点 / 西山公园 (☎ 31-2108、FAX 33-8718) / 庭园树木管理、修剪、花草培育方法、花坛的修建等，有关花草树木方面的商谈 / 绿色商谈员
<b>残疾人就业及生活支援中心</b>	周日、节假日、调休日等 以外的周一~周六上午 9 点~下午 5 点 / Keyaki Works 内残疾人就业及生活支援中心 (☎ 36-2120、FAX 36-0567) / 残疾人士就业方面的所有咨询 / 支援工作人员等
<b>医疗安全支援中心</b>	周六、日及节假日、调休日等 以外的每天上午 8 点 30 分~12 点、下午 1 点~5 点 / 医疗安全支援中心 (专用电话 ☎ 34-6776 <如希望面谈请提前预约>) / 医疗相关的担忧、医疗机构的介绍
<b>福祉咨询窗口 (高冈)</b>	周六、周日、节假日、年末年初 以外的每天上午 8 点 30 分~下午 5 点 15 分 / 福祉咨询窗口 (高冈) (☎ 53-2694、FAX 53-3516) / "不知道找谁商量才好"、"有很多问题，不知道怎么办"等情形
<b>福祉咨询窗口 (猿投)</b>	周六、周日、节假日、年末年初 以外的每天上午 8 点 30 分~下午 5 点 15 分 / 福祉咨询窗口 (猿投) (☎ 45-1214、FAX 45-4824) / "不知道找谁商量才好"、"有很多问题，不知道怎么办"等情形
<b>福祉咨询窗口 (上乡)</b>	周六、周日、节假日、年末年初 以外的每天上午 8 点 30 分~下午 5 点 15 分 / 福祉咨询窗口 (上乡) (☎ 21-0001、FAX 21-5095) / "不知道找谁商量才好"、"有很多问题，不知道怎么办"等情形
<b>福祉咨询窗口 (高桥)</b>	周六、周日、节假日、年末年初 以外的每天上午 8 点 30 分~下午 5 点 15 分 / 福祉咨询窗口 (高桥) (☎ 80-0077、FAX 80-0092) / "不知道找谁商量才好"、"有很多问题，不知道怎么办"等情形
<b>福祉咨询窗口 (松平)</b>	周六、周日、节假日、年末年初 以外的每天上午 8 点 30 分~下午 5 点 15 分 / 福祉咨询窗口 (松平) (☎ 58-0001、FAX 58-0049) / "不知道找谁商量才好"、"有很多问题，不知道怎么办"等情形



## 教養・文化・スポーツ

### 利用できる施設

各種コミュニティ活動や生涯学習活動の際に、次の施設の会議室・調理室・和室などが利用できます。利用申込みは各施設へお願いします。(電話番号は148ページ~)

### ■利用可能施設

各交流館・コミュニティセンター、猿投棒の手ふれあい広場、青少年センター、地域文化広場、平戸橋いこいの広場、産業文化センター、喜楽亭、六鹿会館など

### スポーツ施設

(担当:生涯スポーツ推進課

☎34-6632、FAX32-9779)

スポーツ施設の予約は「TOSS(トス)」で行います。利用するには事前に登録が必要です。体育館などのスポーツ施設、各交流館・コミュニティセンター、生涯スポーツ推進課で申請書に必要事項を記入していただき提出すると利用者登録カードが発行されます。

※TOSSはインターネットが使えるパソコン、スマートフォン、携帯電話で利用することができます

### ■TOSSで予約可能なスポーツ施設

- 体育館／運動公園、東山体育センター、猿投コミュニティセンター、高岡公園、地域文化広場、スカイホール豊田、柳川瀬、西部、藤岡体育センター、小原トレーニングセンター、足助トレーニングセンター、下山トレーニングセンター、旭総合体育館
- テニスコート／荒井公園、井上公園、加茂川公園、猿投棒の手ふれあい広場、高岡運動広場、高岡公園体育館、高橋運動広場、地域文化広場、土橋公園、東山運動広場、毘森公園、平井公園、平戸橋いこいの広場、保見運動広場、丸山公園、柳川瀬公園、藤岡、藤岡山村広場、緑の公園、足助、下山運動場、矢作川島崎公園、教職員会館、岩倉運動広場
- 多目的広場／逢妻運動広場、石野運動広場、井上公園、梅坪浄水運動広場、川田公園、猿投棒の手ふれあい広場、白浜公園、新生公園、末野原運動広場、高岡運動広場、高岡公園、地域文化広場、土橋公園、東山運動広場、平山公園、松平運動広場、柳川瀬公園、若園運動広場、緑の公園、足助グラウンド、足助農山村広場、下山運動場、稻武夏焼グラウンド、藤岡山村広場、藤岡運動広場、藤岡総合グラウンド野球場
- サッカー場／川端公園、高岡公園(児童専用)、柳川瀬公園
- ラグビー場／川田公園
- 野球場(軟式野球)／毘森公園、柳川瀬公園(児童専用)
- ソフトボール場／運動公園、上郷公園、越戸公園、古瀬間運動広場、新生公園、平井公園(児童専用)、保見運動広場
- 武道場／スカイホール豊田、猿投コミュニティセンター、地域文化広場、旭
- ハンドボール場／御立公園
- フットサル場／川端公園



# 素养、文化、体育

## 可利用的设施

各种社区活动、生涯学习活动时，可使用以下设施的会议室、烹饪室、日式房间等。利用申请请联系各设施。(电话号码请查阅 149 页~)

## 可利用的设施

各交流馆、社区中心、猿投棒之手交流广场、青少年中心、地域文化广场、平户桥休闲广场、产业文化中心、喜乐亭、六鹿会馆等

## 体育设施

(负责部门：生涯运动推进课  
TEL 34-6632、FAX 32-9779)

请在“TOSS”系统上进行体育设施的预约。利用前，需要事先登录。在体育馆等体育设施、各交流馆、社区中心、生涯运动推进课等处填写申请书上的必要事项并提交后，即可获得利用者登录卡。

\*TOSS 可通过连接网络的电脑、智能手机、普通手机加以使用。



## ■可使用 TOSS 预约的体育设施

- 体育馆 / 运动公园、东山体育中心、猿投社区中心、高冈公园、地域文化广场、丰田蓝天大厅 (SKY HALL TOYOTA)、柳川濑、西部、藤冈体育中心、小原健身中心、足助健身中心、下山健身中心、旭综合体育馆
- 网球场 / 荒井公园、井上公园、加茂川公园、猿投棒之手交流广场、高冈运动广场、高冈公园体育馆、高桥运动广场、地域文化广场、土桥公园、东山运动广场、毘森公园、平井公园、平户桥休闲广场、保见运动广场、丸山公园、柳川濑公园、藤冈、藤冈山村广场、绿之公园、足助、下山运动场、矢作川岛崎公园、教职员会馆、岩仓运动广场
- 多功能广场 / 逢妻运动广场、石野运动广场、井上公园、梅坪净水运动广场、川田公园、猿投棒之手交流广场、白滨公园、新生公园、末野原运动广场、高冈运动广场、高冈公园、地域文化广场、土桥公园、东山运动广场、平山公园、松平运动广场、柳川濑公园、若园运动广场、绿之公园、足助运动场、足助农山村广场、下山运动场、稻武夏烧运动场、藤冈山村广场、藤冈运动广场、藤冈综合运动场棒球场
- 足球场 / 川端公园、高冈公园 (儿童专用)、柳川濑公园
- 橄榄球场 / 川田公园
- 棒球场 (软式棒球) / 毘森公园、柳川濑公园 (儿童专用)
- 垒球场 / 运动公园、上乡公园、越户公园、古濑间运动广场、新生公园、平井公园 (儿童专用)、保见运动广场
- 武道场 / 丰田蓝天大厅 (SKY HALL TOYOTA)、猿投社区中心、地域文化广场、旭
- 手球场 / 御立公园
- 室内足球场 / 川端公园



教  
养  
、  
文  
化  
、  
体  
育



**生涯学習出前講座**  
**(担当:市民活躍支援課**  
**☎34-6660、FAX32-9779)**

皆さんの自主的な学習を支援するため、市や社会福祉協議会などの職員を講師として派遣する制度です。

**■とき・ところ**

原則午前9時～午後9時のうち2時間以内(例外あり)。会場は市内のみ

**■対象**

申込みの時点で市内に在住・在勤・在学の10人以上の団体。ただし、政治、宗教、営利、苦情処理、交渉者を目的とする場合は対象外です

**■講師料**

無料(一部講座では実費が必要な場合有り)

**■お願い**

会場の手配・準備は、申込者側でお願いします。また、講座の申込みが集中するなど、諸事情によりご希望にそえない場合がありますのでご了承ください

**■申込み**

実施の2か月前までに所定の申込書を直接各講座の担当課へ

**■申込書設置場所**

市民活躍支援課、各支所・出張所、交流館、市民活動センター、キラッ☆とよた、市政情報コーナー、市ホームページ

**とよたシニアアカデミー**  
**(担当:とよたシニアアカデミー事務局**  
**☎36-6363、FAX34-0015)**

シニア世代を対象とする学び、相談、情報提供などの事業を通じて、生きがいづくりや様々な市民活動の実践を促すことにより、シニア世代の社会や地域での活躍を支援します。

**■実施講座**

**①通年コース(学習期間:1年間、週1回程度)**

講義や体験活動を通じ、知識・技能の習得に努め、個々にあった主体的な市民活動につなげるため、「健康増進学科」・「文化振興学科」・「環境農学科」の3つのコースを実施します。

**②専門コース(学習期間:2~3か月程度)**

社会課題や地域課題などに関して、専門的に学ぶことで市民活動の実践につなげる短期講座を実施します。

**③はじめの一歩講座(学習期間:1~3日間程度)**

セカンドライフで新たな一歩を踏み出したい人を対象に、学びを通じ、市民活動を始めるきっかけとなる各種講座を毎月実施します。

**■利用時間**

火曜日と年末年始を除く午前10時～午後6時



**生涯学习上门讲座**  
(负责部门：市民活跃支援课  
**TEL 34-6660、FAX 32-9779**)

是为了支援市民们的自主学习，由本市及社会福祉协议会等的工作人员作为讲师进行派遣的制度。

**■时间、地点**

上午9点~下午9点之间2个小时以内(有例外)。会场只设在市内。

**■对象**

申请时在本市居住、工作、上学的10人以上的团体。但是，以政治、宗教、赢利、处理投诉、谈判者为目的的活动不予派遣讲师。

**■讲师费用**

免费(部分讲座有可能需要承担实际费用)

**■敬告**

会场的安排、准备由申请者方进行。同时，可能由于讲座申请过于集中等原因，无法满足申请方的希望，敬请谅解。

**■申请**

请至少提前2个月填写规定的申请书并提交至各讲座的负责课室。

**■申请书发放地点**

市民活跃支援课、各支所及出张所(办事处)、交流馆、市民活动中心、闪光☆丰田、市政信息角、本市主页

**丰田长者学堂**  
(负责部门：丰田长者学堂事务局  
**TEL 36-6363、FAX 34-0015**)

通过以老年人为对象的学习、商谈、信息提供等项目，促进老年人创造生活意义和实践各种市民活动，以此支援老年人在社会和地域的活跃。

**■开办的讲座**

**(1) 全年课程(学习期间：1年、每周1次左右)**

开办“健康增进学科”“文化振兴学科”“环境农学科”3门课程，让学员通过课堂学习和体验活动努力掌握知识和技能，促进学员主动开展符合各自情况的市民活动。

**(2) 专业课程(学习期间：2~3个月左右)**

就社会课题和地域课题等举办短期讲座，通过专业学习促进学员实践市民活动。

**(3) 起步讲座(学习期间：1~3天左右)**

以希望迈出第二人生新一步的人为对象，每月举办各种讲座，创造机遇让学员通过学习开启市民活动。

**■利用时间**

周二和年末年初以外的每天上午10点~下午6点



教育・文化施設など		
施設名	TEL	FAX
旭郷土資料館(旭支所)	<b>68-2213</b>	<b>68-3476</b>
足助資料館	<b>62-0387</b>	<b>62-0482</b>
足助中馬館	<b>62-0878</b>	—
稲武郷土資料館	<b>82-3439</b>	—
歌舞伎伝承館(小原交流館)	<b>65-3711</b>	<b>65-1189</b>
環境学習施設eco-T(エコット)	<b>26-8058</b>	<b>26-8068</b>
とよたエコフルタウン	<b>77-5669</b>	<b>77-5322</b>
教育センター	<b>48-2051</b>	<b>48-8251</b>
教職員会館	<b>48-2351</b>	<b>48-8099</b>
市郷土資料館	<b>32-6561</b>	<b>34-0095</b>
近代の産業とくらし発見館	<b>33-0301</b>	<b>33-0319</b>
鞍ヶ池公園サービスセンター	<b>80-5310</b>	—
交通安全学習センター	<b>88-5055</b>	<b>88-5058</b>
国際交流協会(TIA)	<b>33-5931</b>	<b>33-5950</b>
コンサートホール・能楽堂	<b>35-8200</b>	<b>37-0011</b>
猿投棒の手ふれあい広場	<b>45-7288</b>	<b>45-7290</b>
産業文化センター	<b>33-1531</b>	<b>33-1535</b>
とよた科学体験館	<b>37-3007</b>	<b>37-3012</b>
ものづくりサポートセンター	<b>47-1260</b>	<b>47-1262</b>
自然観察の森	<b>88-1310</b>	<b>88-1311</b>
視聴覚ライブラリー	<b>33-0747</b>	<b>33-7154</b>
とよた市民活動センター	<b>36-1730</b>	<b>34-0015</b>
市民ギャラリー	<b>33-2112</b>	<b>33-2144</b>
市民文化会館	<b>33-7111</b>	<b>35-4801</b>
城跡公園足助城	<b>62-0770</b>	<b>62-1808</b>
森林会館	<b>77-3773</b>	<b>98-0168</b>
青少年センター	<b>32-6296</b>	<b>32-6298</b>
総合野外センター	<b>58-1388</b>	<b>58-1349</b>
青少年相談センター (パルクとよた)	<b>33-9955</b>	<b>32-7911</b>
とよた男女共同参画センター (キラッ☆とよた)	<b>31-7780</b>	<b>31-3270</b>
地域文化広場	<b>53-0671</b>	<b>53-5086</b>
中央図書館	<b>32-0717</b>	<b>32-4343</b>
こども図書室	<b>88-1322</b>	<b>88-1322</b>
高岡農村環境改善センター	<b>52-9931</b>	<b>52-9932</b>

教育・文化施設など		
施設名	TEL	FAX
とよた子どもの権利相談室 (こことよ)	<b>33-9317</b>	<b>33-9314</b>
美術館	<b>34-6610</b>	<b>36-5103</b>
平戸橋いこいの広場	<b>45-7977</b>	<b>45-7922</b>
藤岡民俗資料館	<b>76-3121</b>	—
防災学習センター	<b>35-9716</b>	<b>35-9727</b>
松平郷館	<b>58-3033</b>	—
民芸館	<b>45-4039</b>	<b>46-2588</b>
民芸の森	<b>46-0001</b>	<b>46-0043</b>
六鹿会館 (問合せ先は高岡コミュニティセンター)	<b>53-7771</b>	<b>53-7782</b>
西山公園	<b>31-2108</b>	<b>33-8718</b>
小原和紙のふるさと	<b>65-2151</b>	<b>66-1001</b>
西部コミュニティセンター	<b>36-3001</b>	<b>36-3002</b>
高岡コミュニティセンター	<b>53-7771</b>	<b>53-7782</b>
高橋コミュニティセンター	<b>80-4729</b>	<b>80-0068</b>
交流館		
施設名	TEL	FAX
逢妻交流館	<b>34-3220</b>	<b>34-3400</b>
旭交流館	<b>68-2215</b>	<b>68-2490</b>
朝日丘交流館	<b>34-1561</b>	<b>34-1569</b>
足助交流館	<b>62-1251</b>	<b>62-1252</b>
井郷交流館	<b>45-4807</b>	<b>45-4824</b>
石野交流館	<b>42-1711</b>	<b>42-1861</b>
稻武交流館	<b>83-1007</b>	<b>82-2229</b>
梅坪台交流館	<b>31-0402</b>	<b>31-0412</b>
小原交流館	<b>65-3711</b>	<b>65-1189</b>
上郷交流館	<b>21-1881</b>	<b>21-5025</b>
猿投北交流館	<b>45-5480</b>	<b>45-5612</b>
猿投台交流館	<b>45-2838</b>	<b>45-2943</b>
下山交流館	<b>91-1650</b>	<b>91-1030</b>
浄水流交流館	<b>42-5920</b>	<b>42-5930</b>
末野原交流館	<b>26-6200</b>	<b>26-6210</b>
崇化館交流館	<b>33-0750</b>	<b>33-0760</b>
高橋交流館	<b>88-4887</b>	<b>88-4891</b>
藤岡交流館	<b>76-1612</b>	<b>76-5660</b>



TEL

豊田市の市外局番は**0565**です

教育文化设施等		
设施名称	TEL	FAX
旭乡土资料馆(旭支所)	<b>68-2213</b>	<b>68-3476</b>
足助资料馆	<b>62-0387</b>	<b>62-0482</b>
足助中马馆	<b>62-0878</b>	—
稻武乡土资料馆	<b>82-3439</b>	—
歌舞伎传承馆(小原交流馆)	<b>65-3711</b>	<b>65-1189</b>
环境学习设施 eco-T	<b>26-8058</b>	<b>26-8068</b>
丰田 ecoful town	<b>77-5669</b>	<b>77-5322</b>
教育中心	<b>48-2051</b>	<b>48-8251</b>
教职员会馆	<b>48-2351</b>	<b>48-8099</b>
市乡土资料馆	<b>32-6561</b>	<b>34-0095</b>
近代产业与生活发现馆	<b>33-0301</b>	<b>33-0319</b>
鞍之池公园服务中心	<b>80-5310</b>	—
交通安全学习中心	<b>88-5055</b>	<b>88-5058</b>
国际交流协会(TIA)	<b>33-5931</b>	<b>33-5950</b>
音乐厅、能乐堂	<b>35-8200</b>	<b>37-0011</b>
猿投棒之手交流广场	<b>45-7288</b>	<b>45-7290</b>
产业文化中心	<b>33-1531</b>	<b>33-1535</b>
丰田科学体验馆	<b>37-3007</b>	<b>37-3012</b>
制造支援中心	<b>47-1260</b>	<b>47-1262</b>
自然观察森林	<b>88-1310</b>	<b>88-1311</b>
视听觉图书馆	<b>33-0747</b>	<b>33-7154</b>
丰田市民活动中心	<b>36-1730</b>	<b>34-0015</b>
市民画廊	<b>33-2112</b>	<b>33-2144</b>
市民文化会馆	<b>33-7111</b>	<b>35-4801</b>
城迹公园足助城	<b>62-0770</b>	<b>62-1808</b>
森林会馆	<b>77-3773</b>	<b>98-0168</b>
青少年中心	<b>32-6296</b>	<b>32-6298</b>
综合野外中心	<b>58-1388</b>	<b>58-1349</b>
青少年商谈中心(PalcTOYOTA)	<b>33-9955</b>	<b>32-7911</b>
丰田男女共同参与中心(闪亮☆丰田)	<b>31-7780</b>	<b>31-3270</b>
地域文化广场	<b>53-0671</b>	<b>53-5086</b>
中央图书馆	<b>32-0717</b>	<b>32-4343</b>
儿童图书室	<b>88-1322</b>	<b>88-1322</b>
高冈农村环境改善中心	<b>52-9931</b>	<b>52-9932</b>

教育文化设施等		
设施名称	TEL	FAX
丰田儿童权利咨询室(KOKOTYO)	<b>33-9317</b>	<b>33-9314</b>
美术馆	<b>34-6610</b>	<b>36-5103</b>
平户桥休闲广场	<b>45-7977</b>	<b>45-7922</b>
藤冈民俗资料馆	<b>76-3121</b>	—
防灾学习中心	<b>35-9716</b>	<b>35-9727</b>
松平乡馆	<b>58-3033</b>	—
民艺馆	<b>45-4039</b>	<b>46-2588</b>
民艺之森	<b>46-0001</b>	<b>46-0043</b>
六鹿会馆 (咨询请联系高冈社区中心)	<b>53-7771</b>	<b>53-7782</b>
西山公园	<b>31-2108</b>	<b>33-8718</b>
小原和纸之乡	<b>65-2151</b>	<b>66-1001</b>
西部社区中心	<b>36-3001</b>	<b>36-3002</b>
高冈社区中心	<b>53-7771</b>	<b>53-7782</b>
高桥社区中心	<b>80-4729</b>	<b>80-0068</b>
交流馆		
设施名称	TEL	FAX
逢妻交流馆	<b>34-3220</b>	<b>34-3400</b>
旭交流馆	<b>68-2215</b>	<b>68-2490</b>
朝日丘交流馆	<b>34-1561</b>	<b>34-1569</b>
足助交流馆	<b>62-1251</b>	<b>62-1252</b>
井乡交流馆	<b>45-4807</b>	<b>45-4824</b>
石野交流馆	<b>42-1711</b>	<b>42-1861</b>
稻武交流馆	<b>83-1007</b>	<b>82-2229</b>
梅坪台交流馆	<b>31-0402</b>	<b>31-0412</b>
小原交流馆	<b>65-3711</b>	<b>65-1189</b>
上乡交流馆	<b>21-1881</b>	<b>21-5025</b>
猿投北交流馆	<b>45-5480</b>	<b>45-5612</b>
猿投台交流馆	<b>45-2838</b>	<b>45-2943</b>
下山交流馆	<b>91-1650</b>	<b>91-1030</b>
净水交流馆	<b>42-5920</b>	<b>42-5930</b>
末野原交流馆	<b>26-6200</b>	<b>26-6210</b>
崇化馆交流馆	<b>33-0750</b>	<b>33-0760</b>
高桥交流馆	<b>88-4887</b>	<b>88-4891</b>
藤冈交流馆	<b>76-1612</b>	<b>76-5660</b>



交流館		
施設名	TEL	FAX
藤岡南交流館	<b>75-1707</b>	<b>76-6557</b>
豊南交流館	<b>27-2866</b>	<b>27-2870</b>
保見交流館	<b>48-3403</b>	<b>48-3406</b>
前林交流館	<b>52-5474</b>	<b>52-5596</b>
益富交流館	<b>80-3520</b>	<b>80-3530</b>
松平交流館	<b>58-0073</b>	<b>58-0049</b>
美里交流館	<b>80-1697</b>	<b>80-1701</b>
竜神交流館	<b>29-1819</b>	<b>29-1823</b>
若園交流館	<b>53-0028</b>	<b>53-0064</b>
若林交流館	<b>52-3858</b>	<b>52-4063</b>
学校		
施設名	TEL	FAX
〈市立小学校〉		
青木小学校	<b>45-0025</b>	<b>46-0689</b>
朝日小学校	<b>31-4880</b>	<b>35-4589</b>
足助小学校	<b>62-0059</b>	<b>62-1799</b>
飯野小学校	<b>76-2504</b>	<b>76-4241</b>
石置小学校	<b>76-2511</b>	<b>76-4243</b>
市木小学校	<b>80-0385</b>	<b>89-6483</b>
五ヶ丘小学校	<b>80-5533</b>	<b>89-6492</b>
五ヶ丘東小学校	<b>80-9211</b>	<b>80-9220</b>
稻武小学校	<b>82-3535</b>	<b>80-2765</b>
井上小学校	<b>45-2411</b>	<b>46-0691</b>
伊保小学校	<b>48-8200</b>	<b>48-0790</b>
岩倉小学校	<b>58-0119</b>	<b>58-1446</b>
畠部小学校	<b>21-0029</b>	<b>21-5063</b>
梅坪小学校	<b>31-4882</b>	<b>35-4591</b>
追分小学校	<b>62-0392</b>	<b>62-2327</b>
大蔵小学校	<b>64-2002</b>	<b>64-2708</b>
大沼小学校	<b>90-2028</b>	<b>90-3012</b>
大畑小学校	<b>48-8003</b>	<b>48-0783</b>
大林小学校	<b>28-2501</b>	<b>26-6271</b>
小渡小学校	<b>68-2326</b>	<b>68-2327</b>
小原中部小学校	<b>65-3002</b>	<b>65-3694</b>
加納小学校	<b>45-0024</b>	<b>46-0692</b>

学校		
施設名	TEL	FAX
〈市立小学校〉		
上鷹見小学校	<b>41-2017</b>	<b>42-1410</b>
久久平小学校	<b>58-0027</b>	<b>58-2460</b>
幸海小学校	<b>58-0127</b>	<b>58-2475</b>
小清水小学校	<b>32-0194</b>	<b>35-4584</b>
古瀬間小学校	<b>80-0593</b>	<b>89-6459</b>
駒場小学校	<b>57-2507</b>	<b>57-1327</b>
挙母小学校	<b>31-0193</b>	<b>35-4590</b>
衣丘小学校	<b>34-2030</b>	<b>35-4595</b>
佐切小学校	<b>63-2330</b>	<b>63-2673</b>
敷島小学校	<b>68-2702</b>	<b>68-2193</b>
四郷小学校	<b>45-2283</b>	<b>46-0693</b>
浄水小学校	<b>45-0556</b>	<b>46-0695</b>
浄水北小学校	<b>63-5091</b>	<b>45-3305</b>
新盛小学校	<b>67-2020</b>	<b>67-2059</b>
寿恵野小学校	<b>28-5027</b>	<b>26-6270</b>
高嶺小学校	<b>21-0026</b>	<b>21-5127</b>
滝脇小学校	<b>58-0252</b>	<b>58-1754</b>
竹村小学校	<b>52-3420</b>	<b>52-1664</b>
土橋小学校	<b>29-5285</b>	<b>26-6278</b>
堤小学校	<b>52-3718</b>	<b>52-1634</b>
寺部小学校	<b>80-0126</b>	<b>89-6419</b>
道慈小学校	<b>65-2023</b>	<b>65-3692</b>
童子山小学校	<b>32-0196</b>	<b>35-4572</b>
巴ヶ丘小学校	<b>91-1717</b>	<b>91-1718</b>
豊松小学校	<b>58-0129</b>	<b>58-2205</b>
中金小学校	<b>41-2210</b>	<b>42-1437</b>
中山小学校	<b>76-2509</b>	<b>76-4246</b>
西広瀬小学校	<b>41-2555</b>	<b>42-1408</b>
西保見小学校	<b>48-2822</b>	<b>48-0896</b>
根川小学校	<b>32-0195</b>	<b>35-4578</b>
野見小学校	<b>80-0372</b>	<b>89-6491</b>
則定小学校	<b>63-2001</b>	<b>63-2672</b>
萩野小学校	<b>62-0214</b>	<b>62-2448</b>

交流馆		
设施名称	TEL	FAX
藤冈南交流馆	<b>75-1707</b>	<b>76-6557</b>
丰南交流馆	<b>27-2866</b>	<b>27-2870</b>
保见交流馆	<b>48-3403</b>	<b>48-3406</b>
前林交流馆	<b>52-5474</b>	<b>52-5596</b>
益富交流馆	<b>80-3520</b>	<b>80-3530</b>
松平交流馆	<b>58-0073</b>	<b>58-0049</b>
美里交流馆	<b>80-1697</b>	<b>80-1701</b>
龙神交流馆	<b>29-1819</b>	<b>29-1823</b>
若园交流馆	<b>53-0028</b>	<b>53-0064</b>
若林交流馆	<b>52-3858</b>	<b>52-4063</b>
学校		
设施名称	TEL	FAX
<市立小学>		
青木小学	<b>45-0025</b>	<b>46-0689</b>
朝日小学	<b>31-4880</b>	<b>35-4589</b>
足助小学	<b>62-0059</b>	<b>62-1799</b>
饭野小学	<b>76-2504</b>	<b>76-4241</b>
石叠小学	<b>76-2511</b>	<b>76-4243</b>
市木小学	<b>80-0385</b>	<b>89-6483</b>
五丘小学	<b>80-5533</b>	<b>89-6492</b>
五丘东小学	<b>80-9211</b>	<b>80-9220</b>
稻武小学	<b>82-3535</b>	<b>80-2765</b>
井上小学	<b>45-2411</b>	<b>46-0691</b>
伊保小学	<b>48-8200</b>	<b>48-0790</b>
岩仓小学	<b>58-0119</b>	<b>58-1446</b>
亩部小学	<b>21-0029</b>	<b>21-5063</b>
梅坪小学	<b>31-4882</b>	<b>35-4591</b>
追分小学	<b>62-0392</b>	<b>62-2327</b>
大藏小学	<b>64-2002</b>	<b>64-2708</b>
大沼小学	<b>90-2028</b>	<b>90-3012</b>
大畠小学	<b>48-8003</b>	<b>48-0783</b>
大林小学	<b>28-2501</b>	<b>26-6271</b>
小渡小学	<b>68-2326</b>	<b>68-2327</b>
小原中部小学	<b>65-3002</b>	<b>65-3694</b>
加纳小学	<b>45-0024</b>	<b>46-0692</b>

学校		
设施名称	TEL	FAX
<市立小学>		
上鹰见小学	<b>41-2017</b>	<b>42-1410</b>
九久平小学	<b>58-0027</b>	<b>58-2460</b>
幸海小学	<b>58-0127</b>	<b>58-2475</b>
小清水小学	<b>32-0194</b>	<b>35-4584</b>
古瀬间小学	<b>80-0593</b>	<b>89-6459</b>
驹场小学	<b>57-2507</b>	<b>57-1327</b>
举母小学	<b>31-0193</b>	<b>35-4590</b>
衣丘小学	<b>34-2030</b>	<b>35-4595</b>
佐切小学	<b>63-2330</b>	<b>63-2673</b>
敷岛小学	<b>68-2702</b>	<b>68-2193</b>
四乡小学	<b>45-2283</b>	<b>46-0693</b>
净水小学	<b>45-0556</b>	<b>46-0695</b>
净水北小学	<b>63-5091</b>	<b>45-3305</b>
新盛小学	<b>67-2020</b>	<b>67-2059</b>
寿惠野小学	<b>28-5027</b>	<b>26-6270</b>
高岭小学	<b>21-0026</b>	<b>21-5127</b>
泷脇小学	<b>58-0252</b>	<b>58-1754</b>
竹村小学	<b>52-3420</b>	<b>52-1664</b>
土桥小学	<b>29-5285</b>	<b>26-6278</b>
堤小学	<b>52-3718</b>	<b>52-1634</b>
寺部小学	<b>80-0126</b>	<b>89-6419</b>
道慈小学	<b>65-2023</b>	<b>65-3692</b>
童子山小学	<b>32-0196</b>	<b>35-4572</b>
巴丘小学	<b>91-1717</b>	<b>91-1718</b>
丰松小学	<b>58-0129</b>	<b>58-2205</b>
中金小学	<b>41-2210</b>	<b>42-1437</b>
中山小学	<b>76-2509</b>	<b>76-4246</b>
西广瀬小学	<b>41-2555</b>	<b>42-1408</b>
西保见小学	<b>48-2822</b>	<b>48-0896</b>
根川小学	<b>32-0195</b>	<b>35-4578</b>
野见小学	<b>80-0372</b>	<b>89-6491</b>
则定小学	<b>63-2001</b>	<b>63-2672</b>
萩野小学	<b>62-0214</b>	<b>62-2448</b>



学校		
施設名	TEL	FAX
<b>〈市立小学校〉</b>		
花山小学校	<b>90-2102</b>	<b>90-3047</b>
冷田小学校	<b>63-2300</b>	<b>63-2759</b>
東広瀬小学校	<b>41-2012</b>	<b>42-1438</b>
東保見小学校	<b>48-1075</b>	<b>48-0892</b>
東山小学校	<b>80-7581</b>	<b>89-6495</b>
平井小学校	<b>80-3011</b>	<b>89-6484</b>
広川台小学校	<b>80-2801</b>	<b>89-6493</b>
平和小学校	<b>29-3833</b>	<b>26-6276</b>
本城小学校	<b>65-2022</b>	<b>65-3693</b>
前山小学校	<b>28-0192</b>	<b>26-6275</b>
御蔵小学校	<b>64-2001</b>	<b>64-2810</b>
御作小学校	<b>76-2512</b>	<b>76-4245</b>
美山小学校	<b>28-3458</b>	<b>26-6274</b>
明和小学校	<b>67-2250</b>	<b>67-2269</b>
元城小学校	<b>31-2280</b>	<b>35-4587</b>
矢並小学校	<b>88-3100</b>	<b>89-6485</b>
山之手小学校	<b>28-0722</b>	<b>26-6273</b>
若園小学校	<b>52-3717</b>	<b>52-1667</b>
若林西小学校	<b>52-2821</b>	<b>52-9661</b>
若林東小学校	<b>52-7211</b>	<b>52-9663</b>
<b>〈市立中学校〉</b>		
逢妻中学校	<b>33-7881</b>	<b>35-4159</b>
旭中学校	<b>68-2131</b>	<b>68-2187</b>

学校		
施設名	TEL	FAX
<b>〈市立中学校〉</b>		
朝日丘中学校	<b>32-0198</b>	<b>35-4198</b>
足助中学校	<b>62-0227</b>	<b>62-1300</b>
井郷中学校	<b>45-8222</b>	<b>46-0399</b>
石野中学校	<b>41-2016</b>	<b>41-2841</b>
稻武中学校	<b>82-2084</b>	<b>82-2758</b>
梅坪台中学校	<b>31-2131</b>	<b>35-4182</b>
小原中学校	<b>65-3011</b>	<b>65-3691</b>
上郷中学校	<b>21-0035</b>	<b>21-3719</b>
猿投中学校	<b>45-0264</b>	<b>46-0408</b>
猿投台中学校	<b>45-0039</b>	<b>46-0396</b>
下山中学校	<b>90-2140</b>	<b>90-3059</b>
浄水中学校	<b>42-8400</b>	<b>45-5616</b>
末野原中学校	<b>27-9800</b>	<b>26-6146</b>
崇化館中学校	<b>31-0197</b>	<b>35-4187</b>
高岡中学校	<b>52-1830</b>	<b>52-7244</b>
高橋中学校	<b>80-0412</b>	<b>80-4932</b>
藤岡中学校	<b>76-2521</b>	<b>76-4240</b>
藤岡南中学校	<b>76-2410</b>	<b>76-2420</b>
豊南中学校	<b>28-0947</b>	<b>26-6176</b>
保見中学校	<b>48-8026</b>	<b>48-0502</b>
前林中学校	<b>52-1353</b>	<b>52-6967</b>
益富中学校	<b>80-4161</b>	<b>80-4929</b>
松平中学校	<b>58-0026</b>	<b>58-2349</b>

学校		
设施名称	TEL	FAX
< 市立小学 >		
花山小学	<b>90-2102</b>	<b>90-3047</b>
冷田小学	<b>63-2300</b>	<b>63-2759</b>
东广瀬小学	<b>41-2012</b>	<b>42-1438</b>
东保见小学	<b>48-1075</b>	<b>48-0892</b>
东山小学	<b>80-7581</b>	<b>89-6495</b>
平井小学	<b>80-3011</b>	<b>89-6484</b>
广川台小学	<b>80-2801</b>	<b>89-6493</b>
平和小学	<b>29-3833</b>	<b>26-6276</b>
本城小学	<b>65-2022</b>	<b>65-3693</b>
前山小学	<b>28-0192</b>	<b>26-6275</b>
御藏小学	<b>64-2001</b>	<b>64-2810</b>
御作小学	<b>76-2512</b>	<b>76-4245</b>
美山小学	<b>28-3458</b>	<b>26-6274</b>
明和小学	<b>67-2250</b>	<b>67-2269</b>
元城小学	<b>31-2280</b>	<b>35-4587</b>
矢井小学	<b>88-3100</b>	<b>89-6485</b>
山之手小学	<b>28-0722</b>	<b>26-6273</b>
若园小学	<b>52-3717</b>	<b>52-1667</b>
若林西小学	<b>52-2821</b>	<b>52-9661</b>
若林东小学	<b>52-7211</b>	<b>52-9663</b>
< 市立初中 >		
逢妻初中	<b>33-7881</b>	<b>35-4159</b>
旭初中	<b>68-2131</b>	<b>68-2187</b>

学校		
设施名称	TEL	FAX
< 市立初中 >		
朝日丘初中	<b>32-0198</b>	<b>35-4198</b>
足助初中	<b>62-0227</b>	<b>62-1300</b>
井乡初中	<b>45-8222</b>	<b>46-0399</b>
石野初中	<b>41-2016</b>	<b>41-2841</b>
稻武初中	<b>82-2084</b>	<b>82-2758</b>
梅坪台初中	<b>31-2131</b>	<b>35-4182</b>
小原初中	<b>65-3011</b>	<b>65-3691</b>
上乡初中	<b>21-0035</b>	<b>21-3719</b>
猿投初中	<b>45-0264</b>	<b>46-0408</b>
猿投台初中	<b>45-0039</b>	<b>46-0396</b>
下山初中	<b>90-2140</b>	<b>90-3059</b>
净水初中	<b>42-8400</b>	<b>45-5616</b>
末野原初中	<b>27-9800</b>	<b>26-6146</b>
崇化馆初中	<b>31-0197</b>	<b>35-4187</b>
高冈初中	<b>52-1830</b>	<b>52-7244</b>
高桥初中	<b>80-0412</b>	<b>80-4932</b>
藤冈初中	<b>76-2521</b>	<b>76-4240</b>
藤冈南初中	<b>76-2410</b>	<b>76-2420</b>
丰南初中	<b>28-0947</b>	<b>26-6176</b>
保见初中	<b>48-8026</b>	<b>48-0502</b>
前林初中	<b>52-1353</b>	<b>52-6967</b>
益富初中	<b>80-4161</b>	<b>80-4929</b>
松平初中	<b>58-0026</b>	<b>58-2349</b>



公共设施电话号码



学校		
施設名	TEL	FAX
<b>〈市立中学校〉</b>		
美里中学校	<b>89-1731</b>	<b>89-6399</b>
竜神中学校	<b>28-6600</b>	<b>26-6186</b>
若園中学校	<b>52-2233</b>	<b>52-6189</b>
<b>〈市立特別支援学校〉</b>		
豊田特別支援学校	<b>44-1151</b>	<b>44-1160</b>
<b>〈県立高等学校など〉</b>		
足助高等学校	<b>62-1661</b>	<b>62-1687</b>
加茂丘高等学校	<b>76-2241</b>	<b>76-2491</b>
衣台高等学校	<b>33-1080</b>	<b>33-9419</b>
猿投農林高等学校	<b>45-0621</b>	<b>46-1985</b>
豊田北高等学校	<b>80-5111</b>	<b>80-9408</b>
豊田工業高等学校	<b>52-4311</b>	<b>53-7716</b>
豊田高等学校	<b>45-8622</b>	<b>46-1984</b>
豊田高等特別支援学校	<b>54-0011</b>	<b>54-0013</b>
豊田西高等学校	<b>31-0313</b>	<b>33-9417</b>
豊田東高等学校	<b>80-1177</b>	<b>80-5066</b>
豊田南高等学校	<b>53-1011</b>	<b>53-7714</b>
松平高等学校	<b>58-1144</b>	<b>58-3061</b>
豊野高等学校	<b>28-8800</b>	<b>28-4339</b>
<b>〈私立高等学校など〉</b>		
杜若高等学校	<b>45-5000</b>	<b>45-8870</b>
豊田大谷高等学校	<b>48-3511</b>	<b>48-3518</b>
南山国際高等学校	<b>46-5300</b>	<b>46-5303</b>
ルネサンス豊田高等学校	<b>49-0051</b>	<b>41-2121</b>
<b>〈大学など〉</b>		
愛知学泉大学	<b>35-1313</b>	<b>35-1677</b>
愛知工業大学	<b>48-8121</b>	<b>48-0277</b>
中京大学 豊田キャンパス	<b>46-1211</b>	<b>46-1294</b>
日本赤十字豊田看護大学	<b>36-5111</b>	<b>37-8558</b>
豊田工業高等専門学校	<b>32-8811</b>	<b>36-5930</b>
<b>こども園など</b>		
施設名	TEL	FAX
<b>〈公立こども園〉</b>		
朝日こども園	<b>32-2212</b>	<b>32-5747</b>
足助まゆみこども園	<b>62-0382</b>	<b>62-1617</b>

こども園など		
施設名	TEL	FAX
<b>〈公立こども園〉</b>		
足助もみじこども園	<b>62-0685</b>	<b>62-1728</b>
飯野こども園	<b>76-2667</b>	<b>76-2741</b>
石置こども園	<b>76-1998</b>	<b>76-6280</b>
稻武こども園	<b>82-2025</b>	<b>83-1012</b>
伊保こども園	<b>48-8188</b>	<b>48-4632</b>
今こども園	<b>28-2285</b>	<b>28-9419</b>
梅坪こども園	<b>32-2057</b>	<b>32-6945</b>
永新こども園	<b>29-0732</b>	<b>29-9230</b>
大草こども園	<b>65-2045</b>	<b>65-2750</b>
大蔵こども園	<b>64-2220</b>	<b>64-2875</b>
大沼こども園	<b>90-3021</b>	<b>90-3072</b>
大畠こども園	<b>48-8288</b>	<b>48-4631</b>
大林こども園	<b>28-0012</b>	<b>28-9426</b>
小渡こども園	<b>68-2766</b>	<b>68-2922</b>
上郷こども園	<b>21-1830</b>	<b>21-6466</b>
上鷹見こども園	<b>41-2219</b>	<b>42-1317</b>
木瀬こども園	<b>76-1765</b>	<b>76-6580</b>
越戸こども園	<b>45-1073</b>	<b>45-4080</b>
駒場こども園	<b>57-2413</b>	<b>57-1689</b>
挙母こども園	<b>32-0199</b>	<b>32-5735</b>
杉本こども園	<b>68-2701</b>	<b>68-2852</b>
住吉こども園	<b>52-3807</b>	<b>52-6958</b>
高嶺こども園	<b>21-0404</b>	<b>21-6429</b>
高橋こども園	<b>88-8088</b>	<b>88-1147</b>
高美こども園	<b>52-3706</b>	<b>52-3782</b>
堤ヶ丘こども園	<b>52-0166</b>	<b>52-0191</b>
寺部こども園	<b>80-2194</b>	<b>80-9585</b>
道慈こども園	<b>65-2733</b>	<b>65-3530</b>
童子山こども園	<b>32-3566</b>	<b>32-5732</b>
透成こども園	<b>41-2550</b>	<b>42-1318</b>
東部こども園	<b>90-3173</b>	<b>90-3074</b>
渡刈こども園	<b>28-8300</b>	<b>28-9476</b>
トヨタこども園	<b>28-2198</b>	<b>27-6954</b>
豊松こども園	<b>58-1551</b>	<b>58-3082</b>
中金こども園	<b>41-2238</b>	<b>42-1571</b>



学校		
设施名称	TEL	FAX
<市立初中>		
美里初中	<b>89-1731</b>	<b>89-6399</b>
龙神初中	<b>28-6600</b>	<b>26-6186</b>
若园初中	<b>52-2233</b>	<b>52-6189</b>
<市立特别支援学校>		
丰田特别支援学校	<b>44-1151</b>	<b>44-1160</b>
<县立高中等>		
足助高中	<b>62-1661</b>	<b>62-1687</b>
加茂丘高中	<b>76-2241</b>	<b>76-2491</b>
衣台高中	<b>33-1080</b>	<b>33-9419</b>
猿投农林高中	<b>45-0621</b>	<b>46-1985</b>
丰田北高中	<b>80-5111</b>	<b>80-9408</b>
丰田工业高中	<b>52-4311</b>	<b>53-7716</b>
丰田高中	<b>45-8622</b>	<b>46-1984</b>
丰田高级特别支援学校	<b>54-0011</b>	<b>54-0013</b>
丰田西高中	<b>31-0313</b>	<b>33-9417</b>
丰田东高中	<b>80-1177</b>	<b>80-5066</b>
丰田南高中	<b>53-1011</b>	<b>53-7714</b>
松平高中	<b>58-1144</b>	<b>58-3061</b>
丰野高中	<b>28-8800</b>	<b>28-4339</b>
<私立高中等>		
杜若高中	<b>45-5000</b>	<b>45-8870</b>
丰田大谷高中	<b>48-3511</b>	<b>48-3518</b>
南山国际高中	<b>46-5300</b>	<b>46-5303</b>
文艺复兴丰田高中	<b>49-0051</b>	<b>41-2121</b>
<大学等>		
爱知学泉大学	<b>35-1313</b>	<b>35-1677</b>
爱知工业大学	<b>48-8121</b>	<b>48-0277</b>
中京大学丰田校区	<b>46-1211</b>	<b>46-1294</b>
日本红十字会丰田看护大学	<b>36-5111</b>	<b>37-8558</b>
丰田工业高等专门学校	<b>32-8811</b>	<b>36-5930</b>

儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<公立儿童园>		
朝日儿童园	<b>32-2212</b>	<b>32-5747</b>
足助真由美儿童园	<b>62-0382</b>	<b>62-1617</b>

儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<公立儿童园>		
足助红叶儿童园	<b>62-0685</b>	<b>62-1728</b>
饭野儿童园	<b>76-2667</b>	<b>76-2741</b>
石叠儿童园	<b>76-1998</b>	<b>76-6280</b>
稻武儿童园	<b>82-2025</b>	<b>83-1012</b>
伊保儿童园	<b>48-8188</b>	<b>48-4632</b>
今儿童园	<b>28-2285</b>	<b>28-9419</b>
梅坪儿童园	<b>32-2057</b>	<b>32-6945</b>
永新儿童园	<b>29-0732</b>	<b>29-9230</b>
大草儿童园	<b>65-2045</b>	<b>65-2750</b>
大藏儿童园	<b>64-2220</b>	<b>64-2875</b>
大沼儿童园	<b>90-3021</b>	<b>90-3072</b>
大畠儿童园	<b>48-8288</b>	<b>48-4631</b>
大林儿童园	<b>28-0012</b>	<b>28-9426</b>
小渡儿童园	<b>68-2766</b>	<b>68-2922</b>
上乡儿童园	<b>21-1830</b>	<b>21-6466</b>
上鹰见儿童园	<b>41-2219</b>	<b>42-1317</b>
木瀬儿童园	<b>76-1765</b>	<b>76-6580</b>
越戸儿童园	<b>45-1073</b>	<b>45-4080</b>
驹场儿童园	<b>57-2413</b>	<b>57-1689</b>
举母儿童园	<b>32-0199</b>	<b>32-5735</b>
杉本儿童园	<b>68-2701</b>	<b>68-2852</b>
住吉儿童园	<b>52-3807</b>	<b>52-6958</b>
高岭儿童园	<b>21-0404</b>	<b>21-6429</b>
高桥儿童园	<b>88-8088</b>	<b>88-1147</b>
高美儿童园	<b>52-3706</b>	<b>52-3782</b>
堤丘儿童园	<b>52-0166</b>	<b>52-0191</b>
寺部儿童园	<b>80-2194</b>	<b>80-9585</b>
道慈儿童园	<b>65-2733</b>	<b>65-3530</b>
童子山儿童园	<b>32-3566</b>	<b>32-5732</b>
透成儿童园	<b>41-2550</b>	<b>42-1318</b>
东部儿童园	<b>90-3173</b>	<b>90-3074</b>
渡刈儿童园	<b>28-8300</b>	<b>28-9476</b>
丰田儿童园	<b>28-2198</b>	<b>27-6954</b>
丰松儿童园	<b>58-1551</b>	<b>58-3082</b>
中金儿童园	<b>41-2238</b>	<b>42-1571</b>



こども園など		
施設名	TEL	FAX
<b>〈公立こども園〉</b>		
中根山こども園	<b>52-3029</b>	<b>52-3097</b>
中山こども園	<b>76-4436</b>	<b>76-6575</b>
根川こども園	<b>32-1082</b>	<b>32-6948</b>
野見こども園	<b>80-0650</b>	<b>80-9423</b>
則定こども園	<b>63-2051</b>	<b>63-2687</b>
冷田こども園	<b>63-2310</b>	<b>63-2141</b>
ひかりこども園	<b>80-2280</b>	<b>80-9583</b>
東広瀬こども園	<b>41-2112</b>	<b>42-1333</b>
東山こども園	<b>80-6074</b>	<b>80-9582</b>
平井こども園	<b>80-2193</b>	<b>80-9581</b>
平山こども園	<b>28-6187</b>	<b>27-9158</b>
広沢こども園	<b>44-0288</b>	<b>44-0988</b>
藤藪こども園	<b>28-4717</b>	<b>27-6995</b>
北栄こども園 (令和3年度は休園)	<b>65-3025</b>	<b>65-3712</b>
本地こども園	<b>27-2662</b>	<b>27-9679</b>
益富こども園	<b>80-0365</b>	<b>80-0398</b>
松平こども園	<b>58-0070</b>	<b>58-3083</b>
御作こども園	<b>76-4672</b>	<b>76-6805</b>
御船こども園	<b>45-1215</b>	<b>45-1599</b>
宮口こども園	<b>32-6727</b>	<b>32-2977</b>
美和こども園	<b>88-2230</b>	<b>88-1134</b>
山之手こども園	<b>28-1101</b>	<b>27-6963</b>
若園こども園	<b>52-3820</b>	<b>52-4140</b>
若林こども園	<b>52-8350</b>	<b>52-6149</b>
若宮こども園	<b>32-3200</b>	<b>32-6946</b>

こども園など		
施設名	TEL	FAX
<b>〈私立こども園〉</b>		
いばらこども園	<b>31-3340</b>	<b>31-3350</b>
こじまこども園	<b>32-2281</b>	<b>32-2899</b>
淨光こども園	<b>32-3635</b>	<b>31-4177</b>
浄水ひかりこども園	<b>63-5680</b>	<b>41-6620</b>
たかはらこども園	<b>34-5141</b>	<b>34-5175</b>
第2いばらこども園	<b>85-0160</b>	<b>85-0170</b>
第2わかばこども園	<b>41-7830</b>	<b>41-7831</b>
中央こども園	<b>45-0066</b>	<b>45-0034</b>
豊田大和キッズこども園	<b>27-5678</b>	<b>27-5688</b>
杜のひかりこども園	<b>45-9966</b>	<b>41-7711</b>
わかばこども園	<b>52-1838</b>	<b>54-0747</b>
<b>〈私立幼稚園〉</b>		
青木幼稚園	<b>44-0188</b>	<b>46-1681</b>
飯野ひかり幼稚園	<b>76-5550</b>	<b>76-5550</b>
豊田花園幼稚園	<b>52-5072</b>	<b>52-6449</b>
豊田星ヶ丘幼稚園	<b>57-2846</b>	<b>57-1717</b>
豊田大和幼稚園	<b>29-1237</b>	<b>71-2327</b>
ひらしば幼稚園	<b>32-3565</b>	<b>32-5715</b>
ベル豊田幼稚園	<b>88-2000</b>	<b>88-2028</b>
松平大和幼稚園	<b>58-2327</b>	<b>58-2357</b>
まふみ幼稚園	<b>31-7181</b>	<b>33-9721</b>
美里幼稚園	<b>89-1011</b>	<b>80-3387</b>
こども園など		
施設名	TEL	FAX
<b>〈幼保連携型認定こども園(旧幼稚園型)〉</b>		
五ヶ丘大和幼稚園	<b>88-1237</b>	<b>80-2327</b>

儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<公立儿童园>		
中根山儿童园	<b>52-3029</b>	<b>52-3097</b>
中山儿童园	<b>76-4436</b>	<b>76-6575</b>
根川儿童园	<b>32-1082</b>	<b>32-6948</b>
野见儿童园	<b>80-0650</b>	<b>80-9423</b>
则定儿童园	<b>63-2051</b>	<b>63-2687</b>
冷田儿童园	<b>63-2310</b>	<b>63-2141</b>
光儿童园	<b>80-2280</b>	<b>80-9583</b>
东广瀬儿童园	<b>41-2112</b>	<b>42-1333</b>
东山儿童园	<b>80-6074</b>	<b>80-9582</b>
平井儿童园	<b>80-2193</b>	<b>80-9581</b>
平山儿童园	<b>28-6187</b>	<b>27-9158</b>
广泽儿童园	<b>44-0288</b>	<b>44-0988</b>
藤薮儿童园	<b>28-4717</b>	<b>27-6995</b>
北栄儿童园 (2021年度休园)	<b>65-3025</b>	<b>65-3712</b>
本地儿童园	<b>27-2662</b>	<b>27-9679</b>
益富儿童园	<b>80-0365</b>	<b>80-0398</b>
松平儿童园	<b>58-0070</b>	<b>58-3083</b>
御作儿童园	<b>76-4672</b>	<b>76-6805</b>
御船儿童园	<b>45-1215</b>	<b>45-1599</b>
宫口儿童园	<b>32-6727</b>	<b>32-2977</b>
美和儿童园	<b>88-2230</b>	<b>88-1134</b>
山之手儿童园	<b>28-1101</b>	<b>27-6963</b>
若园儿童园	<b>52-3820</b>	<b>52-4140</b>
若林儿童园	<b>52-8350</b>	<b>52-6149</b>
若宫儿童园	<b>32-3200</b>	<b>32-6946</b>

儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<私立儿童园>		
IBOBARA 儿童园	<b>31-3340</b>	<b>31-3350</b>
小岛儿童园	<b>32-2281</b>	<b>32-2899</b>
净光儿童园	<b>32-3635</b>	<b>31-4177</b>
净水光儿童园	<b>63-5680</b>	<b>41-6620</b>
高原儿童园	<b>34-5141</b>	<b>34-5175</b>
第二 Ibobara 儿童园	<b>85-0160</b>	<b>85-0170</b>
第 2 若叶儿童园	<b>41-7830</b>	<b>41-7831</b>
中央儿童园	<b>45-0066</b>	<b>45-0034</b>
丰田大和 Kids 儿童园	<b>27-5678</b>	<b>27-5688</b>
杜之光儿童园	<b>45-9966</b>	<b>41-7711</b>
若叶儿童园	<b>52-1838</b>	<b>54-0747</b>
<私立幼儿园>		
青木幼儿园	<b>44-0188</b>	<b>46-1681</b>
饭野光幼儿园	<b>76-5550</b>	<b>76-5550</b>
丰田花园幼儿园	<b>52-5072</b>	<b>52-6449</b>
丰田星丘幼儿园	<b>57-2846</b>	<b>57-1717</b>
丰田大和幼儿园	<b>29-1237</b>	<b>71-2327</b>
平芝幼儿园	<b>32-3565</b>	<b>32-5715</b>
Bell 丰田幼儿园	<b>88-2000</b>	<b>88-2028</b>
松平大和幼儿园	<b>58-2327</b>	<b>58-2357</b>
真文幼儿园	<b>31-7181</b>	<b>33-9721</b>
美里幼儿园	<b>89-1011</b>	<b>80-3387</b>
儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<幼保协作型认定儿童园(旧幼儿园型)>		
五丘大和幼儿园	<b>88-1237</b>	<b>80-2327</b>



こども園など		
施設名	TEL	FAX
<b>〈幼保連携型認定こども園(旧幼稚園型)〉</b>		
井上幼稚園	<b>45-5010</b>	<b>45-5134</b>
挙母ルーテル幼稚園	<b>32-1764</b>	<b>32-5072</b>
浄水松元幼稚園	<b>45-6884</b>	<b>45-7666</b>
豊田聖霊幼稚園	<b>28-2178</b>	<b>24-8798</b>
豊田東丘幼稚園	<b>89-7570</b>	<b>89-1651</b>
中山松元幼稚園	<b>76-3033</b>	<b>76-3033</b>
名古屋柳城短期大学附属 豊田幼稚園	<b>80-0198</b>	<b>80-1299</b>
林丘幼稚園	<b>28-1074</b>	<b>27-6978</b>
保見ヶ丘幼稚園	<b>48-1500</b>	<b>48-1520</b>
美山幼稚園	<b>28-6181</b>	<b>27-9081</b>
<b>〈幼保連携型認定こども園(旧こども園型)〉</b>		
うねべこども園	<b>21-0405</b>	<b>21-6419</b>
寿恵野こども園	<b>28-2403</b>	<b>28-9469</b>
青松こども園	<b>34-0065</b>	<b>31-4152</b>
竹村こども園	<b>52-8508</b>	<b>52-8552</b>
第2青松こども園	<b>35-0015</b>	<b>35-0077</b>
堤こども園	<b>52-3053</b>	<b>52-3095</b>
東海こども園	<b>88-0599</b>	<b>88-0598</b>
東保見こども園	<b>48-2221</b>	<b>48-2231</b>
丸山こども園	<b>28-0744</b>	<b>28-9294</b>
みずほこども園	<b>32-7380</b>	<b>32-6958</b>
竜神こども園	<b>28-8200</b>	<b>28-9194</b>

こども園など		
施設名	TEL	FAX
<b>〈小規模保育事業所・事業所内保育事業所〉</b>		
キッズハウスとよた(小規模)	<b>36-5025</b>	<b>36-5022</b>
ナースリーハウス(小規模)	<b>31-8282</b>	<b>31-6680</b>
ひなたぼっこ(事業所内)	<b>34-5008</b>	<b>41-6088</b>
みるみる園(事業所内)	<b>31-5875</b>	<b>31-5875</b>
子育て支援センター		
施設名	TEL	FAX
とよた子育て総合支援センター	<b>37-7071</b>	<b>37-7072</b>
志賀子どもつどいの広場	<b>80-1522</b>	<b>80-1533</b>
柳川瀬子どもつどいの広場	<b>25-0008</b>	<b>21-2800</b>
足助子育て支援センター	<b>62-1145</b>	<b>62-1728</b>
飯野子育て支援センター	<b>75-1236</b>	<b>75-1237</b>
伊保子育て支援センター	<b>43-1291</b>	<b>48-4632</b>
越戸子育て支援センター	<b>45-3106</b>	<b>45-4080</b>
堤子育て支援センター	<b>52-0207</b>	<b>47-2011</b>
渡刈子育て支援センター	<b>74-1056</b>	<b>28-9476</b>
宮口子育て支援センター	<b>32-7118</b>	<b>32-2977</b>
山之手子育て支援センター	<b>26-0775</b>	<b>27-6963</b>
若園子育て支援センター	<b>52-3102</b>	<b>52-4140</b>
稻武子育て支援センター	<b>82-2025</b>	<b>83-1012</b>
大草子育て支援センター	<b>65-2045</b>	<b>65-2750</b>
大沼子育て支援センター	<b>90-3021</b>	<b>90-3072</b>
杉本子育て支援センター	<b>68-2701</b>	<b>68-2852</b>



儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<b>&lt;幼保协作型认定儿童园(旧幼儿园型)&gt;</b>		
井上幼儿园	<b>45-5010</b>	<b>45-5134</b>
举母路德幼儿园	<b>32-1764</b>	<b>32-5072</b>
净水松元幼儿园	<b>45-6884</b>	<b>45-7666</b>
丰田圣灵幼儿园	<b>28-2178</b>	<b>24-8798</b>
丰田东丘幼儿园	<b>89-7570</b>	<b>89-1651</b>
中山松元幼儿园	<b>76-3033</b>	<b>76-3033</b>
名古屋柳城短期大学附属 丰田幼儿园	<b>80-0198</b>	<b>80-1299</b>
林丘幼儿园	<b>28-1074</b>	<b>27-6978</b>
保见丘幼儿园	<b>48-1500</b>	<b>48-1520</b>
美山幼儿园	<b>28-6181</b>	<b>27-9081</b>
<b>&lt;幼保协作型认定儿童园(旧儿童园型)&gt;</b>		
亩部儿童园	<b>21-0405</b>	<b>21-6419</b>
寿惠野儿童园	<b>28-2403</b>	<b>28-9469</b>
青松儿童园	<b>34-0065</b>	<b>31-4152</b>
竹村儿童园	<b>52-8508</b>	<b>52-8552</b>
第二青松儿童园	<b>35-0015</b>	<b>35-0077</b>
堤儿童园	<b>52-3053</b>	<b>52-3095</b>
东海儿童园	<b>88-0599</b>	<b>88-0598</b>
东保见儿童园	<b>48-2221</b>	<b>48-2231</b>
丸山儿童园	<b>28-0744</b>	<b>28-9294</b>
瑞穗儿童园	<b>32-7380</b>	<b>32-6958</b>
龙神儿童园	<b>28-8200</b>	<b>28-9194</b>

儿童园等		
设施名称	TEL	FAX
<b>&lt;小规模保育事业所、事业所内保育事业所&gt;</b>		
丰田儿童屋(小规模)	<b>36-5025</b>	<b>36-5022</b>
保育舍(小规模)	<b>31-8282</b>	<b>31-6680</b>
Hinatabokko(事业所内)	<b>34-5008</b>	<b>41-6088</b>
Mirumiru园(事业所内)	<b>31-5875</b>	<b>31-5875</b>
育儿支援中心		
设施名称	TEL	FAX
丰田育儿综合支援中心	<b>37-7071</b>	<b>37-7072</b>
志贺儿童集会广场	<b>80-1522</b>	<b>80-1533</b>
柳川瀨儿童集会广场	<b>25-0008</b>	<b>21-2800</b>
足助育儿支援中心	<b>62-1145</b>	<b>62-1728</b>
饭野育儿支援中心	<b>75-1236</b>	<b>75-1237</b>
伊保育儿支援中心	<b>43-1291</b>	<b>48-4632</b>
越户育儿支援中心	<b>45-3106</b>	<b>45-4080</b>
堤育儿支援中心	<b>52-0207</b>	<b>47-2011</b>
渡刈育儿支援中心	<b>74-1056</b>	<b>28-9476</b>
宫口育儿支援中心	<b>32-7118</b>	<b>32-2977</b>
山之手育儿支援中心	<b>26-0775</b>	<b>27-6963</b>
若园育儿支援中心	<b>52-3102</b>	<b>52-4140</b>
稻武育儿支援中心	<b>82-2025</b>	<b>83-1012</b>
大草育儿支援中心	<b>65-2045</b>	<b>65-2750</b>
大沼育儿支援中心	<b>90-3021</b>	<b>90-3072</b>
杉本育儿支援中心	<b>68-2701</b>	<b>68-2852</b>



給食センター		
施設名	TEL	FAX
学校給食協会	<b>32-2110</b>	<b>32-7354</b>
足助給食センター	<b>62-2525</b>	<b>62-2528</b>
稲武給食センター	<b>82-3537</b>	<b>82-3538</b>
中部給食センター	<b>32-7374</b>	<b>32-7354</b>
東部給食センター	<b>89-1173</b>	<b>89-1855</b>
南部給食センター	<b>52-2340</b>	<b>52-4845</b>
平和給食センター	<b>27-9657</b>	<b>29-9088</b>
北部給食センター	<b>45-0375</b>	<b>45-0387</b>
医療・福祉		
施設名	TEL	FAX
稲武福祉センター	<b>82-2068</b>	<b>82-3604</b>
乙ヶ林診療所	<b>65-3008</b>	<b>65-2740</b>
小原福祉センターふくしの里	<b>65-3350</b>	<b>65-3705</b>
介護予防拠点施設 足助まめだ館	<b>62-1857</b>	<b>61-1115</b>
けやきワークス	<b>33-2551</b>	<b>31-9143</b>
こども発達センター	<b>32-8981</b>	<b>32-8902</b>
さくらワークス	<b>21-8723</b>	<b>21-8704</b>
サン・アビリティーズ豊田	<b>33-5631</b>	<b>33-0114</b>
下山保健福祉センター まどいの丘	<b>90-4005</b>	<b>90-2419</b>
寿楽荘	<b>65-3611</b>	<b>65-2837</b>
障がい者福祉会館	<b>34-2940</b>	<b>35-2833</b>
第二ひまわり	<b>31-3370</b>	<b>31-3391</b>
暖	<b>37-1781</b>	<b>37-1737</b>
豊田ほっとかん	<b>36-3000</b>	<b>36-3002</b>
豊田地域医療センター	<b>34-3000</b>	—
南部休日救急内科診療所	<b>85-0099</b>	<b>85-0096</b>
シルバー人材センター	<b>31-1007</b>	<b>34-3238</b>
福祉センター	<b>34-1131</b>	<b>32-6011</b>
藤岡福祉センターふじのさと	<b>76-3606</b>	<b>76-3608</b>
老人福祉センターぬくもりの里	<b>68-3890</b>	<b>68-2801</b>
老人福祉センター豊寿園	<b>27-2200</b>	<b>28-7343</b>

地域包括支援センター		
施設名	TEL	FAX
足助地域包括支援センター	<b>62-0683</b>	<b>62-0684</b>
石野の里地域包括支援センター	<b>78-6711</b>	<b>42-1116</b>
いなば包括支援センター	<b>82-2530</b>	<b>82-3604</b>
こさの里 地域包括支援センター	<b>46-9677</b>	<b>46-9901</b>
社協包括支援センター	<b>32-4342</b>	<b>33-2346</b>
地域包括支援センター かずえの郷	<b>21-6725</b>	<b>21-6780</b>
地域包括支援センター くらがいけ	<b>80-1244</b>	<b>80-1108</b>
地域包括支援センター 猿投の楽園	<b>45-3717</b>	<b>41-6544</b>
地域包括支援センターとよた苑	<b>87-3700</b>	<b>88-1724</b>
地域包括支援センター 藤岡の楽園	<b>75-1258</b>	<b>76-0200</b>
地域包括支援センター保見の里	<b>48-3004</b>	<b>48-3317</b>
地域包括支援センター 益富の楽園	<b>41-7788</b>	<b>41-7070</b>
つつみ園地域包括支援センター	<b>51-5206</b>	<b>55-0061</b>
豊田厚生地域包括支援センター	<b>43-5022</b>	<b>43-5025</b>
豊田地域ケア支援センター	<b>34-3209</b>	<b>34-3398</b>
トヨタ地域包括支援センター	<b>24-0623</b>	<b>24-0621</b>
豊田福寿園 地域包括支援センター	<b>45-5357</b>	<b>45-5650</b>
ぬくもりの里包括支援センター	<b>68-2338</b>	<b>68-2801</b>
ひまわり邸 地域包括支援センター	<b>33-0801</b>	<b>33-0809</b>
ひまわりの街 地域包括支援センター	<b>47-8158</b>	<b>53-8830</b>
ふくしの里包括支援センター	<b>65-1600</b>	<b>65-3705</b>
ふじのさと包括支援センター	<b>76-5294</b>	<b>76-3608</b>
ほっとかん 地域包括支援センター	<b>36-3006</b>	<b>36-3002</b>
まどいの丘包括支援センター	<b>90-4335</b>	<b>90-2419</b>
みなみ福寿園 地域包括支援センター	<b>24-5000</b>	<b>24-3601</b>
みのり園地域包括支援センター	<b>53-6361</b>	<b>53-6382</b>
わかばやし園 地域包括支援センター	<b>51-1255</b>	<b>52-0727</b>
笑いの家地域包括支援センター	<b>58-5152</b>	<b>58-4166</b>



配餐中心		
设施名称	TEL	FAX
学校配餐协会	<b>32-2110</b>	<b>32-7354</b>
足助配餐中心	<b>62-2525</b>	<b>62-2528</b>
稻武配餐中心	<b>82-3537</b>	<b>82-3538</b>
中部配餐中心	<b>32-7374</b>	<b>32-7354</b>
东部配餐中心	<b>89-1173</b>	<b>89-1855</b>
南部配餐中心	<b>52-2340</b>	<b>52-4845</b>
平和配餐中心	<b>27-9657</b>	<b>29-9088</b>
北部配餐中心	<b>45-0375</b>	<b>45-0387</b>
医疗、福祉		
设施名称	TEL	FAX
稻武福祉中心	<b>82-2068</b>	<b>82-3604</b>
乙林诊疗所	<b>65-3008</b>	<b>65-2740</b>
小原福祉中心福祉之乡	<b>65-3350</b>	<b>65-3705</b>
护理预防据点设施 足助 Mameda 馆	<b>62-1857</b>	<b>61-1115</b>
Keyaki Works	<b>33-2551</b>	<b>31-9143</b>
儿童成长发育中心	<b>32-8981</b>	<b>32-8902</b>
樱花 Works	<b>21-8723</b>	<b>21-8704</b>
Sun Abilities 丰田	<b>33-5631</b>	<b>33-0114</b>
下山保健福祉中心 Madoi 之丘	<b>90-4005</b>	<b>90-2419</b>
寿乐庄	<b>65-3611</b>	<b>65-2837</b>
残疾人福祉会馆	<b>34-2940</b>	<b>35-2833</b>
第二向日葵	<b>31-3370</b>	<b>31-3391</b>
暖	<b>37-1781</b>	<b>37-1737</b>
丰田 Hottokan	<b>36-3000</b>	<b>36-3002</b>
丰田地域医疗中心	<b>34-3000</b>	—
南部假日急诊内科诊所	<b>85-0099</b>	<b>85-0096</b>
老年人才中心	<b>31-1007</b>	<b>34-3238</b>
福祉中心	<b>34-1131</b>	<b>32-6011</b>
藤冈福祉中心藤之乡	<b>76-3606</b>	<b>76-3608</b>
老人福祉中心温暖之乡	<b>68-3890</b>	<b>68-2801</b>
老人福祉中心丰寿园	<b>27-2200</b>	<b>28-7343</b>

地域总括支援中心		
设施名称	TEL	FAX
足助地域总括支援中心	<b>62-0683</b>	<b>62-0684</b>
石野之里地域总括支援中心	<b>78-6711</b>	<b>42-1116</b>
稻武总括支援中心	<b>82-2530</b>	<b>82-3604</b>
小笠之里地域总括支援中心	<b>46-9677</b>	<b>46-9901</b>
社协总括支援中心	<b>32-4342</b>	<b>33-2346</b>
地域总括支援中心和会之乡	<b>21-6725</b>	<b>21-6780</b>
地域总括支援中心鞍池	<b>80-1244</b>	<b>80-1108</b>
地域总括支援中心猿投乐园	<b>45-3717</b>	<b>41-6544</b>
地域总括支援中心丰田苑	<b>87-3700</b>	<b>88-1724</b>
地域总括支援中心 藤冈乐园	<b>75-1258</b>	<b>76-0200</b>
地域总括支援中心保见之里	<b>48-3004</b>	<b>48-3317</b>
地域总括支援中心 益富乐园	<b>41-7788</b>	<b>41-7070</b>
堤园地域总括支援中心	<b>51-5206</b>	<b>55-0061</b>
丰田厚生地域总括支援中心	<b>43-5022</b>	<b>43-5025</b>
丰田地域护理支援中心	<b>34-3209</b>	<b>34-3398</b>
丰田地域总括支援中心	<b>24-0623</b>	<b>24-0621</b>
丰田福寿园地域总括支援中心	<b>45-5357</b>	<b>45-5650</b>
温暖之乡总括支援中心	<b>68-2338</b>	<b>68-2801</b>
向日葵邸地域总括支援中心	<b>33-0801</b>	<b>33-0809</b>
向日葵街区地域总括支援中心	<b>47-8158</b>	<b>53-8830</b>
福祉之乡总括支援中心	<b>65-1600</b>	<b>65-3705</b>
藤之乡总括支援中心	<b>76-5294</b>	<b>76-3608</b>
Hottokan 地域总括支援中心	<b>36-3006</b>	<b>36-3002</b>
Madoi 之丘总括支援中心	<b>90-4335</b>	<b>90-2419</b>
南福寿园地域总括支援中心	<b>24-5000</b>	<b>24-3601</b>
Minori 园地域总括支援中心	<b>53-6361</b>	<b>53-6382</b>
若林园地域总括支援中心	<b>51-1255</b>	<b>52-0727</b>
欢笑之家地域总括支援中心	<b>58-5152</b>	<b>58-4166</b>



スポーツ施設など		
施設名	TEL	FAX
旭総合体育館	<b>68-2020</b>	<b>68-2020</b>
足助トレーニングセンター	<b>62-2546</b>	<b>62-2546</b>
井上公園水泳場	<b>44-1291</b>	<b>44-2025</b>
運動公園	<b>45-4855</b>	<b>45-9942</b>
小原トレーニングセンター	<b>65-2115</b>	<b>65-2115</b>
下山トレーニングセンター	<b>90-3356</b>	<b>91-1811</b>
スカイホール豊田	<b>31-0451</b>	<b>35-4773</b>
西部体育館	<b>32-5541</b>	<b>35-7123</b>
高岡公園体育館	<b>54-0601</b>	<b>54-0601</b>
豊田スタジアム	<b>87-5200</b>	<b>87-5201</b>
東山体育センター	<b>80-0195</b>	<b>80-0195</b>
藤岡体育センター	<b>76-6060</b>	<b>76-6060</b>
柳川瀬公園	<b>21-2232</b>	<b>21-2232</b>

#### 消防施設

施設名	TEL	FAX
消防本部	<b>35-0119</b>	<b>35-9700</b>
足助消防署	<b>62-0119</b>	<b>62-0877</b>
旭出張所	<b>68-1119</b>	<b>68-3010</b>
稻武出張所	<b>82-3099</b>	<b>82-3569</b>
下山出張所	<b>90-4119</b>	<b>90-3653</b>
北消防署	<b>43-0093</b>	<b>43-2167</b>
藤岡小原分署	<b>76-5560</b>	<b>76-0150</b>
力石出張所	<b>42-1751</b>	<b>42-1761</b>
保見出張所	<b>43-1630</b>	<b>43-1743</b>
中消防署	<b>35-9720</b>	<b>35-9729</b>
東分署	<b>87-0360</b>	<b>87-0365</b>
松平出張所	<b>86-1190</b>	<b>86-1228</b>
逢妻分署	<b>36-2450</b>	<b>36-2451</b>
南消防署	<b>25-9008</b>	<b>25-9910</b>
末野原分署	<b>25-3070</b>	<b>25-3075</b>
西分署	<b>25-2570</b>	<b>25-3119</b>
高岡出張所	<b>51-6111</b>	<b>51-6112</b>

上・下水道、清掃施設		
施設名	TEL	FAX
上水運用センター	<b>31-2022</b>	<b>31-3622</b>
水道サービス協会	<b>31-1421</b>	<b>31-1430</b>
逢妻衛生プラント	<b>52-3318</b>	<b>53-2731</b>
グリーン・クリーンふじの丘	<b>75-2101</b>	<b>75-2102</b>
砂川衛生プラント	<b>0561-36-4400</b>	<b>0561-36-3385</b>
渡刈クリーンセンター	<b>28-2000</b>	<b>28-2212</b>
藤岡プラント	<b>76-2027</b>	<b>75-1027</b>
緑のリサイクルセンター	<b>43-2080</b>	<b>43-2081</b>
そのほかの施設		
施設名	TEL	FAX
朝日ヶ丘自転車等保管所	<b>34-5200</b>	<b>34-5200</b>
旭高原元気村	<b>68-2755</b>	<b>68-2810</b>
石畠ふれあい広場	<b>76-6577</b>	<b>76-6577</b>
香恋の館	<b>90-4120</b>	<b>90-4121</b>
勤労者サービスセンター	<b>35-4470</b>	<b>35-4475</b>
公設地方卸売市場	<b>33-3421</b>	<b>34-2156</b>
香嵐渓(足助観光協会)	<b>62-1272</b>	<b>62-0424</b>
古瀬間聖苑	<b>80-1160</b>	<b>80-1196</b>
里山くらし体験館すげの里	<b>69-1622</b>	<b>69-1633</b>
三州足助屋敷	<b>62-1188</b>	<b>62-1782</b>
就労支援室	<b>31-1330</b>	<b>31-1391</b>
豊田消費生活センター	<b>33-0999</b>	<b>33-0998</b>
手づくり工房山遊里	<b>91-1186</b>	<b>91-1187</b>
豊田都市交通研究所	<b>31-8551</b>	<b>31-9888</b>
市動物愛護センター	<b>42-2533</b>	<b>80-2020</b>
どんぐり工房	<b>83-3838</b>	<b>82-3777</b>
どんぐりの湯	<b>82-3135</b>	<b>82-3138</b>
どんぐり横丁	<b>82-3666</b>	<b>82-3136</b>
農ライフ創生センター	<b>43-0340</b>	<b>43-0341</b>
百年草	<b>62-0100</b>	<b>62-2389</b>
藤岡ふれあいの館	<b>75-2105</b>	<b>75-2106</b>
女性しごとテラス	<b>41-7555</b>	<b>31-1391</b>



体育设施等		
设施名称	TEL	FAX
旭综合体育馆	<b>68-2020</b>	<b>68-2020</b>
足助健身中心	<b>62-2546</b>	<b>62-2546</b>
井上公园游泳场	<b>44-1291</b>	<b>44-2025</b>
运动公园	<b>45-4855</b>	<b>45-9942</b>
小原健身中心	<b>65-2115</b>	<b>65-2115</b>
下山健身中心	<b>90-3356</b>	<b>91-1811</b>
丰田蓝天大厅 (SKY HALL)	<b>31-0451</b>	<b>35-4773</b>
西部体育馆	<b>32-5541</b>	<b>35-7123</b>
高冈公园体育场	<b>54-0601</b>	<b>54-0601</b>
丰田体育场	<b>87-5200</b>	<b>87-5201</b>
东山体育中心	<b>80-0195</b>	<b>80-0195</b>
藤冈体育中心	<b>76-6060</b>	<b>76-6060</b>
柳川濑公园	<b>21-2232</b>	<b>21-2232</b>
消防设施		
设施名称	TEL	FAX
消防本部	<b>35-0119</b>	<b>35-9700</b>
足助消防署	<b>62-0119</b>	<b>62-0877</b>
旭办事处	<b>68-1119</b>	<b>68-3010</b>
稻武办事处	<b>82-3099</b>	<b>82-3569</b>
下山办事处	<b>90-4119</b>	<b>90-3653</b>
北消防署	<b>43-0093</b>	<b>43-2167</b>
藤冈小原分署	<b>76-5560</b>	<b>76-0150</b>
力石办事处	<b>42-1751</b>	<b>42-1761</b>
保见办事处	<b>43-1630</b>	<b>43-1743</b>
中消防署	<b>35-9720</b>	<b>35-9729</b>
东分署	<b>87-0360</b>	<b>87-0365</b>
松平办事处	<b>86-1190</b>	<b>86-1228</b>
逢妻分署	<b>36-2450</b>	<b>36-2451</b>
南消防署	<b>25-9008</b>	<b>25-9910</b>
末野原分署	<b>25-3070</b>	<b>25-3075</b>
西分署	<b>25-2570</b>	<b>25-3119</b>
高冈办事处	<b>51-6111</b>	<b>51-6112</b>

自来水及下水道、清扫设施		
设施名称	TEL	FAX
上水运用中心	<b>31-2022</b>	<b>31-3622</b>
水道服务协会	<b>31-1421</b>	<b>31-1430</b>
逢妻卫生生成套设备	<b>52-3318</b>	<b>53-2731</b>
绿色清洁藤丘	<b>75-2101</b>	<b>75-2102</b>
砂川卫生生成套设备	<b>0561-36-4400</b>	<b>0561-36-3385</b>
渡刈清洁中心	<b>28-2000</b>	<b>28-2212</b>
藤冈成套设备	<b>76-2027</b>	<b>75-1027</b>
绿色再生中心	<b>43-2080</b>	<b>43-2081</b>
其他设施		
设施名称	TEL	FAX
朝日丘自行车等保管所	<b>34-5200</b>	<b>34-5200</b>
旭高原元气村	<b>68-2755</b>	<b>68-2810</b>
石叠交流广场	<b>76-6577</b>	<b>76-6577</b>
香恋馆	<b>90-4120</b>	<b>90-4121</b>
劳动者服务中心	<b>35-4470</b>	<b>35-4475</b>
公设地方批发市场	<b>33-3421</b>	<b>34-2156</b>
香嵐溪 (足助观光协会)	<b>62-1272</b>	<b>62-0424</b>
古瀬间圣苑	<b>80-1160</b>	<b>80-1196</b>
里山生活体验营之乡	<b>69-1622</b>	<b>69-1633</b>
三州足助房屋	<b>62-1188</b>	<b>62-1782</b>
就业支援室	<b>31-1330</b>	<b>31-1391</b>
丰田消费生活中心	<b>33-0999</b>	<b>33-0998</b>
手工制作工房山游里	<b>91-1186</b>	<b>91-1187</b>
丰田都市交通研究所	<b>31-8551</b>	<b>31-9888</b>
市动物爱护中心	<b>42-2533</b>	<b>80-2020</b>
橡子工房	<b>83-3838</b>	<b>82-3777</b>
橡子温泉	<b>82-3135</b>	<b>82-3138</b>
橡子小巷	<b>82-3666</b>	<b>82-3136</b>
农业生活创生中心	<b>43-0340</b>	<b>43-0341</b>
百年草	<b>62-0100</b>	<b>62-2389</b>
藤冈交流馆	<b>75-2105</b>	<b>75-2106</b>
女性工作平台	<b>41-7555</b>	<b>31-1391</b>



県の主な施設		
施設名	TEL	FAX
旭高原少年自然の家	<b>68-3200</b>	<b>68-3203</b>
足助警察署	<b>62-0110</b>	<b>62-0099</b>
県緑化センター	<b>76-2106</b>	<b>76-0140</b>
女性相談センター 豊田加茂駐在室	<b>33-0294</b>	<b>33-2212</b>
県動物愛護センター	<b>58-2323</b>	<b>58-2330</b>
豊田加茂県税事務所	<b>32-3383</b>	<b>35-0921</b>
豊田加茂建設事務所	<b>35-1311</b>	<b>35-1648</b>
豊田加茂旅券コーナー	<b>34-2110</b>	<b>34-6152</b>
豊田加茂福祉相談センター	<b>33-0294</b>	<b>33-2212</b>
豊田加茂児童・障害者 相談センター	<b>33-2211</b>	<b>33-2212</b>

県の主な施設		
施設名	TEL	FAX
豊田加茂農林水産事務所	<b>32-7361</b>	<b>32-4720</b>
豊田警察署	<b>35-0110</b>	<b>35-0330</b>
豊田浄水場	<b>45-1500</b>	<b>45-1500</b>
中央家畜保健衛生所 豊田加茂支所	<b>32-0459</b>	<b>35-0674</b>
西三河県民事務所豊田庁舎	<b>32-3381</b>	-
県住宅供給公社 豊田公営住宅センター	<b>34-2001</b>	<b>34-2043</b>
あいち産業科学 技術総合センター	<b>0561- 76-8301</b>	<b>0561- 76-8304</b>
県立岡崎高等技術専門校造園科	<b>76-1424</b>	<b>76-1424</b>



县主要设施		
设施名称	TEL	FAX
旭高原少年自然之家	<b>68-3200</b>	<b>68-3203</b>
足助警察署	<b>62-0110</b>	<b>62-0099</b>
县绿化中心	<b>76-2106</b>	<b>76-0140</b>
女性商谈中心丰田加茂驻在室	<b>33-0294</b>	<b>33-2212</b>
县动物爱护中心	<b>58-2323</b>	<b>58-2330</b>
丰田加茂县税事务所	<b>32-3383</b>	<b>35-0921</b>
丰田加茂建设事务所	<b>35-1311</b>	<b>35-1648</b>
丰田加茂护照专柜	<b>34-2110</b>	<b>34-6152</b>
丰田加茂福祉商谈中心	<b>33-0294</b>	<b>33-2212</b>
丰田加茂儿童及残疾人咨询中心	<b>33-2211</b>	<b>33-2212</b>

县主要设施		
设施名称	TEL	FAX
丰田加茂农林水产事务所	<b>32-7361</b>	<b>32-4720</b>
丰田警察署	<b>35-0110</b>	<b>35-0330</b>
丰田净水场	<b>45-1500</b>	<b>45-1500</b>
中央家畜保健卫生所丰田加茂支所	<b>32-0459</b>	<b>35-0674</b>
西三河县民事务所丰田厅舍	<b>32-3381</b>	-
县住宅供给公社	<b>34-2001</b>	<b>34-2043</b>
丰田公营住宅中心		
爱知产业科学 技术综合中心	<b>0561- 76-8301</b>	<b>0561- 76-8304</b>
县立冈崎高等技术专门学校造园科	<b>76-1424</b>	<b>76-1424</b>



国の主な施設		
施設名	TEL	FAX
西三河自動車検査登録事務所	<b>050-5540-2047</b>	<b>51-1072</b>
愛知少年院	<b>45-0511</b>	<b>43-0072</b>
豊田簡易裁判所	<b>32-0329</b>	<b>32-0341</b>
豊田区検察庁	<b>32-0602</b>	<b>32-0602</b>
豊田公共職業安定所	<b>31-1400</b>	<b>31-6188</b>
豊田税務署	<b>35-7777</b>	—
豊田年金事務所	<b>33-1123</b>	<b>33-1211</b>
豊田労働基準監督署	<b>35-2323</b>	<b>35-2341</b>
名古屋法務局豊田支局	<b>32-0006</b>	<b>35-3837</b>
名古屋国道事務所 豊田維持出張所	<b>32-6110</b>	<b>32-6121</b>
名四国道事務所豊田出張所	<b>32-7581</b>	<b>32-7586</b>
矢作ダム管理所	<b>68-2321</b>	<b>68-2328</b>
自衛隊豊田地域事務所	<b>32-7384</b>	<b>32-7384</b>
豊田公証役場	<b>34-1731</b>	<b>41-6167</b>



国家主要设施		
设施名称	TEL	FAX
西三河汽车检查登记事务所	<b>050-5540-2047</b>	<b>51-1072</b>
爱知少年院	<b>45-0511</b>	<b>43-0072</b>
丰田简易法院	<b>32-0329</b>	<b>32-0341</b>
丰田区检察厅	<b>32-0602</b>	<b>32-0602</b>
丰田公共职业安定所	<b>31-1400</b>	<b>31-6188</b>
丰田税务署	<b>35-7777</b>	—
丰田年金事务所	<b>33-1123</b>	<b>33-1211</b>
丰田劳动基准监督署	<b>35-2323</b>	<b>35-2341</b>
名古屋法务局丰田支局	<b>32-0006</b>	<b>35-3837</b>
名古屋国道事务所 丰田维护办事处	<b>32-6110</b>	<b>32-6121</b>
名四国道事务所丰田办事处	<b>32-7581</b>	<b>32-7586</b>
矢作水坝管理所	<b>68-2321</b>	<b>68-2328</b>
自卫队丰田地域事务所	<b>32-7384</b>	<b>32-7384</b>
丰田公证处	<b>34-1731</b>	<b>41-6167</b>



公共设施电话号码



くらしの  
べんり

帳

丰田市  
生活便利手册

行政 指南